

3 情報収集伝達・広報関係

3-1 防災関係機関の連絡先一覧

■災害時の連絡先 (No.1 市及び市内関係団体等)

名 称	所 在 地	電話番号
<市役所>		
朝来市役所 (本庁舎)	朝来市 和田山町東谷 213-1	079-672-3301
朝来市防災センター	朝来市 和田山町枚田 609	
朝来市生野支所 (生野庁舎)	朝来市 生野町口銀谷 791-1	079-679-2240
朝来市山東支所 (山東庁舎)	朝来市 山東町楽音寺 95	079-676-2080
朝来市朝来支所 (朝来庁舎)	朝来市 新井 73-1	079-677-1165
<消防・警察>		
南但消防本部・朝来消防署	朝来市 和田山町枚田 436-1	079-672-0119
南但消防本部・朝来消防署生野出張所	朝来市 生野町口銀谷 222-1	079-679-4119
南但馬警察署	朝来市 和田山町玉置 653-2	079-672-0110
南但馬警察署生野駅前交番	朝来市 生野町口銀谷 2243	079-679-2004
<病院等>		
公立朝来医療センター	朝来市 和田山町法興寺 392	079-672-3999
南但休日診療所	朝来市 和田山町法興寺 378	079-672-5269
朝来市医師会	朝来市 和田山町和田山宮田 216 (馬庭内科医院内)	079-672-0253
<保健・福祉施設等>		
朝来市福祉事務所	朝来市 和田山町東谷 213-1	079-672-3301
朝来市保健センター	朝来市 和田山町法興寺 378-1	079-672-5269
朝来市地域包括支援センター	朝来市 和田山町東谷 213-1	079-672-6125
生野地域包括支援センター	朝来市 生野町口銀谷 747-3	079-670-5202
和田山高齢者相談センター (和田山・竹田地区)	朝来市 和田山町竹田 2486-10	079-674-0300
和田山高齢者相談センター (糸井・大蔵・東河地区)	朝来市 新井 73-1	079-677-2702
山東高齢者相談センター	朝来市 山東町一品 424	079-676-3411
朝来高齢者相談センター	朝来市 新井 148	079-677-1901
朝来市あったかプラザ	朝来市 和田山町竹田 208-2	079-674-2606
朝来市生野老人福祉センター	朝来市 生野町口銀谷 747-1	079-679-3053
朝来市山東老人福祉センター	朝来市 山東町楽音寺 95	079-676-2080
朝来市高齢者活力創造センター	朝来市 山東町溝黒 411	079-670-7600
朝来市朝来老人福祉保健センター	朝来市 立脇 3-1	079-677-1606
朝来市宅老所「ふらっと」	朝来市 立脇 4-1	079-677-1114
<生活・環境施設>		
朝来市クリーンセンター和田山事業所	朝来市 和田山町枚田 212	079-672-2402
朝来市クリーンセンター山東事業所	朝来市 山東町迫間 393	079-676-3923
朝来市斎場 (セレモニーホールやすらぎ)	朝来市 山東町大月 23-2	079-670-7710
<ケーブルテレビセンター>		
朝来市ケーブルテレビセンター	朝来市 新井 193	079-677-1044
<教育・文化・体育施設>		
朝来市生野生涯学習センター	朝来市 生野町口銀谷 791-1	079-679-3544
朝来市生野マインホール	朝来市 生野町口銀谷 594-6	079-679-4500
朝来市生野交流館	朝来市 生野町真弓 491-1	079-679-2712
朝来市生野体育館	朝来市 生野町真弓 12	079-679-5802
朝来市奥銀谷体育館	朝来市 生野町奥銀谷 1438-1	079-679-5802
朝来市生野子育て学習センター	朝来市 生野町口銀谷 418-4	079-679-4010
朝来市和田山生涯学習センター	朝来市 和田山町玉置 824-1	079-672-0188

名 称	所 在 地	電話番号
朝来市和田山ジュピターホール	朝来市 和田山町玉置 877-1	079-672-1000
朝来市和田山図書館	朝来市 和田山町玉置 861	079-672-1700
朝来市枚田岡会館	朝来市 和田山町枚田岡 475	079-672-3287
朝来市多世代交流センター	朝来市 和田山町土田 112	079-672-4433
朝来市和田山体育センター・武道館	朝来市 和田山町玉置 87	079-672-0188
朝来市和田山子育て学習センター	朝来市 和田山町玉置 824-1	079-672-6170
朝来市和田山郷土資料館	朝来市 和田山町寺内 123	079-675-2928
朝来市山東生涯学習センター	朝来市 山東町楽音寺 95	079-676-2080
朝来市山東子育て学習センター	朝来市 山東町楽音寺 95	079-676-4633
朝来市山東公民館	朝来市 山東町末歳 710	079-670-7300
朝来市山東子育て学習センター	朝来市 山東町末歳 710	079-676-4633
朝来市埋蔵文化財センター	朝来市 山東町大月 91-2	079-670-7330
朝来市さんとう緑風ホール	朝来市 山東町楽音寺 95	079-676-2080
西宮市立山東自然の家	朝来市 山東町粟鹿 2179	079-676-4100
朝来市朝来生涯学習センター	朝来市 新井 73-1	079-677-2112
朝来市あさご・ささゆりホール	朝来市 新井 73-1	079-672-6144 (芸術文化課)
朝来市あさご森の図書館	朝来市 新井 194	079-670-4710
朝来市あさご芸術の森美術館	朝来市 多々良木 739-3	079-670-4111
朝来市朝来福祉会館	朝来市 伊由市場 178	079-678-0243
朝来市朝来体育館	朝来市 立脇 20-1	079-677-1165
朝来市あさごふれあいプール「くじら」	朝来市 新井 172	079-670-4700
朝来市朝来子育て学習センター	朝来市 羽瀨 390	079-677-0202
<こども園・幼稚園・保育所>		
朝来市立認定こども園 生野こども園	朝来市 生野町口銀谷 546	079-679-3602
朝来市立認定こども園 糸井こども園	朝来市 和田山町寺内 565-1	079-675-2644
朝来市立認定こども園 大蔵こども園	朝来市 和田山町宮田 196	079-673-2281
朝来市立認定こども園 東河こども園	朝来市 和田山町中 380	079-672-3257
朝来市立認定こども園 竹田こども園	朝来市 和田山町竹田 592-1	079-674-0014
朝来市立認定こども園 中川こども園	朝来市 桑市 99	079-678-0077
朝来市立認定こども園 山口こども園	朝来市 羽瀨 538	079-677-0140
認定こども園ひまわりこども園	朝来市 和田山町和田山 372-1	079-672-5184
認定こども園枚田みのり保育園	朝来市 和田山町枚田 1622	079-672-5504
認定こども園照福こども園	朝来市 山東町溝黒 123-1	079-676-2347
認定こども園やなせこども園	朝来市 山東町矢名瀬町 772	079-676-2344
私立あわが保育園	朝来市 山東町早田 222	079-676-3329
私立めばえのいわ保育園	朝来市 和田山町平野 548	079-670-2236
<小学校・中学校・高等学校>		
朝来市立生野小学校	朝来市 生野町口銀谷 546	079-679-2044
朝来市立糸井小学校	朝来市 和田山町高生田 4-1	079-675-2821
朝来市立大蔵小学校	朝来市 和田山町宮田 210	079-673-2800
朝来市立枚田小学校	朝来市 和田山町和田山 474	079-672-2049
朝来市立東河小学校	朝来市 和田山町東和田 505-1	079-672-2084
朝来市立竹田小学校	朝来市 和田山町安井 61	079-674-2644
朝来市立梁瀬小学校	朝来市 山東町末歳 688	079-676-2014
朝来市立中川小学校	朝来市 桑市 99	079-678-0007
朝来市立山口小学校	朝来市 羽瀨 565-2	079-677-0040
朝来市立生野中学校	朝来市 生野町真弓 10-1	079-679-3063
朝来市立和田山中学校	朝来市 和田山町柳原 90	079-672-3351
朝来市立梁瀬中学校	朝来市 山東町楽音寺 159	079-676-2041

名 称	所 在 地	電話番号
朝来市立朝来中学校	朝来市新井 92	079-677-0527
兵庫県立生野高等学校	朝来市生野町真弓 432-1	079-679-3123
兵庫県立和田山高等学校	朝来市和田山町枚田岡 376-1	079-672-3269
兵庫県立和田山特別支援学校	朝来市和田山町竹田 1987-1	079-674-0214
私立生野学園中学校、生野学園高等学校	朝来市生野町栢原 28-1	079-679-3451
<学校給食センター>		
朝来市学校給食センター	朝来市和田山町枚田 649-1	079-672-2801
<社会福祉協議会>		
朝来市社会福祉協議会	朝来市新井 73-1	079-677-2701 (総務課) 676-5213
朝来市社会福祉協議会山東地域センター	朝来市山東町楽音寺 118	079-676-5215
朝来市社会福祉協議会和田山地域センター	朝来市和田山町柳原 306-2	079-672-0440
朝来市社会福祉協議会生野地域センター	朝来市生野町口銀谷 747-1	079-679-3053
朝来市社会福祉協議会朝来地域センター	朝来市立脇 3-1	079-677-1606
<商工会>		
朝来市商工会 本所	朝来市和田山町和田山 404	079-672-2362
朝来市商工会 朝来支所	朝来市新井 132	079-677-1190
朝来市商工会 山東支所	朝来市山東町末歳 714-1	079-676-2405
朝来市商工会 生野支所	朝来市生野町口銀谷 512	079-679-2233
<森林組合>		
生野町森林組合	朝来市生野町口銀谷 227-2	079-679-2235
和田山町森林組合	朝来市和田山町和田山 112-6	079-672-2123
朝来森林組合	朝来市多々良木 213-11	079-678-0111
<特別養護老人ホーム>		
いくの喜楽苑	朝来市生野町竹原野 240	079-679-3011
平生園	朝来市和田山町竹田 1779	079-674-0174
緑風の郷	朝来市山東町一品 424	079-676-3411
あさがおホール	朝来市新井 148	079-677-1901
さくらの苑	朝来市和田山町竹田 2486-10	079-674-0264
<デイサービスセンター>		
いくの喜楽苑デイサービス「かいわ」	朝来市生野町竹原野 240	079-679-3011
いくの喜楽苑デイサービス「かいわ」出張所「元気・とちはら」	朝来市生野町栢原 562	079-679-2174
かしのき園	朝来市和田山町宮田 187-4	079-672-0405
なごみの郷	朝来市和田山町林垣 80-2	079-675-3770
レッツ倶楽部朝来	朝来市和田山町比治 203-1	079-672-1220
緑風の郷	朝来市山東町一品 424	079-676-3411
ふるさと	朝来市澤 181	079-677-1030
第2ふるさと	朝来市澤 181	079-677-1030
デイサービスわおん	朝来市石田 431-1	079-677-1518
「さくら」デイサービスセンター生野	朝来市生野町口銀谷 710-1	079-679-4437
今石産業デイサービス未来	朝来市和田山町久世田 47-1	079-674-0123
さくらの苑	朝来市和田山町竹田 2486-10	079-674-0264
あさがおホールデイサービスセンター	朝来市新井 148	079-677-1901
デイサービス木の香	朝来市山東町一品 424	079-676-3455
デイサービスあすなろ	朝来市和田山町竹田 2063-3	079-674-0088
宅老所「ふらっと」	朝来市立脇 4-1	079-677-1114
グループホームたんなんデイサービス	朝来市山東町柿坪 1-1	079-670-7121
デイサービスたんなん	朝来市山東町柿坪 3001-10	079-670-7121

名 称	所 在 地	電話番号
<介護老人保健施設>		
あさご長寿苑	朝来市多々良木 1523	079-678-1181
<その他福祉施設>		
身体障害者療護施設「真生園」	朝来市和田山町竹田 1958	079-674-0131
身体障害者授産施設「恵生園」	朝来市和田山町竹田 1811	079-674-0011
身体障害者通所授産施設「和生園」	朝来市和田山町秋葉台 1-72	079-672-5639
身体障害者通所授産施設「第2和生園」	朝来市和田山町竹田 102	079-666-8886
総合支援センターかのん	朝来市和田山町久世田 47-1	079-670-6601
グループホームもみの木	朝来市和田山町秋葉台 1-99	079-672-4265
グループホームかしの木	朝来市和田山町秋葉台 1-84	079-672-0470
高齢者グループホーム「わらしべ」	朝来市和田山町竹田 1957-1	079-670-6677
ケアハウス竹原野	朝来市生野町竹原野 237	079-679-5111
ケアハウス朝来	朝来市新井 179	079-677-1345
グループホーム竹原野	朝来市生野町竹原野 222	079-679-3936
グループホーム「緑風の郷 木の香」	朝来市山東町一品 424	079-679-3455
児童養護施設「若草寮」	朝来市山東町大内 547-1	079-676-2123
乳児院くれよん	朝来市山東町大内 505-1	079-676-2223
児童家庭支援相談センター リボン	朝来市山東町大内 522-1	079-676-5035
認知症グループホーム「たけだ遊友館」	朝来市和田山町竹田 2063-3	079-674-0085
グループホーム「たんなん」	朝来市山東町柿坪 1-1	079-670-7121
ひなたぼっこ	朝来市生野町口銀谷 418-5	079-679-3006
おくらべ	朝来市和田山町宮田 187-6	079-673-3060
たまき喜楽苑	朝来市和田山町玉置 253	079-670-3363
ステーションRONDO	朝来市和田山町安井 820-10	079-670-6010
ひばり	朝来市山東町溝黒 123-2	079-676-5511
宅老所えんや	朝来市立野 164-12	079-678-1152
めぐみ	朝来市和田山町竹田 2486-19	079-668-9101
あさごふれ愛の郷あおぞら	朝来市新井 1 番地 1	079-677-1613
かのん	朝来市和田山町玉置 1098-7	079-670-1550
YOU・愛センター	朝来市和田山町加都 107-1	079-670-6720
クローバー	朝来市澤 697 番地	079-677-2560
地域活動支援センターあべいゆ	朝来市和田山町東谷 213-123	079-660-7578
J A たじま南但介護センター	朝来市和田山町枚田 922-1	079-672-1861
朝来市社会福祉協議会いきいき介護センター	朝来市新井 73-1	079-677-2703
<その他関係団体等>		
朝来市建設業協会（代表：但南建設株）	朝来市山東町滝田 148-1	079-676-3121
イオン(株)ジャスコ和田山店	朝来市和田山町枚田岡 774	079-670-2863
兵庫県電気工事工業組合但馬支部 （朝来市地区代表：(有)大成電気）	朝来市羽瀨 222	079-677-1828
コカ・コーラボトラーズジャパン(株)和田山営業所	朝来市和田山町枚田 641	0120-866-509
兵庫県自動車整備振興会 但馬支部 （朝来市地区代表：(株)山陰オアシス	朝来市和田山町土田 185-1	079-672-2231
あさご管工事業協同組合	朝来市和田山町岡田 89-1	079-672-2375
たじま農業協同組合和田山支店	朝来市和田山町枚田 922-1	079-672-3107

■災害時の連絡先 (No.2 県、国及び防災関係機関等)

名 称	所 在 地	電話番号
<兵庫県>		
兵庫県災害対策本部	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1	TEL:078-362-9900 FAX:078-362-9911
兵庫県災害対策センター	〃	TEL:078-362-9900 FAX:078-362-9911
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課	〃	TEL:078-362-9988 FAX:078-362-9911
兵庫県消防防災航空隊 (神戸市消防局航空機動隊)	〒650-0048 神戸市中央区神戸空港 8-12	TEL:078-303-1192 FAX:078-302-8119
兵庫県但馬県民局総務企画室総務防災課 (企画防災担当)	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	TEL:0796-26-3618 FAX:0796-24-3211
兵庫県但馬教育事務所教育振興課	〃	TEL:0796-26-3774 FAX:0796-24-4327
兵庫県朝来健康福祉事務所所付	〒669-5202 朝来市和田山町東谷 213-96	TEL:079-672-6863 FAX:079-672-5992
兵庫県朝来農林振興事務所管理課	〃	TEL:079-672-6874 FAX:079-672-0505
兵庫県朝来土地改良センター整備課	〃	TEL:079-672-6897 FAX:079-672-0489
兵庫県朝来農業改良普及センター地域課	〃	TEL:079-672-6889 FAX:079-672-6899
兵庫県養父土木事務所管理課	〒667-0022 養父市八鹿町下網場 320	TEL:079-662-2172 FAX:079-662-3445
兵庫県姫路土木事務所生野ダム管理所	〒679-3323 朝来市生野町竹原野 34-10	TEL:079-679-2433 FAX:079-679-4256
兵庫県警察本部警備部災害対策課	〒650-8510 神戸市中央区下山手通 5-4-1	TEL:078-341-7441
南但馬警察署警備課	〒669-5213 朝来市和田山町玉置 653-2	TEL:079-672-0110 FAX:079-672-0210
<指定地方行政機関・自衛隊>		
国土交通省近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所	〒668-0025 豊岡市幸町 10-3	TEL:0796-22-3126 FAX:0796-24-5267
国土交通省近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 八鹿国道維持出張所	〒667-0044 養父市八鹿町国木 134-1	TEL:079-662-3191 FAX:079-662-3193
国土交通省近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 朝来国道維持出張所	〒669-5211 朝来市和田山町平野 504	TEL:079-672-5105 FAX:079-672-5126
近畿管区警察局広域調整第二課	〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-1-17	TEL:06-6944-1234 FAX:06-6945-4489
近畿総合通信局無線通信部陸上第一課	〒540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44	TEL:06-6942-8555 FAX:06-6920-0611
近畿財務局神戸財務事務所総務課	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29	TEL:078-391-6941 FAX:078-391-2506
神戸税関総務部総務課総務第一係	〒650-0041 神戸市中央区新港町 12-1	TEL:078-333-3010 FAX:078-333-3134
近畿厚生局総務課	〒541-8556 大阪市中央区大手前 4-1-76	TEL:06-6942-2241 FAX:06-6946-1500
近畿農政局兵庫県拠点地方参事官室	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29	TEL:078-331-5924 FAX:078-331-5177

名 称	所 在 地	電話番号
近畿運輸局神戸運輸監理部総務企画部 安全防災危機管理調整官	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1	TEL:078-321-3473 FAX:078-321-3474
近畿中国森林管理局兵庫森林管理署総務グループ	〒671-2573 宍粟市山崎町今宿 100-1	TEL:0790-62-0595 FAX:0790-62-4790
近畿経済産業局総務企画部総務課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44	TEL:06-6966-6001 FAX:06-6966-6071
中部近畿産業保安監督部近畿支部管理課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44	TEL:06-6966-6061 FAX:06-6966-6095
兵庫労働局但馬労働基準監督署	〒668-0031 豊岡市大手町 9-15	TEL:0796-22-5145 FAX:0796-22-5146
兵庫労働局ハローワーク豊岡和田山分室	〒669-5202 朝来市和田山町東谷 105-2	TEL:079-672-2116 FAX:079-672-0838
神戸地方気象台防災監理官室	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3	TEL:078-222-8907 FAX:078-222-8945
陸上自衛隊姫路駐屯地第3特科隊第1中隊	〒670-8580 姫路市峰南町 1-70	TEL:0792-22-4001
自衛隊兵庫地方協力本部渉外広報室	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3	TEL: 078-261-9777 FAX: 078-261-9781
<指定公共機関>		
日本郵便(株)和田山郵便局	〒669-5299 朝来市和田山町東谷 105-1	TEL:079-672-2160
日本郵便(株)生野郵便局	〒679-3399 朝来市生野町口銀谷 504-1	TEL:079-679-2981
日本郵便(株)梁瀬郵便局	〒669-5102 朝来市山東町大垣 52-4	TEL:079-676-2050
日本郵便(株)新井郵便局	〒679-3499 朝来市新井 67	TEL:079-677-0050
西日本旅客鉄道(株)福知山支社総務企画課	〒620-8504 福知山市駅前町 415	TEL:0773-22-4303
西日本旅客鉄道(株)福知山支社運輸指令所 (運輸管理部門)	〒620-8504 福知山市駅前町 415	TEL:0773-23-8616
西日本電信電話(株)兵庫支店 災害対策室	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 11 番	TEL: 078-393-9440 FAX: 078-326-7363
KDDI(株)関西総支社管理部	〒540-0001 大阪市中央区城見 2-2-72	TEL:06-4965-8200 FAX:06-4965-8400
(株)NTTドコモ関西 ネットワーク部災害対策室	〒658-0046 大阪市北区梅田 1-10-1	TEL:06-6457-8621 FAX:06-6457-4326
NTTコミュニケーションズ(株) プラットフォームサービス本部 事業推進部 危機管理室	〒100-0004 東京都千代田区大手前 2-3-5 NTT大手前ビル本館 6 階	TEL: 0570-03-9909 FAX: 0570-03-9910
ソフトバンク(株)総務本部 コーポレートセキュリティ部	〒105-7529 東京都港区海岸 1-7-1	TEL:03-6889-6601
関西電力送配電(株)兵庫支社(姫路)	〒670-0911 姫路市十二所前町 117	TEL:00800-777-3081
関西電力(株)奥多々良木発電所	〒679-3423 朝来市多々良木 156-1	TEL:079-678-0314 FAX:079-678-0397
関西電力(株)多々良木ダム管理所	〒679-3423 朝来市多々良木 166-1	TEL:079-678-0409
日本銀行神戸支店文書課	〒650-0034 神戸市中央区京町 81	TEL:078-334-1116 FAX:078-325-2095
日本赤十字社兵庫県支部事業部救護課	〒651-0073	TEL:078-241-1499

名 称	所 在 地	電話番号
	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5	FAX:078-241-6990
日本放送協会神戸放送局放送部(ニュースデスク)	〒650-8515 神戸市中央区中山手通 2-24-7	TEL:078-252-5100 FAX:078-252-5110
日本通運(株)神戸支店豊岡営業所営業課	〒668-0061 豊岡市上佐野字池畑 1680-5	TEL:0796-22-5381 FAX:0796-22-5353
佐川急便(株)総務部(西日本)	〒554-0024 大阪市此花区島屋 4-4-51	TEL:06-6460-1122 FAX:06-6460-1125
ヤマト運輸(株)姫路主管支店安全推進課	〒671-0252 姫路市花田町加納原田 661-1	TEL:0792-53-7505 FAX:0792-53-6808
<指定地方公共機関等>		
全但バス(株)バス事業部安全推進リスク管理室	〒670-0021 養父市八鹿町八鹿 113-1	TEL:079-662-2131 FAX:079-662-4180
神姫バス(株)バス事業部安全推進課	〒670-0913 姫路市西駅前町 1	TEL:0792-23-1347 FAX:0792-81-2620
(社)兵庫県トラック協会業務部	〒657-0043 神戸市灘区大石東町 2-4-27	TEL:078-882-5556 FAX:078-882-5565
兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所	〒679-2204 神崎郡福崎町西田原 1949	TEL:0790-22-4900 FAX:0790-22-5325
兵庫県道路公社遠坂トンネル管理事務所	〒679-2204 神崎郡福崎町西田原 1949	TEL:0790-22-4900 FAX:0790-22-5325
(株)ラジオ関西報道制作局事業部	〒650-8580 神戸市中央区東川崎町 1-5-7	TEL:078-362-7374 FAX:078-362-7400
(株)サンテレビジョン編成局	〒650-8536 神戸市中央区港島中町 6-9-1	TEL:078-303-3136 FAX:078-303-3152
兵庫エフエム放送(株)編成事業部	〒650-8589 神戸市中央区波止場町 5-4	TEL:078-322-1003 FAX:078-322-1008
(社)兵庫県LPガス防災協会	〒650-0004 神戸市中央区下山手通 6-3-28	TEL:078-361-8068 FAX:078-361-8073
(社)兵庫県医師会事務局	〒651-0086 神戸市中央区磯上通 6-1-11	TEL:078-231-4114 FAX:078-231-8111
<近隣市町等>		
豊岡市政策調整部防災課	〒668-8666 豊岡市中央町 2-4	TEL:0796-23-1111 FAX:0796-24-2575
養父市危機管理室防災安全課	〒667-8651 養父市八鹿町八鹿 1675	TEL:079-662-2899 FAX:079-662-7491
香美町防災安全課	〒669-6592 美方郡香美町香住区香住 1595-3	TEL:0796-36-1111 FAX:0796-36-3809
新温泉町町民安全課防災安全室	〒669-6792 美方郡新温泉町浜坂 2673-1	TEL:0796-82-5621 FAX:0796-82-2970
姫路市市長公室危機管理室災害対策担当	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町 3	TEL:079-223-9593 FAX:079-223-9541
神河町住民生活課	〒679-3116 神崎郡神河町寺前 64	TEL:0790-34-0963 FAX:0790-34-1556
宍粟市まちづくり推進部消防防災課	〒671-2573 宍粟市山崎町今宿 6	TEL:0790-63-3119 FAX:0790-63-3064
丹波市生活環境部くらしの安全課	〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀 1	TEL:0795-82-0250 FAX:0795-82-1821
多可町生活安全課	〒679-1192 多可郡多可町中区中村町 123	TEL:0795-32-4777 FAX:0795-32-2661
福知山市市民総務部危機管理室	〒620-8501 福知山市字内記 13-1	TEL:0773-24-7503 FAX:0773-23-6537

名 称	所 在 地	電話番号
<近隣消防本部>		
豊岡市消防本部	〒668-0055 豊岡市昭和町 4-33	TEL:0796-24-1119 FAX:0796-24-2119
南但消防本部（朝来消防署）	〒669-5261 朝来市和田山町枚田 436-1	TEL:079-672-0119 FAX:079-672-5046
南但消防本部養父消防署	〒667-0043 養父市八鹿町高柳 173	TEL:079-662-0119 FAX:079-662-7764
美方広域消防事務組合消防本部	〒669-6803 美方郡新温泉町今岡 257-1	TEL:0796-92-0119 FAX:0796-92-0594
姫路市消防局	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町 3	TEL: 079-223-0003 FAX: 079-223-8222
西はりま消防本部	〒679-1621 たつの市揖保川町正條 279-1	TEL:0791-76-7119 FAX:0791-72-6119
丹波市消防本部	〒669-3311 丹波市柏原町母坪 371-1	TEL:0795-72-2255 FAX:0795-72-1155
北はりま消防本部	〒679-0292 加東市下滝野 1269-2	TEL:0795-48-3115 FAX:0795-48-3234

3-2 警報・注意報の種類・基準

■気象警報・注意報発表基準一覧（神戸地方気象台）

（令和2年8月6日現在）

朝来市	府県予報区	兵庫県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	但馬南部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	135
	洪水	流域雨量指数基準	市川流域=17.5, 円山川流域=32.2, 神子畑川流域=16.6, 与布土川流域=16.5	
		複合基準 ^{*1}	円山川流域=(6, 28.9), 神子畑川流域=(6, 14.9)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	103	
	洪水	流域雨量指数基準	市川流域=14, 円山川流域=25.7, 神子畑川流域=13.2, 与布土川流域=13.2	
		複合基準 ^{*1}	円山川流域=(5, 25.7), 神子畑川流域=(6, 10.6)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度70%		
	なだれ	①積雪の深さ70cm以上あり降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温7℃以上又は24時間雨量10mm以上 ^{*2}		
	低温	最低気温-4℃以下 ^{*3}		
	霜	4月以降の晩霜 最低気温2℃以下 ^{*4}		
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ:30cm以上 気温:0℃以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は豊岡特別地域気象観測所の値。

*3 気温は豊岡特別地域気象観測所の値。

*4 気温は豊岡特別地域気象観測所の値。

3-3 災害時の広報文例

広報にあたっては、以下の事項に留意することとする。

- ① 災害発生直後には、情報の空白時間帯をつくらぬよう、防災行政無線、ケーブルテレビ（音声告知放送）、広報車、ファクシミリ（各区長宅）等あらゆる手段を用いて、市民に正確な情報を早く提供する。
- ② 災害発生直後には、広報すべき項目が多いため、状況に応じて情報が具体的になるよう心掛けるとともに、必要な事項を取捨選択し何回かに分けてくりかえし情報を提供する。
- ③ 広報の頭には必ず「こちらは朝来市災害対策本部（対策本部設置前は、朝来市役所危機管理室防災安全課又は朝来市災害警戒本部）です。」により放送を開始し、最後は、「以上、朝来市災害対策本部（対策本部設置前は、朝来市役所危機管理室防災安全課又は朝来市災害警戒本部）でした。」で終わる。
- ④ 広報は、2回繰り返すことをもって1セットとして使用する。

<文例一覧>

[文例1] 台風接近等の警戒広報

[文例2] 気象警報の発令

[文例3] 水防指令の発令

[文例4-1] 地震発生後2時間以内の場合

[文例4-2] 地震発生後2時間～6時間の場合

[文例4-3] 地震発生後6時間以降の場合

[文例5] 火災地区住民への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達

[文例6] 崖くずれ危険地区住民への避難勧告、避難指示（緊急）の伝達

[文例7] 水災地区住民への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達

[文例8] 原子力災害時の避難勧告等

[文例9] 市民相談所の開設

[文例10] 安心情報の伝達

[文例11] 道路状況と交通規制

[文例12] 公共交通機関の運行状況

[文例13] 避難所の開設

[文例14] 救護所の開設状況

[文例15] 応急給水の供給状況

[文例16] 水利用にあたっての市民への協力要請

[文例17] 食糧等の供給

[文例18] ごみ・し尿の収集状況

[文例19] 防犯・防火の広報

[文例20] 防疫・保健衛生の広報

[文例21] 学校等の再開

[文例22] 電気の復旧状況

[文例23] 水道の復旧状況

[文例24] 電話の復旧状況

[文例25] 道路の復旧状況

[文例26] バスの運行状況

[文例1] 台風接近等の警戒広報

- こちらは朝来市役所危機管理室防災安全課です。
- ・大型で非常に強い台風〇〇号は、本日〇日の夕方から明日〇日の明け方にかけて当地方に最も接近する見込みです。
- ・降り始めからの雨量は市内〇〇地域で既に〇〇ミリを超えています。
- ・今後、〇〇ミリ程度の雨量が予想されており、短時間に非常に激しい雨が降るおそれがあります。
- ・山崩れ、がけ崩れ、河川の増水や氾濫、強風に厳重に警戒してください。
- ・強風により、屋根瓦やトタン等の飛散のおそれもありますので、十分な注意・警戒をお願いします。
- ・あらかじめ、水路・水門の開閉確認をお願いします。
- ・なお、不要不急の外出はお控えください。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市役所防災安全課でした。

[文例2] 気象警報の発令

- こちらは朝来市災害警戒本部（朝来市災害対策本部）です。
- ・本日、午前（後）〇〇時〇〇分、当地方に暴風・大雨・洪水警報が発令されました。
- ・全域で〇〇日昼過ぎから南西の風が非常に強くなり大雨のおそれもあります。
- ・暴風、大雨に厳重に警戒し、土砂災害や河川の増水に注意してください。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害警戒本部（朝来市災害対策本部）でした。

[文例3] 水防警報の発令

- こちらは朝来市災害警戒本部（朝来市災害対策本部）です。
- ・本日、午前（後）〇〇時〇〇分、水防警報第〇号が発令されました。
- ・大雨により〇〇川の水位が、はんらん注意水位を超えています。
- ・消防団員は分団長等指揮者のもと、各分団で防災活動に当たってください。
- ・市民の方は、河川に近づかないようにしてください。
- ・河川の近くで、浸水のおそれがある地域に住んでおられる方は、いつでも避難できるように準備をしてください。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害警戒本部（朝来市災害対策本部）でした。

[文例4-1] 地震発生後2時間以内の場合

◎こちらは朝来市災害対策本部です。市では先程の地震により本庁に災害対策本部、本庁及び各支所に支所対策部を設置し応急対策に取り組むことになりましたのでお知らせします。

《応急対策広報》

- こちらは朝来市災害対策本部です。皆さん怪我はありませんでしたか。
- ・倒壊した建物等の下敷きになっている人がいれば、至急、南但消防本部（119番）又は朝来市災害対策本部（672-3301）に連絡をして、ご近所の方と協力して救出をお願いします。
- ・怪我をされた方はおられませんか。もしも、怪我をされた方があれば、至急、南但消防本部（119番）又は朝来市災害対策本部（672-3301）に連絡をしてください。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《地震情報》

- こちらは朝来市災害対策本部です。地震情報をお知らせします。
- ・さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
- ・地震活動は、まだ続いております。同規模の大きな地震が連続して発生することもありますので、十分に注意して下さい。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《一般広報》

- こちらは朝来市災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。
- ・地震活動により倒壊のおそれのある建物には、立ち入らないようにしてください。
- ・ガラスの破片などで怪我をしないよう、靴をはいてください。
- ・建物のまわりはガラスや壁、看板などが落ちてくる危険があります。注意してください。
- ・壊れた建物の側や狭い路地を通るときは屋根瓦やブロック塀に注意し、なるべく道路の中央を歩いてください。
- ・垂れ下がった電線は危険です。絶対に触れないようにしてください。
- ・避難する場合や、やむをえず外出される場合には、行き先が分かるよう、玄関先に連絡場所等が分かるメモを貼っておいてください。
- ・地震で一番怖いのは火事です。消し忘れた火がないか落ちてまわりを点検してください。
- ・ガス漏れがないか確認してください。もしも、ガスが漏れているようであれば爆発のおそれがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また電気のスイッチにも手を触れないようにしてください。
- ・電話がつながりにくくなっています。緊急電話以外は今しばらく使用しないでください。
- ・地震により受話器が外れたままになっていませんか。今一度確かめてください。
- ・水道水が使えるようであれば水はできるだけ確保しておいてください。
- ・水洗トイレのタンク内の水も飲み水や料理に使用することができます。流さないようにしてください。
- ・ご近所にお年寄りだけの家庭や子供さんだけ残っておられる家はありますか。もしも、そのような家庭があれば安全確認をしてあげてください。
- ・テレビやラジオをつけて、正確な情報を得てください。
- ・出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また他人にも伝えないでください。
- ・被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
- ・車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
- ・車を放置される場合は、道路の左側に寄せて、鍵はつけたままにしておいてください。
- ・区の役員や消防団員等の指示に従うとともに協力をお願いします。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例4-2] 地震発生後2時間～6時間の場合

《応急対策広報》

- こちらは朝来市災害対策本部です。地震関連情報をお知らせします。
- ・怪我人はいないか確認をしてください。もしも、怪我をされた方があれば〇〇病院、〇〇医院、〇〇救護所で応急処置を行っておりますので治療を受けてください。
 - ・これまでに分かった朝来市の被害は、亡くなった方が〇〇人、重傷の方が〇〇人です。
 - ・朝来市の家屋の被害状況は、全壊が〇〇棟、半壊が〇〇棟です。
 - ・今回の地震で被害が集中している地域は〇〇です。
 - ・現在、市内の電気、水道は全て供給を停止しています。復旧は〇〇頃になる予定です。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《地震情報》

- こちらは朝来市災害対策本部です。地震情報をお知らせします。
- ・現在のところ地震はおさまっていますが、同規模の大きな地震が連続して発生することもありますので、十分に注意をしてください。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《一般広報》

- こちらは朝来市災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。
- ・小さい子供さんがおられる家庭では、できるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
 - ・ご近所の方々は全員無事でしたか。もしも、顔の見えない方がおられましたら無事であったか確認をお願いします。
 - ・ご近所にお年寄りだけの家庭や子供さんだけ残っておられる家はありますか。もしも、そのような家庭があれば安全確認をしてあげてください。
 - ・ご近所の方々に助けを必要とする人がおられたら手伝ってあげてください。
 - ・水は無駄に使用しないでください。
 - ・電話がつながりにくくなっています。緊急電話以外は今しばらく使用しないでください。
 - ・車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
 - ・被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
 - ・テレビやラジオをつけて、正確な情報を得てください。
 - ・出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また、他の人にも伝えしないでください。
 - ・ガス漏れがないか確認をしてください。もしも、ガスが漏れているようであれば爆発のおそれがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また、電気のスイッチにも手を触れないようにしてください。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例4-3] 地震発生後6時間以降の場合

《応急対策広報》

- こちらは朝来市災害対策本部です。地震関連情報をお知らせします。〇〇地区では、〇〇〇〇を避難所として開設しております。避難をする人はこの施設を利用してください。
 - ・これまでに分かった朝来市の被害は、亡くなった方が〇〇人、重傷の方が〇〇人です。
 - ・朝来市の家屋の被害状況は、全壊が〇〇棟、半壊が〇〇棟です。
 - ・今回の地震で被害が集中している地域は〇〇です。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《地震情報》

- こちらは朝来市災害対策本部です。地震情報をお知らせします。
 - ・現在のところ地震はおさまっていますが、同規模の大きな地震が連続して発生することもありますので、十分に注意をしてください。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《一般広報》

- こちらは朝来市災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。
 - ・小さい子供さんがおられる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
 - ・ご近所の方々は全員無事でしたか。もしも、顔の見えない方がおられましたら無事であったか確認をお願いします。
 - ・ご近所にお年寄りだけの家庭や子供さんだけ残っておられる家はありませんか。もしも、そのような家庭があれば安全確認をしてあげてください。
 - ・ご近所の方々に助けを必要とする人があれば手伝ってあげてください。
 - ・水は無駄に使用しないでください。
 - ・電話がつながりにくくなっています。緊急電話以外は今しばらく使用しないでください。
 - ・車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
 - ・被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
 - ・テレビやラジオをつけて、正確な情報を得てください。
 - ・出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また、他の人にも伝えないでください。
 - ・ガス漏れがないか確認をしてください。もしも、ガスが漏れているようであれば爆発のおそれがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また、電気のスイッチにも手を触れないようにしてください。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例5] 火災地区住民への避難準備、避難勧告・指示の伝達

《避難準備》

- 緊急放送。緊急放送。こちらは朝来市災害対策本部です。火災情報をお知らせします。
- ・〇〇地区周辺で火災が発生しました。
 - ・火災は、現在〇〇方向へ燃え広がっていますので、〇〇地区に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
(〇〇地区の火災は、〇〇方向へ燃え広がる危険があります。)
 - ・飛び火には十分注意をしてください。
 - ・お年寄りや子供さんなどは、安全な〇〇(小学校、中学校、地区公民館)への避難を開始してください。その他の方も、いつでも避難できるように準備をしてください。
 - ・火の元を消してください。
 - ・避難する際の荷物は、肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手はあけておきましょう。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《避難勧告・指示》

- 緊急放送。緊急放送。こちらは朝来市災害対策本部です。
- ・警戒レベル4、避難勧告(指示)が出されました。〇〇地域の方は全員〇〇(小学校、中学校、地区公民館)へ避難してください。
 - ・火災は、現在〇〇方面へ燃え広がっております。〇〇地区の方は〇〇(小学校、中学校、地区公民館)へ避難してください。
 - ・火災はさらに広がるもようです。広域避難地である〇〇〇〇へ早めに避難してください。なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。
(市民の避難が完了するまで繰り返すこと)

[文例6] 崖くずれ危険地区住民への避難勧告・指示の伝達

《避難勧告・指示》

- 緊急放送。緊急放送。こちらは朝来市災害対策本部です。崖くずれに関する情報をお知らせします。
- ・〇〇地区は、崖くずれの危険性が高まったため警戒レベル4、避難勧告(指示)を発令しました。〇〇地区の方は全員〇〇(小学校、中学校、地区公民館)へ至急避難してください。
 - ・なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。
(市民の避難が完了するまで繰り返すこと)

[文例7] 水災地区住民への避難準備、避難勧告・指示の伝達

《避難準備》

●こちらは朝来市災害対策本部です。水害に関する情報をお知らせします。

- ・堤防の決壊によって、〇〇地区付近は危険な状態になってきておりますので、〇〇地区に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- ・お年寄りや子供さんなどは、安全な〇〇（小学校、中学校、地区公民館）への避難を開始してください。その他の方も、いつでも避難できるように準備をしてください。
- ・避難する際の荷物は肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手は空けておきましょう。
- ・火の元を消してください。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

《避難勧告・指示》

●緊急放送。緊急放送。こちらは朝来市災害対策本部です。水害に関する情報をお知らせします。

- ・この地区は水害のおそれがあるため警戒レベル4、避難勧告（指示）を発令しました。〇〇地区の方は全員〇〇（小学校、中学校、地区公民館）へ至急避難してください。
- ・避難する際の荷物は肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手は空けておきましょう。なお、現場の警察官や市職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

（市民の避難が完了するまで繰り返すこと）

《災害発生情報》

●緊急放送。緊急放送。こちらは朝来市災害対策本部です。

- ・〇〇川の堤防決壊により浸水が始まっているため、〇〇地区に警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。〇〇地区の皆様は、命を守る最善の行動をとってください。
- ・現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は、大至急、近くの安全な場所に緊急避難するか、屋内の安全な場所に待避してください。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

（市民の避難が完了するまで繰り返すこと）

[文例8] 原子力災害時の避難勧告等

●緊急放送、緊急放送、こちらは朝来市災害対策本部です。

- ・原子力災害による避難勧告（指示）発令。
- ・〇〇地区に警戒レベル4、避難勧告（指示）を発令しました。

【核燃料物質輸送中車両の事故の場合】

- ・〇〇時〇〇分頃、〇〇道路〇〇付近において、核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。

【原子力発電所事故の場合】

- ・〇〇時〇〇分頃、〇〇発電所で事故が発生しました。放射性物質が外部に漏れたことが確認されています。
- ・今後、この地域では放射能による汚染が予想されますので、〇〇地区の住民は直ちに〇〇又は〇〇地区以外の屋内へ避難してください。
- ・毛布、着替え、食料、水などを持参してください。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例9] 市民相談所の開設

●こちらは朝来市災害対策本部です。市民相談所の開設についてお知らせします。

- ・市民相談所を、〇〇〇〇に設置しました。
- ・市民相談所では、行方が分からなくなった家族や知人の安否確認、捜索の受付を行うほか、災害対策本部が把握している各種の情報提供を行っております。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例10] 安心情報の伝達

●こちらは朝来市災害対策本部です。現在把握している安心情報をお知らせします。

- ・〇〇地区では、半壊以上の被害はでておりません。
- ・市立〇〇（保育所、幼稚園、小学校、中学校）の園児、児童、生徒は全員無事との報告が入ってきております。なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
- ・市立〇〇（保育所、幼稚園、小学校、中学校）では数人の怪我人が出ておりますが、いずれも軽傷です。
- ・市立〇〇小学校、〇〇中学校は、学校への延焼火災が心配されておりましたが、現在はそのおそれはなくなりました。
- ・〇〇会社の〇〇工場（事務所）は、従業員（社員）全員の無事が確認されました。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 1 1] 道路状況と交通規制

- こちらは朝来市災害対策本部です。道路交通情報をお知らせします。
 - ・現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。市民の皆さん、車は使用しないでください。
 - ・現在、朝来市内の〇〇道路と〇〇自動車道はすべて車の通行が禁止されております。
 - ・現在、朝来市内の道路のうち〇〇（線、通り）は〇〇〇〇のため通行が禁止されております。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 1 2] 公共交通機関の運行状況

- こちらは朝来市災害対策本部です。交通機関の運行状況をお知らせします。
 - ・現在、バス等の交通機関は、地震のためすべて運転を中止しております。
 - ・各交通機関では、路線等の点検を行っておりますが、運転再開の見通しはたっておりません。
 - ・運転の見通しや運行の状況については、テレビやラジオから情報を得てください。
 - ・現在、〇〇線の全区間、〇〇線の〇〇と〇〇の間で運転が再開されました。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 1 3] 避難所の開設

- こちらは朝来市災害対策本部です。避難所の開設についてお知らせします。
 - ・朝来市では、〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇公民館を避難所として開設いたしました。被災された方は最寄りの避難所に避難してください。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 1 4] 救護所の開設状況

- こちらは朝来市災害対策本部です。救護所の開設状況についてお知らせします。
 - ・ケガをされた方のため、救護所を〇〇小学校、〇〇中学校に開設しております。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 1 5] 応急給水の供給状況

- こちらは朝来市災害対策本部です。応急給水の供給状況についてお知らせします。
 - ・現在、市内全域（〇〇地域）は断水しています。
 - ・市では、〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇公民館において〇〇時より飲み水を配る予定をしております。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例16] 水使用にあたっての市民への協力要請

- こちらは朝来市災害対策本部です。水の利用の注意事項についてお知らせします。
- ・水は大切に使いましょう。無駄な水の使用はやめてください。
- ・長い間くみ置いた水は必ず沸かしてから飲んでください。
- ・蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等にくみ置き、うわ水を沸かして利用してください。
- ・底にたまった濁り水やくみ替えた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効使用に努めましょう。
- ・水洗トイレのタンクの水も、飲み水になります。飲み水を確保するため、トイレの水は流さないでください。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例17] 食糧等の供給

- こちらは朝来市災害対策本部です。食糧、物資等の供給についてお知らせします。
- ・〇〇地域の皆さんには、〇〇小学校・〇〇中学校において〇〇時より食糧、毛布などの生活物資を配る予定をしております。被災された方は取りにお越しくください。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例18] ごみ・し尿の収集状況

- こちらは朝来市災害対策本部です。ごみ（し尿）の収集状況についてお知らせします。
- ・現在、〇〇のため、市内全域でごみ（し尿）の収集作業を中止しています。
- ・〇〇地域については、〇〇ごみ（し尿）は、〇〇日頃に収集作業が再開される予定です。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例19] 防犯・防火の広報

- こちらは朝来市災害対策本部です。市民の皆さんへ防犯・防火のお願いです。
- ・現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。
- ・市民の皆さん、家の戸締まりや火の始末を必ず行ってください。
- ・夜の外出はなるべくやめましょう。

繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例20] 防疫・保健衛生の広報

- こちらは朝来市災害対策本部です。市民の皆さんに衛生上の注意事項をお知らせします。
 - ・飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにしてください。
 - ・食中毒にならないよう、食品は必ず火を通したものを食べるようにしてください。
 - ・熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けてください。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例21] 学校等の再開

- こちらは朝来市災害対策本部です。保育所、幼稚園、小学校、中学校の授業の再開についてお知らせします。
 - ・〇〇保育所は〇〇日から、〇〇幼稚園は〇〇日から開園します。
 - ・〇〇小学校は〇〇日から、〇〇中学校は、〇〇日から授業を再開します。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例22] 電気の復旧状況

- こちらは朝来市災害対策本部です。電気の復旧状況についてお知らせします。
 - ・現在、市内全域が停電しています。
 - ・〇〇地域は〇〇日〇〇時頃、復旧する見込みです。
 - ・〇〇地域を除き、〇〇日〇〇時頃には復旧する見込みです。
 - ・現在、〇〇地区一帯が停電していますが、〇〇地区は〇〇日頃に、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込みです。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例23] 水道の復旧状況

- こちらは朝来市災害対策本部です。水道の復旧状況についてお知らせします。
 - ・現在、市内全域（〇〇地区一帯）が断水していますが、（〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時頃には復旧する見込みです。
 - ・現在、〇〇地区一帯が断水していますが、〇〇地区については〇〇日頃また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込みです。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 2 4] 電話の復旧状況

- こちらは朝来市災害対策本部です。電話の復旧状況についてお知らせします。
- ・現在、市内全域で電話が不通になっています。復旧にはあと〇〇日程度かかる見込みです。
 - ・現在、〇〇地区一帯で電話が不通になっています。〇〇地区については〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込みです。
 - ・電話の不通の地域については、〇〇避難所、〇〇中学校、〇〇〇〇に臨時電話を設置しておりますので利用して下さい。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 2 5] 道路の復旧状況

- こちらは朝来市災害対策本部です。道路の復旧状況についてお知らせします。
- ・現在、〇〇通り、〇〇通り、……………は、道路損壊（がけ崩れ・冠水・橋の流失）のため、不通になっております。
 - ・〇〇通りについては〇〇日頃、また〇〇通りについては、〇〇日頃には、開通する見込みです。
 - ・運転者の皆さんは、交通標識や現場の警察官などの指示に従って、安全運転を心がけてください。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

[文例 2 6] バスの運行状況

- こちらは朝来市災害対策本部です。バスの運行状況についてお知らせします。
- ・現在、市内を運行しているバスは、全て運行を中止しています。
 - ・現在、市内で運行しているバスは、〇〇行、〇〇行です。
 - ・その他の路線では、運転の再開見通しはたっておりません。
 - ・現在、運転を中止しているバスのうち、〇〇行、〇〇行は、〇〇頃、〇〇バスの〇〇行は〇〇日頃にそれぞれ運転が再開される見込みです。
- 繰り返してお知らせします。……………以上、朝来市災害対策本部でした。

3-4 防災行政無線配置一覧

識別信号	種別	区分	W
ぼうさいあさごいくの	基地局	基地局	10
ぼうさいあさごいくの1	陸上移動局	車載型	10
ぼうさいあさごいくの2	陸上移動局	車載型	10
ぼうさいあさごいくの3	陸上移動局	車携帯型	10
ぼうさいあさごいくの4	陸上移動局	車載型	10
ぼうさいあさごいくの11	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの12	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの13	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの14	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの15	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの16	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの17	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの18	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごいくの19	陸上移動局	携帯型	5
ぼうさいあさごさんとう	基地局	基地局	10
ぼうさいあさごさんとう1～13	陸上移動局	車載型	8
ぼうさいあさごさんとう101～123	陸上移動局	携帯型	1
ぼうさいあさごさんとう124～128	陸上移動局	携帯型	5

3-5 雨量観測所一覧

番号	名称	設置機関	所在地	名称	備考	
					既往最大日雨量	年月日
63201	生野	気象庁	生野町口銀谷	朝来市役所生野庁舎(アメダス)	353.0	昭51.9.10
63121	和田山	〃	和田山町枚田	南但消防本部(アメダス)	235.0	平2.9.18
61202	和田山	国土交通省	和田山町玉置	和田山雨量観測所(テレメータ)		
61201	新井	〃	新井	新井雨量観測所(テレメータ)		
16R30	生野ダム	兵庫県	生野町竹原野	生野ダム観測所(テレメータ)	213.0	平16.10.20
16R35	黒川	〃	生野町黒川	黒川観測所(テレメータ)	262.0	平9.7.27
19R55	栃原	〃	生野町栃原	栃原観測所(テレメータ)	237.0	平16.10.20
19R75	糸井	〃	和田山町内海	糸井観測所(テレメータ)	265.0	平16.10.20
19R15	和田山	〃	和田山町玉置	和田山観測所(テレメータ)	207.0	明40.8.25
19R30	大路ダム	〃	和田山町久世田	大路ダム管理所(テレメータ)	248.0	平16.10.20
19R40	大月	〃	山東町大月	大月観測所(テレメータ)	250.0	平16.10.20
19R10	朝来	〃	新井	朝来事業所(テレメータ)	221.0	平16.10.20
19R50	奥田路	〃	田路	奥田路観測所(テレメータ)	221.0	平16.10.20

3-6 国土交通省及び県水位観測所(量水標)の水位情報一覧

番号	観測所名	設置機関	水系名	河川名	所在地	水位設定				備考	
						水防団待機水位(通報水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水(特朝警戒水位)	はん濫危険水位(危険水位)	既往最高水位	年月日
61201	京口	国土交通省	円山川	円山川	和田山町玉置	1.20					
16H50	魚ヶ滝	兵庫県	市川	市川	生野町上生野					2.53	平16.10.20
19H15	玉置	〃	円山川	円山川	和田山町玉置	2.20	3.10	3.70	4.20	3.90	昭34.9.26
19H20	多々良木	〃	〃	〃	多々良木	1.40	2.00	2.80	3.30	3.29	平16.10.20

3-7 円山川水門管理施設一覧

番号	施設名称	所在地	形状・寸法			機能別	管 理 委託先	用 途
			材質	高さ	幅			
1	立野樋門	山口	鋼製	1.2	1.2	スライド式 スピンドル式 手動	立野土地改良区	逆流阻止
2	東谷樋門	和田山町平野	ステンレス	1.5	1.5	スライド式 ラック式 手動	朝来市	逆流阻止
3	寺谷第2樋門	和田山町駅北	鋼製	1.5	1.5	スライド式 ピンジャッキ式 手動	朝来市	逆流阻止
4	和田山樋門	和田山町和田山	鋼製	1.25	1.25	スライド式 ピンジャッキ式 手動	朝来市	逆流阻止
5	枚田第1樋門	和田山町枚田	鋼製	1.75	2	スライド式 スピンドル式 手動	朝来市	逆流阻止
6	寺谷第3樋門	和田山町寺谷	鋼製	1.75	2	スライド式 スピンドル式 手動	朝来市	逆流阻止
7	和田山川樋門	和田山町駅北	ステンレス	1.6	2.9	スライド式 ラック式 手動	朝来市	逆流阻止
8	立ノ原樋門	和田山町立ノ原	鋼製	1.5	1.5	スライド式 ピンジャッキ式 手動	朝来市	逆流阻止
9	加都樋門	和田山町竹田	鋼製	1.5	1.5	ローラー式 ピンジャッキ式 手動	朝来市	逆流阻止
10	竹田樋門	和田山町竹田	鋼製	1.9	2.55	スライド式 ラック式 手動	朝来市	逆流阻止
11	立ノ原第2樋門	和田山町立ノ原	鋼製	1.5	1	スライド式 ピンジャッキ式 手動	朝来市	逆流阻止
12	物部樋門	物部	鋼製	3.3	3.3	ローラー式 ラック式 エンジン	朝来市	逆流阻止
13	久世田樋	和田山町久世田	鋼製	1.5	1.5	スライド式 スピンドル式 手動	朝来市	逆流阻止

3-8 積雪観測所及び警戒積雪深一覧

観測所名	警戒積雪深
生 野	40cm
和田山	30cm
山 東	50cm
朝 来	30cm

3-9 地震観測施設一覧

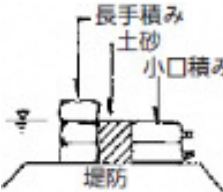
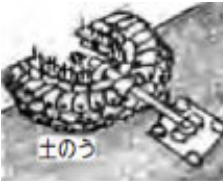
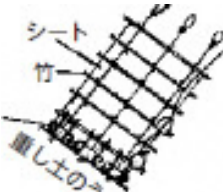
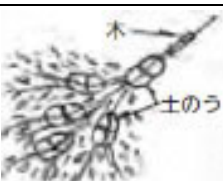
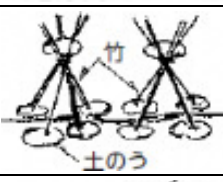


観 測 場 所	測器の種類	設置機関
生野町真弓 373-77 (工業用水浄水場)	強震計	防災科学技術研究所
生野町口銀谷 229 (JR生野駅)	地震指示警報機	JR西日本
和田山町枚田 436-1 (南但消防本部)	計測震度計	気象庁
和田山町柳原 206-1 (和田山中学校駐車場)	強震計	防災科学技術研究所
山東町楽音寺 95 (山東庁舎)	計測震度計	兵庫県
山東町栗鹿 2270-1 (山東農村広場)	強震計	防災科学技術研究所
新井 73-1 (朝来庁舎)	計測震度計	兵庫県

3-10 河川監視システム

施設名称	観測場所	設置機関
口銀谷カメラ	生野町真弓 (盛明橋付近)	養父土木事務所
栄町カメラ	和田山町栄町 (加都橋付近)	養父土木事務所
玉置カメラ	和田山町玉置 (玉置橋付近)	養父土木事務所
矢名瀬町カメラ	山東町河原町 (河原町橋付近)	養父土木事務所
羽瀨カメラ	朝来市羽瀨 (羽瀨大橋付近)	養父土木事務所
神子畑カメラ	朝来市佐囊 (須古橋付近)	養父土木事務所

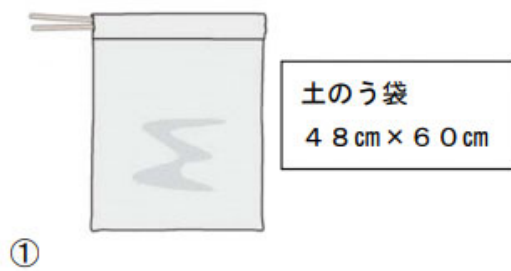
3-11 水防工法の代表例

水防活動では、速やかに現地状況に適合した水防工法を選定し、迅速に対応することが重要である。以下に、被災要因と代表的な水防工法の概要を示す。

被災要因		工法	工法の概要	工法のイメージ
越水	河川水位が上昇し、堤防の上面を越えて溢れだした状態	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み、川側と控え土のう間へ中詰め土砂を入れる	
漏水	川裏	月の輪工	裏法部によりかかり半円形に積み土のうを行う	
	川表	シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	
洗堀	激しい川の流れや波浪等により、堤防の川側が削り取られた状態	木流し工	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する	
亀裂	裏法	五徳縫い工	裏法面の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ	
	天端	折り返し工	亀裂が天端から裏法にかけて生じるもので、竹で亀裂を防ぐ	
	天端～裏法	繋ぎ縫い工	亀裂が天端から裏法に掛けて生じるもので、杭を打ち、竹を取り付け亀裂を防ぐ	

(参考) 国土交通省HP (川の防災情報) 等

(参考) 土のうの作り方



■用途

水防工法の基本ともなる土のう（ビニール・合成繊維等）を作る作業です。

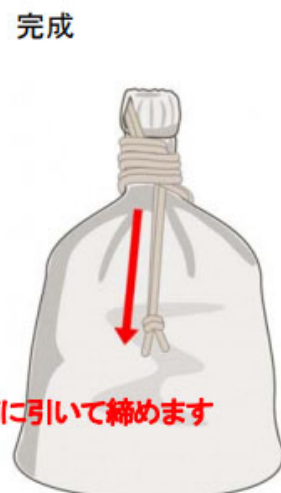
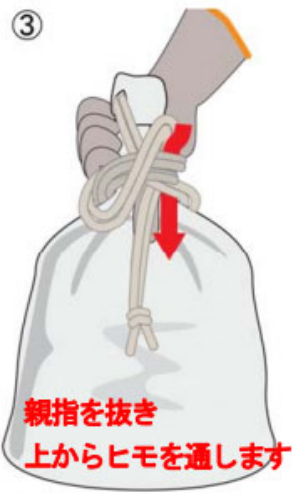
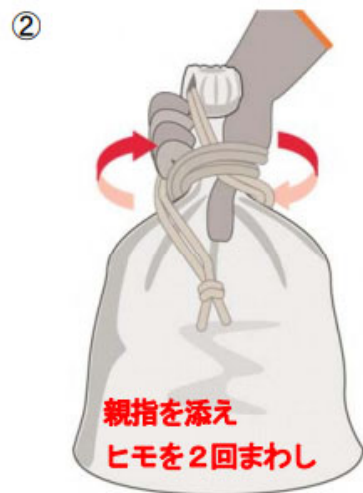
■手順

①スコップで4～5杯の土を入れると袋の約7～8割で、重さはおよそ25～30kgです。

②袋のはしに出ているヒモを引いて、袋の口をしぼります。

③しぼりおえたら親指を添え、その指の上にヒモを2回まわします。

④指を抜き、ヒモを上から下へ通し、引いて締めます。



(参考) 水防工法テキスト、一般財団法人 北海道河川財団

3-12 気象庁震度階級関連解説表(平成 21 年 3 月 31 日改正)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測する。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。この表を使用する際は、以下の点に注意する。

- 1 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではない。
- 2 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合がある。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述しているため、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
- 3 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であるが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがある。また、震度は通常地表で観測しているが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなる。
- 4 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがある。
- 5 この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成されたものである。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋 コンクリート 造建物	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない。					
1	屋内にいる人の中には、わずかな揺れを感じる人がいる。					
2	屋内にいる人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人がいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。				
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。			
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋 コンクリート 造建物	地盤・斜面
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が異動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		地盤の状況では、亀裂や液状化が生じることがある。斜面等の状況では、落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れることもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などにひび割れ・亀裂が入ることがある。	地盤の状況では、地割れが生じることがある。斜面等の状況では、がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや倒れるものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などにひび割れ・亀裂が多くなる。	地盤の状況では、大きな地割れが生じることがある。斜面等の状況では、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山林の崩壊が発生することがある。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり、倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀	耐震性の低い住宅では、傾くものや倒れるものがさらに多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多	

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋 コンクリート 造建物	地盤・斜面
			も破損するものがある。	などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ。倒れるものが多くなる。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などにひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	

*ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガス供給を停止する。
断水、停電の発生	震度5弱程度の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気
の供給が停止することがある。

4 応援・協定関係

4-1 災害時相互応援の協定等一覧

(令和2年12月現在)

応援協定名	締結日	協 定 先
4-2 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	H18. 11. 1	兵庫県、県下 41 市町
4-3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定	H10. 3. 16	兵庫県、県内 41 市町、4 水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会
4-4 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	H17. 9. 1	兵庫県、県内 41 市町、20 一部事務組合
4-5 兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会会員相互間の災害時応援協定	H20. 3. 1	協議会加盟 16 会員
4-6 災害時における緊急対策業務に関する協定	H18. 2. 14	朝来市建設業協会
4-7 上・下水道施設災害に関する応援協定	H20. 4. 23	あさご管工事業協同組合
4-8 災害時における応急対策業務に関する協定	H20. 6. 2	兵庫県電気工事工業組合但馬支部
4-9 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	H18. 7. 21	共同組合和田山ショッピングセンター、株式会社ネクステージ、イオン株式会社西日本カンパニー
4-10 災害時における緊急測量業務等に関する協定	H23. 6. 24	朝来市測量設計協会
4-11 災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定	H21. 12. 2	兵庫県自動車整備振興会 但馬支部
4-12 災害時における福祉避難場所提供に関する協定	H22. 3. 26	社会福祉法人きらくえん、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団、社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団、社会福祉法人あそう、社会福祉法人ひまわり
4-13 災害時における物資供給等の支援に関する協定	H23. 3. 25	コーナン商事(株)、NPO 法人コメリ災害対策センター、(株)ジュンテンドー、(株)エーコープ近畿、(有)こめやストアー、ゴダイ(株)
4-14 災害時の応援に関する申し合わせ	H24. 6. 13	国土交通省近畿地方整備局
4-15 大規模災害における相互応援に関する協定	H24. 11. 21	宮城県角田市、山元町
4-16 災害時における相互応援に関する協定	H25. 2. 6	京都府福知山市
4-17 大規模災害時における相互応援に関する協定	H25. 11. 9	大分県竹田市
4-18 災害時における LP ガス等の供給に関する協定	H26. 5. 12	兵庫県 LP ガス協会但馬支部
4-19 災害時における燃料等の優先供給等に関する協定	H27. 6. 19	兵庫県石油商業組合但馬支部朝来ブロック
4-20 災害時等相互応援に関する基本協定	H27. 11. 30	福井県小浜市
4-21 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	H28. 7. 12	兵庫県行政書士会
4-22 災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	H28. 8. 8	ナガイバックプラン株式会社、セツカートン株式会社
4-23 緊急時における生活物資の確保に関する協定	H28. 8. 8	生活協同組合コープこうべ
4-24 災害に係る情報発信等に関する協定	H28. 9. 1	ヤフー株式会社

4-25 災害時における緊急測量設計業務等に関する協定	H28. 9. 5	朝来市測量設計協会
4-26 災害時におけるバス利用に関する協定	H28. 10. 12	全但バス株式会社
4-27 災害時における緊急輸送に関する協定	H29. 2. 1	日本通運株式会社
4-28 災害時における物資供給等の支援に関する協定	H29. 2. 1	ホームプラザナフコ和田山インター店
4-29 災害時における廃棄物処理に関する応援協定	H29. 2. 13	兵庫県環境事業商工組合
4-30 地域における協力に関する協定	H29. 2. 24	朝来市内郵便局
4-31 災害時における朝来市と朝来市内郵便局の相互協力に関する協定	H29. 2. 24	朝来市内郵便局
4-32 災害時における地図製品等の供給に関する協定	H29. 3. 9	株式会社ゼンリン
4-33 災害時における相互応援に関する協定	H30. 9. 28	長崎県壱岐市
4-34 災害時における飲料水の供給に関する協定	H30. 10. 23	プレミアムウォーター株式会社
4-35 朝来市、朝来市商工会及び但陽信用金庫の包括連携に関する協定	H31. 2. 27	朝来市商工会、但陽信用金庫
4-36 災害廃棄物等の処理に関する基本協定	H31. 3. 6	大栄環境ホールディングス株式会社
4-37 災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定	R 元. 10. 1	兵庫県水質保全センター
4-38 自動販売機設置協定	R2. 4. 1	コカ・コーラボトラーズジャパン
4-39 災害時における応援協力に関する協定	R2. 10. 1	フジ地中情報株式会社
4-40 連携と協力に関する協定	R2. 11. 5	大塚製薬株式会社
4-41 包括的連携に関する協定	R2. 12. 4	日本郵便株式会社

【参考】

南但消防本部における消防相互応援協定

応援協定名	締結日	協 定 先
兵庫県広域消防相互応援協定	H24. 3. 27	県内 25 市町、3 消防事務組合
消防相互応援協定	H19. 4. 1	豊岡市
消防相互応援協定	H19. 4. 1	養父市
消防相互応援協定	H19. 4. 1	宍粟市
消防相互応援協定	H19. 4. 1	神河町
消防相互応援に関する協定	H19. 7. 1	丹波市
消防相互応援協定	H23. 4. 1	北はりま消防組合
消防相互応援に関する協定	H18. 11. 22	福知山市
消防業務の相互応援に関する協定	H19. 3. 30	姫路市

有料道路等における消防業務応援協定

応援協定名	締結日	協 定 先
播但連絡有料道路における消防業務の相互応援に関する協定	H19. 2. 7	兵庫県道路公社、姫路市
北近畿豊岡自動車道春日ジャンクション・インターチェンジから和田山ジャンクション・インターチェンジまでの間における消防業務の相互応援に関する協定	H18. 12. 1	国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所、兵庫県道路公社、丹波市

4-2 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定／同実施要領

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。

4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。
(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

(以下省略)

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡窓口)

第2条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

2 各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県(当該市町を所轄する県民局)に報告するものとする。

(情報の収集及び伝達方法)

第3条 被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあっては情報収集に努めるものとする。

2 情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員の派遣等により行うものとする。

(応援の内容)

第4条 協定第2条第1号から第3号までに規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等
- (2) 資機材 給水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等
- (3) 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等
- (4) 派遣職員 県職員、市町職員

(応援の要請手続き)

第5条 被応援市町は、県及び市町に対し、応援要請書(様式第1号)により応援を要請するものとする。

2 県が、被応援市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書(様式第2号)により関係市町に通知するものとする。

3 被応援市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部(県民局)は、被災市町と県災害対策本部並びに応援市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

4 被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部(県民局)に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。

5 協定第3条から第5条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。

6 応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書(様式第3号)により被応援市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 協定第6条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより、被応援市町が負担する。

- (1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費
- (2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費
- (3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代

2 前項第2号に定める補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被応援市町と応援を行った県又は市町が協議して定める。

3 協定第5条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。

4 協定第6条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被応援市町に請求するものとする。

5 前各項により難しい場合については、被応援市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

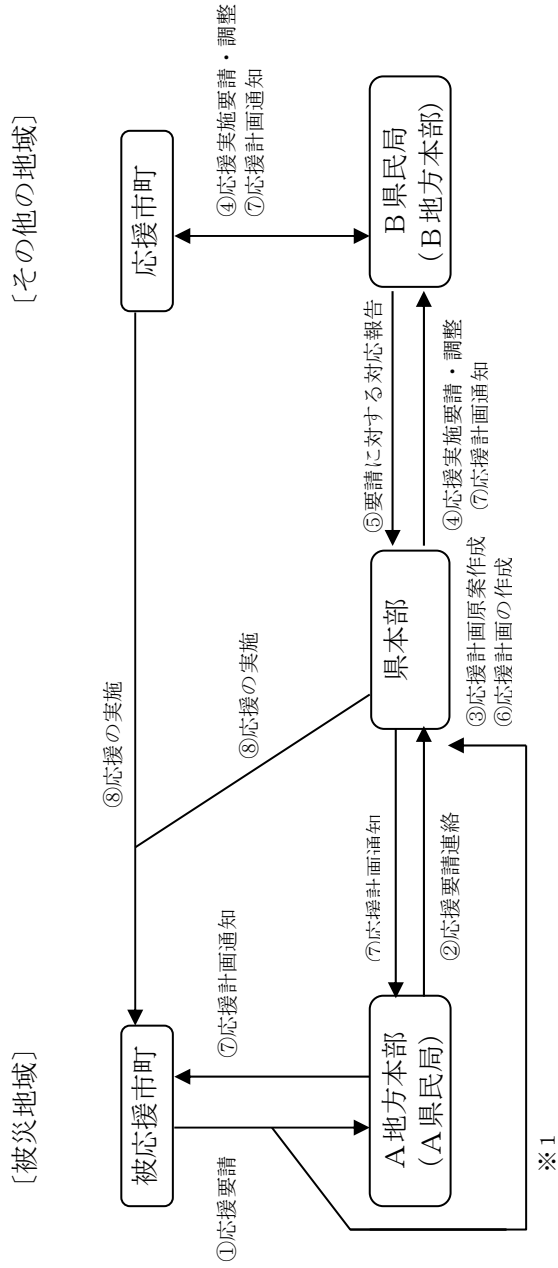
附 則

この実施要領は、平成18年11月1日から適用する。

＜別紙＞ 応援要請の手続き

- 1 通常（応援要請先を特定せずに要請する場合）の応援要請（協定第3条関係）
 - ① 被災市町は、自地域を管轄する兵庫県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）に応援要請する。
 - ② 被災市町から応援要請を受けた地方本部は、兵庫県災害対策本部（以下「県本部」という。）に連絡するものとする。
 - ③ 県本部では、県の応援能力を整理するとともに、各県民局単位で応援の割り振り等の応援計画原案を作成する。
 - ④ 県本部は、応援計画原案に基づき、被災地域外の県民局を通じ、被災地域外の市町に、応援の実施について要請・調整する。
 - ⑤ 被災地域外の県民局は、地域内の市町の対応をとりまとめ、県本部に報告する。
 - ⑥ 県本部は、応援の内容を最終的に定め、応援計画を作成する。
 - ⑦ 県本部は、作成した応援計画を地方本部（県民局）を通じて、被災市町に通知する。
 - ⑧ 応援計画に基づき、県又は被災市町がそれぞれ応援を行う。

※1 緊急を要するとき、連絡がつかないとき等の場合、被災市町は県本部に、直接、応援要請することができる。



※1

4-3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が召集する。

4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

3 被災した市町又は水道事業者（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロック代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があった

ものとみなし、応援活動を行うことができる。

- 3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。
- 4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。
- 5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体(以下「応援団体」という。)は、派遣する職員(以下「応援職員」という。)に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

- 2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資材保有状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

- 2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

- 2 前項各号の定めにより難しいときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度

協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

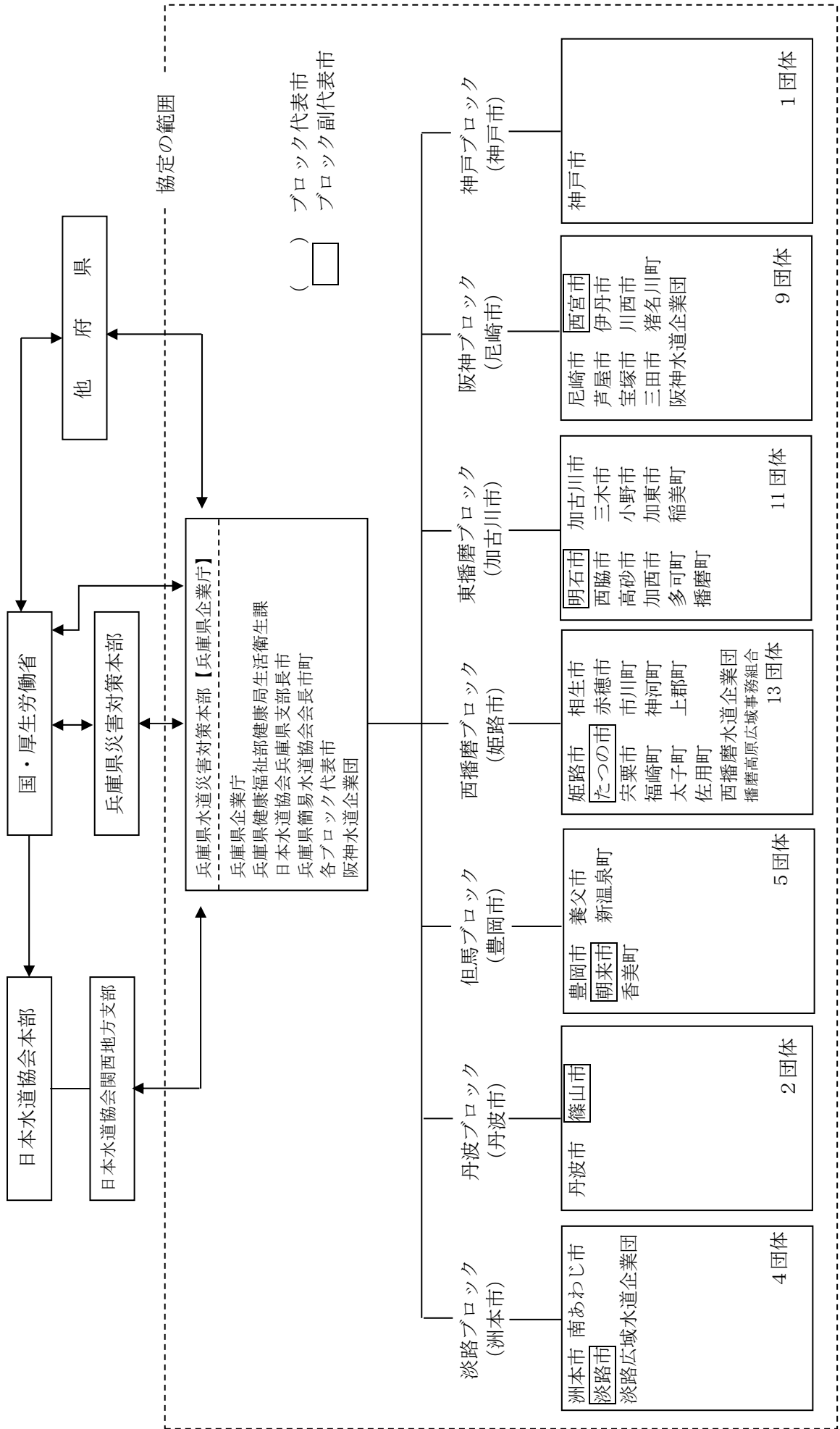
平成10年3月16日

(以下省略)

(別図)

兵庫県水道災害相互応援体制 組織図

(平成20年4月1日現在)



4-4 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破砕等の中間処理の実施及び処理業者のあつせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等に応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日）
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、

応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を(様式第2号)により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課(現:兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課。以下「環境整備課」という。)に置く。

(関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を(様式第3号)により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等

(2) ごみの仮置場の確保状況

(3) 応急備蓄資材等の保有状況

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

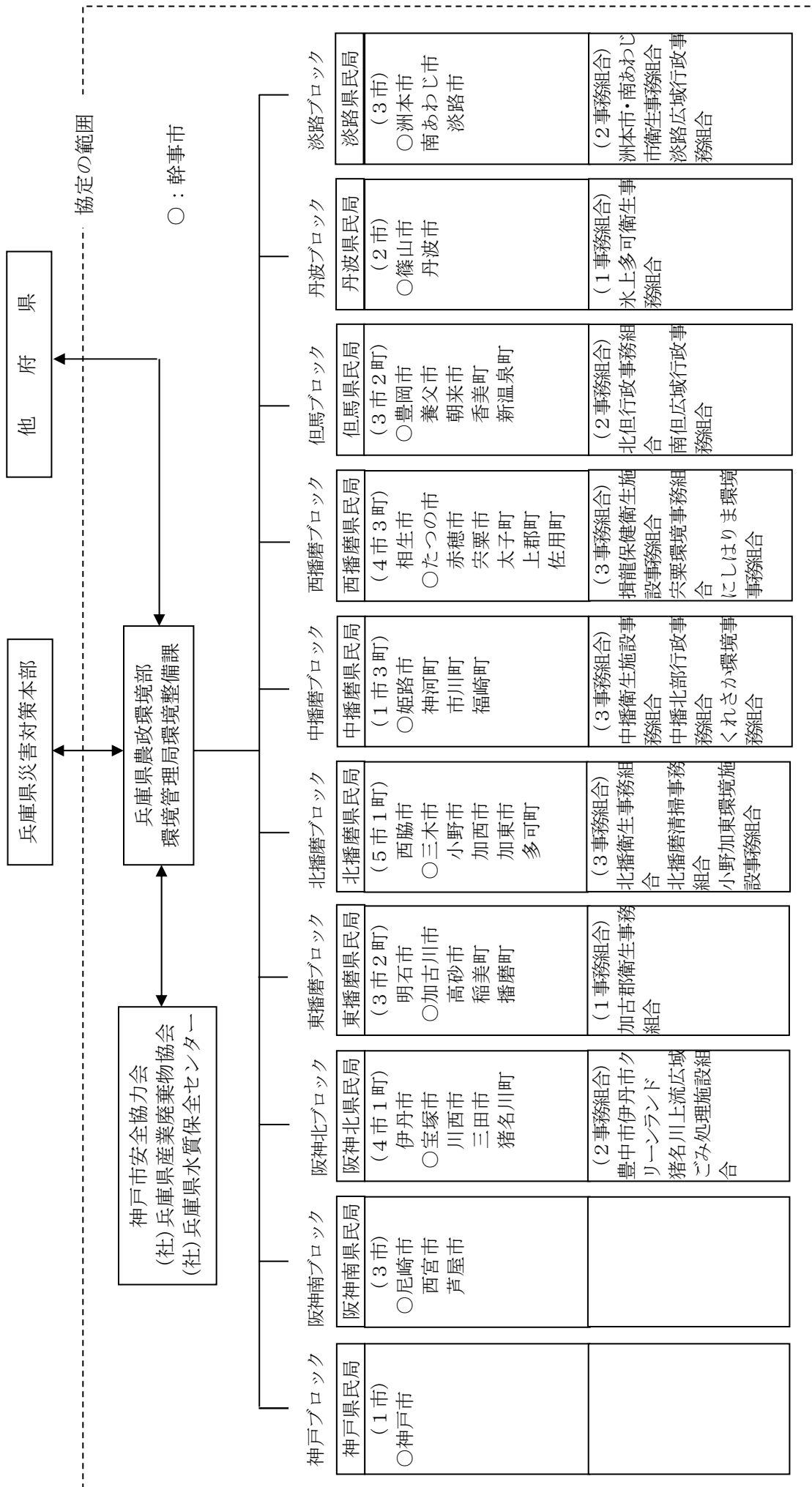
平成17年9月1日

(以下省略)

(別図)

(平成20年4月1日現在)

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援体制 組織図



4-5 兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会会員相互間の災害時応援協定

兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会会員相互間の災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、相互扶助の精神に基づき、兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会会員のいずれかに地震、風水害及びその他の災害により被災した会員が生じた場合に、他の会員の自主判断による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供、貸与又はあっせん
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 応急対策及び応急復旧に必要なボランティア、募金の募集等の放送
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災会員は、他の会員に対し書面により要請するものとする。ただし、書面による要請ができない場合は、電話等により応援の要請を行い、後日、書面を速やかに提出するものとする。

2 応援を行う会員(以下「応援会員」という。)は、前項の応援要請に基づき、可能な応援の内容を被災会員に速やかに回答するとともに兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会事務局(以下「事務局」という。)に報告する。

(自主応援)

第4条 会員は、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、前条第1項による被災会員からの応援要請を待たずに、第2条に定める応援を行うことができる。

(経費の負担)

第5条 応援会員が第2条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として、被災会員が負担するものとする。

2 前項の経費は、被災会員及び応援会員がその都度協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、会員が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(災害以外の事故等への準用)

第7条 会員は、第1条に定める災害以外の事故等においても、迅速な放送の復旧に資するよう応援活動に努めるものとする。

(平時の活動)

第8条 会員は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から協議会活動を通じて、連絡を密に取り合うものとする。

2 会員は、連絡担当部局及び連絡責任者をあらかじめ定め、事務局に報告するものとする。

3 会員は、前項に規定する連絡担当部局及び連絡責任者を変更したときは、速やかに事務局に報告するものとする。

4 前項で事務局が会員の変更事項の報告を受けたときは、速やかに他の会員に変更事項を連絡しなければならない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書16通を作成し、各会員が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成20年3月1日から施行する。

平成20年3月1日

明石市本町2丁目1番1号
株式会社明石ケーブルテレビ
代表取締役社長 水田 宣雄

朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市ケーブルテレビ
朝来市長 井上 英俊

洲本市本町三丁目4番10号
洲本市ケーブルテレビ
洲本市長 柳 実郎

加東市社50
加東市地域情報センター
加東市長 山本 廣一

神埼郡神河町栗賀町624番地の39
神河町ケーブルテレビネットワーク
神河町長 足立 理秋

大阪市中央区谷町2丁目3番12号
株式会社ジェイコムウエスト
代表取締役社長 松本 正幸

大阪市中央区淡路町1丁目5番5号
財団法人京阪神ケーブルビジョン
理事長 三宅 忠男

美方郡新温泉町湯990番地の8
新温泉町ケーブルテレビビジョン夢ネット
新温泉町長 馬場 雅人

南あわじ市市善光寺2番地1
ケーブルネットワーク淡路
南あわじ市長 中田 勝久

姫路市豊沢町135番地
姫路ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長 三木 正義

加古川市加古川町栗津26番地の2
BAN-BANテレビ株式会社
代表取締役 橋本 忠明

姫路市夢前町前之庄2160番地
姫路市夢前ケーブルテレビネットワーク
姫路市長 石見 利勝

大阪市福島区海老江1丁目1番31号
株式会社ベイ・コミュニケーションズ
代表取締役社長 佐野 正

養父市八鹿町八鹿1675番地
養父市ケーブルテレビジョン
養父市長 梅谷 馨

多可郡多可町加美区豊部1874番地
かみテレビ
多可町長 戸田 善規

神戸市東灘区御影塚町2丁目3番1号
株式会社ケーブルネット神戸芦屋
代表取締役社長 長谷川 享

4-6 朝来市建設業協会との災害時における緊急対策業務に関する協定

災害時における緊急対策業務に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、朝来市建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員（以下「会員」という。）が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式第2号）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の提供した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては朝来市総務部総務課長、乙においては朝来市建設業協会事務局長とする。

（平時における情報提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、各自が保有する次の情報を、平時から相互に提供するものとする。

- (1) 甲が乙に提供する情報は、朝来市の区域における危険箇所等に関する情報とする。
- (2) 乙が甲に提供する情報は、乙の会員の連絡体制、担当区域、緊急時に提供可能な建設資機材等に関する情報とする。

(防災訓練への参加等)

第11条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、朝来市の安全なまちづくりの推進に協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年2月14日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年2月14日

甲 朝来市長 井 上 英 俊

乙 朝来市建設業協会
会 長 衣 川 義 弘

4-7 あさご管工事業協同組合との上・下水道施設災害に関する応援協定

上・下水道施設災害に関する応援協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、あさご管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により、上・下水道施設災害が発生した場合における災害対策業務の応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市において上・下水道施設災害が発生した場合における応援に関し必要な事項を定め、上・下水道施設の円滑かつ早期の復旧を図ることを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲は、前条の上・下水道施設の復旧を図るため、必要に応じて乙に応援を求めるものとする。

2 乙は、前項の応援要請があったときは、特別な事情のない限り、甲に協力するものとする。

（応援の要請手続き）

第3条 甲は、乙に応援要請しようとするときは、応援業務要請書（様式第1号）により行う。ただし、緊急の場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

（応援の報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、応援業務実施報告書（様式第2号）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した経費は、原則として甲が負担する。

(2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、甲が負担する。

(3) 応援者が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

(4) 応援者が第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては甲が、応援場所への行き帰りに生じたものについては、乙がその賠償の責に任ずる。

2 前項第1号及び第2号の甲の負担する経費については、後日甲が算出、認定した額とする。

3 前2項の定めにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

（補則）

第6条 この協定に定めのない事項又は、この協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヵ月前までに甲、乙、いずれからも文書により意思表示がない場合は、この協定は引き続き1年の期間をもって更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し記名押印の上、各々1通を保有する。

平成20年4月23日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 井 上 英 俊

乙 兵庫県朝来市和田山町東谷 134 番地 3
あさご管工事業協同組合
理事長 藤 本 哲 二

4-8 兵庫県電気工事工業組合但馬支部との災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における応急対策業務に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、兵庫県電気工事工業組合但馬支部（以下「乙」という。）は、風水害、地震その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市所管の災害応急対策業務（以下「業務」という。）について、乙並びに乙に属する会員（以下「会員等」という。）が組織的な協力活動を行うための必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、業務のため、会員等が所有する資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における被害状況等の情報収集
- (2) 災害時における感電災害又は漏電災害の防止
- (3) 災害時における仮設電気工事又は応急復旧工事
- (4) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式第2号）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の提供した資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第7条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第9条 会員等は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては朝来市総務部総務課長、乙においては兵庫県電気工事工業組合但馬支部長とする。

（平時における情報提供）

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、各自が保有する次の情報を、平時から相互に提供するものとする。

- (1) 甲が乙に提供する情報は、甲の防災体制等に関する情報とする。

資料編 4 応援・協定関係

(2) 乙が甲に提供する情報は、乙の会員の連絡体制、担当区域、緊急時に提供可能な資機材等に関する情報とする。

(防災訓練への参加等)

第12条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、甲の安全なまちづくりの推進に協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間は、平成20年6月2日から平成21年3月31日までの間とする。

ただし、有効期間満了日の1箇月前までに、甲、乙のいずれからも解除の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

附 則

この協定は、平成20年6月2日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年6月2日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市長 井上英俊

乙 豊岡市千代田町2番13号
兵庫県電気工事工業組合但馬支部
支部長 安田稔

4-9 協同組合和田山ショッピングセンター等との災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定

災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、協同組合和田山ショッピングセンター（以下「乙」という。）、株式会社ネクステージ（以下「丙」という。）及びイオン株式会社西日本カンパニー（以下「丁」という。）は、災害発生時における防災活動並びに平常時における防災啓発活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 災害発生時、甲は乙、丙及び丁に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙、丙及び丁の所有する物資等の供給を要請すること。
- (2) 乙、丙及び丁の店舗であるジャスコ和田山ショッピングセンターの駐車場を、被災者に対し、避難場所として提供すること。

（要請手続）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙、丙及び丁は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙、丙及び丁に要請する物資等は、乙、丙及び丁が所有又は調達可能な物資とする。

（経費の負担）

第5条 乙、丙及び丁が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙、丙及び丁が行うものとする。ただし、乙、丙及び丁の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙、丙及び丁は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（災害発生時の情報提供）

第8条 乙、丙及び丁は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 乙、丙及び丁は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙、丙及び丁の店舗であるジャスコ和田山ショッピングセンターにおいて甲、乙、丙、丁が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては朝来市総務部総務課長、乙、丙及び丁においてはイオン株式会社ジャスコ和田山店店長とする。

（協議）

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙、丁協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成18年7月21日から平成19年3月31日までの間とする。
ただし、有効期間満了日の1箇月前までに、甲、乙、丙、丁のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

2 乙、丙及び丁が第1条第2号に掲げる店舗を閉店したときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年7月21日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市長 井上英俊

乙 兵庫県朝来市和田山町枚田岡774番地
協同組合和田山ショッピングセンター
代表理事 齋藤眞一

丙 兵庫県朝来市和田山町玉置1059番地
株式会社ネクステージ
代表取締役 北山春彦

乙 大阪市福島区海老江1丁目1番23号
イオン株式会社西日本カンパニー執行役
支社長 築城政雄

4-10 朝来市測量設計協会との災害時における緊急測量業務等に関する協定

災害時における緊急測量業務等に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と、朝来市測量設計協会（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の災害が発生した場合において、朝来市内における緊急測量業務等の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、緊急測量業務等（以下「業務」という。）のため、乙が所有する測量機材及び労力（以下「測量機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して、様式1の要請書により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務のうち初期対応は次のとおりとする。

- (1) 復旧工法検討に必要な測量作業（平板測量、縦断測量、横断測量）
- (2) 早期に保存しておかなければ、痕跡が不明確になってしまう被災状況の写真撮影
- (3) 道路交通確保または二次災害防止のための、仮設構造物の設計業務
- (4) その他甲が必要と認める緊急測量作業等

（乙の責務）

第3条 乙は、甲から第1条による要請があったときは、特別の理由がない限り、測量機材等により応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2の報告書により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した測量機器等の種類、数量、人員数
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 乙が業務に要する費用等は、甲が負担する。甲の積算により算出し、契約を締結し支払いするものとする。

(損害の負担)

第6条 第2条の業務により生じた損害の負担は、甲・乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第8条 この協定に関して、様式3の災害時業者連絡網により、あらかじめ甲・乙相互の連絡担当者を定め、災害が発生した際には速やかに連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

- (1) 乙は、諸活動中に覚知した災害時による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

この協定は、5年間有効とし、次期の見直しは平成28年5月とする。

尚、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その一通を保持する。

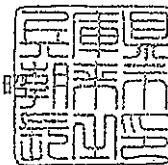
また、各会員は、本協定に同意のうえ捺印し、その写しを各社保持する。

会員の追加・削減及び社名、住所、氏名等の変更が生じた場合は、その都度届け出ることとする。

平成23年 6月 24日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213-1

朝来市長 多次 勝昭



乙 朝来市測量設計協会

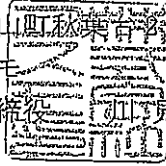
代表幹事

川見 和秀



朝来市測量設計協会会員

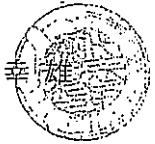
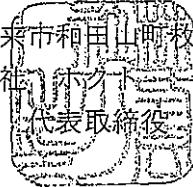
兵庫県朝来市和田山町秋葉台105
株式会社 コスモ
代表取締役 和田 和



兵庫県朝来市和田山町校田907-1
キタイ設計株式会社 和田山事務所
所 長 秋原 孝司



兵庫県朝来市和田山町校田669-1
株式会社 小川
代表取締役 長野 幸雄



兵庫県朝来市和田山町校田907-1
株式会社 立雲
代表取締役 秋田 実



4-11 兵庫県自動車整備振興会但馬支部との災害時における障害物除去等の協力に関する協定

災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定

豊岡市、養父市、朝来市、香美町及び新温泉町（以下「甲」という。）と兵庫県自動車整備振興会但馬支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害時において、災害対策基本法第65条第1項に基づく甲の要請により、乙が行う道路等の障害物除去等の業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力業務の内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 緊急車両通行のためのレッカー車等による道路等の放置車両等の除去
 - (2) クレーン、ジャッキ、ウインチ等による被災者の救助
 - (3) ジャッキ、バール、ハンマーなどの資機材の貸与
- （要 請）

第2条 甲は、それぞれの市及び町内で災害が発生し、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、災害時における道路等の障害物除去等業務協力要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、文書をもって協力要請する暇がない場合は、口頭で要請し、その後、速やかに様式1を交付するものとする。

（協 力）

第3条 乙は第2条の規定により甲から協力の要請があったときは、乙の保有する資機材を活用し、可能な限り、甲に協力を行うものとする。

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力を行った場合は、災害時における道路等の障害物除去等業務協力実施報告書（様式2）により、速やかに甲に対して、実施結果を報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに様式2を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 本協定に基づく協力業務に要した費用は、乙の負担とする。

（損害補償）

第6条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、身体に何らかの障害を被った場合においては、その者又はその者の遺族が受ける損害を法令に定める範囲内において補償するものとする。

（災害発生時の情報提供）

第7条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、この協定に基づく活動にあたって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護について適正な取扱いを図るものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（平常時の活動）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

（適 用）

第11条 この協定は、平成21年12月2日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協 議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を6通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年12月2日

甲 豊岡市
豊岡市長 中貝宗治

養父市
養父市長 広瀬 栄

朝来市
朝来市長 多次勝昭

香美町
香美町長 長瀬幸夫

新温泉町
新温泉町長 岡本英樹

乙 兵庫県自動車整備振興会 但馬支部
支部長 山本順一

4-12 社会福祉法人等との災害時における福祉避難場所提供に関する協定

4-12-1 災害時における福祉避難場所提供に関する協定（社会福祉法人きらくえん）

災害時における福祉避難場所提供に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と社会福祉法人きらくえん（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の協力を行うことにより、甲の行う災害救援活動の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、朝来市内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力を行うものとする。ただし、乙の施設利用者に支障が生じる恐れがある場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

- (1) 災害時要援護者を対象とした屋内における福祉避難場所の提供
- (2) 甲からの依頼による、可能な範囲での入所対象者の福祉避難場所への移送の提供
- (3) その他、乙が可能とするサービスの提供

（福祉避難場所の開設の基準）

第3条 福祉避難場所を開設する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 朝来市内のいずれかの地域において、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合
- (2) 災害の発生が予想され、甲より開設の要請があった場合

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力に必要な費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。
2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（福祉避難場所の対象施設）

第5条 福祉避難場所として使用する対象施設は、次のとおりとする。

施設の名称	所在地
特別養護老人ホームいくの喜楽苑	朝来市生野町竹原野 240 番地
朝来市ケアハウス竹原野	朝来市生野町竹原野 237 番地
グループホーム竹原野	朝来市生野町竹原野 222 番地

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、朝来市高年福祉課長、乙については、社会福祉法人きらくえん、特別養護老人ホームいくの喜楽苑施設長とする。

（損害賠償等）

第7条 第2条に規定する協力により、乙及び乙の管理する施設又は施設内の収容物に対し損害を与えたときは、避難者の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がその損害を賠償する。
2 甲の要請により、乙が入所対象者を当該福祉避難場所へ移送する際に、入所対象者、同伴者

又はその他第三者に損害を与えた場合は、乙の責めに帰す事由による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月26日

甲 朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市長 多次勝昭

乙 尼崎市長洲西通2-8-3
社会福祉法人 きらくえん
理事長 市川禮子

4-12-2 災害時における福祉避難場所提供に関する協定（社会福祉法人ひまわり）

災害時における福祉避難場所提供に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ひまわり（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の協力を行うことにより、甲の行う災害救援活動の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、朝来市内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力を行うものとする。ただし、乙の施設利用者に支障が生じる恐れがある場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

- (1) 乙における要援護者の受入可能数等の情報提供
- (2) 災害時要援護者を対象とした屋内における福祉避難場所の提供
- (3) 乙の敷地内で行う応援活動・救護資器材の貸出
- (4) 甲からの依頼による、可能な範囲での入所対象者の福祉避難場所への移送の提供
- (5) その他、乙が可能とするサービスの提供

（福祉避難場所の開設の基準）

第3条 福祉避難場所を開設する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 朝来市内のいずれかの地域において、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合
- (2) 災害の発生が予想され、甲より開設の要請があった場合

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力に必要な費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（福祉避難場所の対象施設）

第5条 福祉避難場所として使用する対象施設は、次のとおりとする。

施設の名称	所在地
特別養護老人ホームあさがおホール	朝来市新井 148 番地
朝来市ケアハウス朝来	朝来市新井 179 番地

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、朝来市高年福祉課長、乙については、社会福祉法人ひまわり あさがおホール施設長とする。

（損害賠償等）

第7条 第2条に規定する協力により、乙及び乙の管理する施設又は施設内の収容物に対し損害を与えたときは、避難者の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

2 甲の要請により、乙が入所対象者を当該福祉避難場所へ移送する際に、入所対象者、同伴者

又はその他第三者に損害を与えた場合は、乙の責めに帰す事由による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月26日

甲 朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭

乙 豊岡市但東町太田 614 番地
社会福祉法人 ひまわり
理 事 長 島 田 佳 子

4-12-3 災害時における福祉避難場所提供に関する協定（社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団）

災害時における福祉避難場所提供に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の協力を行うことにより、甲の行う災害救援活動の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、朝来市内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力を行うものとする。ただし、乙の施設利用者に支障が生じる恐れがある場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

- (1) 災害時要援護者を対象とした屋内における福祉避難場所の提供
- (2) 甲からの依頼による、可能な範囲での入所対象者の福祉避難場所への移送の提供
- (3) その他、乙が可能とするサービスの提供

（福祉避難場所の開設の基準）

第3条 福祉避難場所を開設する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 朝来市内のいずれかの地域において、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合
- (2) 災害の発生が予想され、甲より開設の要請があった場合

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力に必要な費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（福祉避難場所の対象施設）

第5条 福祉避難場所として使用する対象施設は、次のとおりとする。

施設 の 名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム平生園	朝来市和田山町竹田 1779 番地
グループホームわらしべ	朝来市和田山町竹田 1957 番地-1
恵生園	朝来市和田山町竹田 1811 番地
真生園	朝来市和田山町竹田 1958 番地

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、朝来市高年福祉課長、乙については、社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団 恵生園 施設長とする。

（損害賠償等）

第7条 第2条に規定する協力により、乙及び乙の管理する施設又は施設内の収容物に対し損害を与えたときは、避難者の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

2 甲の要請により、乙が入所対象者を当該福祉避難場所へ移送する際に、入所対象者、同伴者又はその他第三者に損害を与えた場合は、乙の責めに帰す事由による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月26日

甲 朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭

乙 兵庫県神戸市須磨区友が丘 1 丁目 1 番地
社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団
理 事 長 土 肥 隆 一

4-12-4 災害時における福祉避難場所提供に関する協定（社会福祉法人あそう）

災害時における福祉避難場所提供に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あそう（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の協力を行うことにより、甲の行う災害救援活動の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、朝来市内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力を行うものとする。ただし、乙の施設利用者に支障が生じる恐れがある場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

- (1) 乙における要援護者の受入可能数等の情報提供
- (2) 災害時要援護者を対象とした屋内における福祉避難場所の提供
- (3) 乙の敷地内で行う応援活動・救護資器材の貸出
- (4) 甲からの依頼による、可能な範囲での入所対象者の福祉避難場所への移送の提供
- (5) その他、乙が可能とするサービスの提供

（福祉避難場所の開設の基準）

第3条 福祉避難場所を開設する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 朝来市内のいずれかの地域において、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合
- (2) 災害の発生が予想され、甲より開設の要請があった場合

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力に必要な費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（福祉避難場所の対象施設）

第5条 福祉避難場所として使用する対象施設は、次のとおりとする。

施設 の 名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム緑風の郷	朝来市山東町一品 424 番地
グループホーム木の香	朝来市山東町一品 424 番地

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、朝来市高年福祉課長、乙については、社会福祉法人あそう 特別養護老人ホーム施設長とする。

（損害賠償等）

第7条 第2条に規定する協力により、乙及び乙の管理する施設又は施設内の収容物に対し損害を与えたときは、避難者の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

2 甲の要請により、乙が入所対象者を当該福祉避難場所へ移送する際に、入所対象者、同伴者

又はその他第三者に損害を与えた場合は、乙の責めに帰す事由による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月26日

甲 朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭

乙 朝来市山東町一品 424 番地
社会福祉法人 あそう
理 事 長 大 河 覚

4-12-5 災害時における福祉避難場所提供に関する協定（社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団）

災害時における福祉避難場所提供に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の協力を行うことにより、甲の行う災害救援活動の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、朝来市内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力を行うものとする。ただし、乙の施設利用者に支障が生じる恐れがある場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

- (1) 乙における要援護者の受入可能数等の情報提供
- (2) 災害時要援護者を対象とした屋内における福祉避難場所の提供
- (3) 乙の敷地内で行う応援活動・救護資器材の貸出
- (4) 甲からの依頼による、可能な範囲での入所対象者の福祉避難場所への移送の提供
- (5) その他、乙が可能とするサービスの提供

（福祉避難場所の開設の基準）

第3条 福祉避難場所を開設する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 朝来市内のいずれかの地域において、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合
- (2) 災害の発生が予想され、甲より開設の要請があった場合

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力に必要な費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（福祉避難場所の対象施設）

第5条 福祉避難場所として使用する対象施設は、次のとおりとする。

施設の名称	所在地
立雲の郷	朝来市和田山町竹田 2063-3

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、朝来市高年福祉課長、乙については、立雲の郷 課長とする。

（損害賠償等）

第7条 第2条に規定する協力により、乙及び乙の管理する施設又は施設内の収容物に対し損害を与えたときは、避難者の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

2 甲の要請により、乙が入所対象者を当該福祉避難場所へ移送する際に、入所対象者、同伴者又はその他第三者に損害を与えた場合は、乙の責めに帰す事由による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月26日

甲 朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市長 多次 勝 昭

乙 神戸市西区曙町1070番地
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
理事長 砂川 静 壽

4-12-6 災害時における福祉避難場所提供に関する協定（社会福祉法人朝来市社会福祉協議会）

災害時における福祉避難場所提供に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の協力を行うことにより、甲の行う災害救援活動の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第3条 乙は、朝来市内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力を行うものとする。ただし、乙の施設利用者に支障が生じる恐れがある場合には、その都度、甲乙協議するものとする。

- (1) 乙における要援護者の受入可能数等の情報提供
- (2) 災害時要援護者を対象とした屋内における福祉避難場所の提供
- (3) 乙の敷地内で行う応援活動・救護資器材の貸出
- (4) 甲からの依頼による、可能な範囲での入所対象者の福祉避難場所への移送の提供
- (5) その他、乙が可能とするサービスの提供

（福祉避難場所の開設の基準）

第3条 福祉避難場所を開設する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 朝来市内のいずれかの地域において、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令された場合
- (2) 災害の発生が予想され、甲より開設の要請があった場合

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力に必要な費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（福祉避難場所の対象施設）

第5条 福祉避難場所として使用する対象施設は、次のとおりとする。

施設の名称	所在地
デイサービスセンター かしのき園	朝来市和田山町宮田 1878 番地 4

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、朝来市高年福祉課長、乙については、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会事務局長とする。

（損害賠償等）

第7条 第2条に規定する協力により、乙及び乙の管理する施設又は施設内の収容物に対し損害を与えたときは、避難者の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

2 甲の要請により、乙が入所対象者を当該福祉避難場所へ移送する際に、入所対象者、同伴者又はその他第三者に損害を与えた場合は、乙の責めに帰す事由による場合を除き、甲がその損害を賠償する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月26日

甲 朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市長 多次勝昭

乙 朝来市山東町楽音寺95番地
社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会
会長 戸田幸男

4-13 ホームセンター等との災害時における物資供給等の支援に関する協定

4-13-1 災害時における物資供給等の支援に関する協定（コーナン商事株式会社）

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、コーナン商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食器類
- (2) 日用品
- (3) その他乙の取り扱い商品

（経費の負担）

第5条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定める。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第8条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
コーナン商事株式会社	ホームストック 和田山店	朝来市和田山町桑原 513-1

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

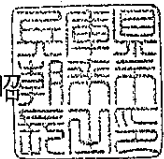
2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、平成23年3月15日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 23 年 3 月 25 日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭乙 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
コーナン商事株式会社
代表取締役 足田耕造

4-13-2 災害時における物資供給等の支援に関する協定（NPO法人コメリ災害対策センター）

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、NPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食器類
- (2) 日用品
- (3) その他乙の取り扱い商品

（経費の負担）

第5条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定める。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第8条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
株式会社コメリ	和田山店	朝来市和田山町法道寺字新中野 814
	朝来店	朝来市立野 675

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

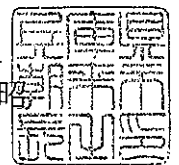
(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、平成23年3月15日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年 〇 月 〇 日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝



乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人工メリ災害対策センター

理事長 棒 賢 一



4-13-3 災害時における物資供給等の支援に関する協定（株式会社ジュンテンドー）

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食器類
- (2) 日用品
- (3) その他乙の取り扱い商品

（経費の負担）

第5条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定める。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第8条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
株式会社ジュンテンドー	和田山店	朝来市和田山町枚田岡 721-2

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、平成23年3月15日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年〇月25日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭



乙 島根県松江市下本郷町206番地5
株式会社 ジュンテンドー
代表取締役社長 飯 塚 正



4-13-4 災害時における物資供給等の支援に関する協定（株式会社エーコープ近畿）

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、株式会社エーコープ近畿（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取り扱い商品

（経費の負担）

第5条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定める。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第8条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
株式会社エーコープ近畿	和田山店	朝来市和田山町立ノ原 47-2

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

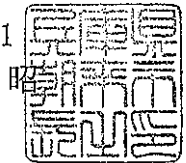
2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、平成23年3月15日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年 9月 26日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝

乙

大阪府高槻市番田1丁目51番1号
株式会社 エーコープ近畿
代表取締役社長 村 上 明 廣

4-13-5 災害時における物資供給等の支援に関する協定（こめやストア一有限会社）

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、こめやストア一有限会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取り扱い商品

（経費の負担）

第5条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定める。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第8条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
こめやストアー株式会社	ヤナセ店	朝来市山東町末歳 650
	与布土店	朝来市山東町溝黒 393-1

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、平成23年3月15日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年3月25日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝乙 兵庫県朝来市山東町溝黒393-1
有限会社こめやストアー

代表取締役 習 田 文 介



4-13-6 災害時における物資供給等の支援に関する協定（ゴダイ株式会社）

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、ゴダイ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 日用品
- (2) くすり
- (3) その他乙の取り扱い商品

（物資の価格）

第5条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第8条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
ゴダイ株式会社	ゴダイドラッグ和田山店	朝来市和田山町玉置 1073
	ゴダイドラッグ和田山土田店	朝来市和田山町土田 368-4

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

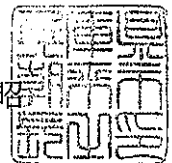
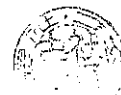
2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、平成23年3月15日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年 3月25日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市長 多 次 勝 昭乙
兵庫県姫路市駅前町268番地
ゴダイ株式会社
代表取締役 浦上 晃之

4-14 国土交通省近畿地方整備局との災害時の応援に関する申合せ

災害時等の応援に関する申合せ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と朝来市（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、朝来市の区域において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全及び安心を確保し、国民生活の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 朝来市の区域で重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 朝来市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 情報の収集・提供（情報連絡員（以下「リエゾン」という。）の派遣を含む。）
- (2) 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊の派遣を含む。）
- (3) 災害に係る専門家の派遣
- (4) 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け
- (5) 甲が保有する通信機械等の貸付け及び操作員の派遣
- (6) 通行規制等の措置
- (7) その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。この場合において、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にし、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に当該活動場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合は、甲は、朝来市の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。この場合において、甲及び乙は、相互連絡を甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる図面その他の資料を当該派遣隊に提供するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申合せに定めのない事項又は申合せに関する疑義については、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年6月13日

甲 近畿地方整備局長 上総 周平

乙 朝来市長 多次 勝昭

4-15 角田市及び山元町との大規模災害時における相互応援に関する協定

大規模災害時における相互応援に関する協定書

朝来市、角田市及び山元町は、大規模災害時における相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、朝来市、角田市及び山元町（以下「協定市町」という。）において地震、風水害その他の大規模災害（住民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「大規模災害時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に、相互応援及び協力が円滑かつ迅速に行われることにより、被害の軽減と住民生活の安定を図ることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 この協定により行う応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び復旧・復興等に必要な職員の派遣
 - イ 情報収集・連絡事務等に必要な職員
 - ロ 対策等の実施に必要な職員
 - ハ ボランティアの受け入れ及び活動調整に必要な職員
- (2) 応急対策及び復旧・復興に必要な物資、資機材の提供
 - イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
 - ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
 - ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材
- (3) 被災者及び避難者の受け入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 大規模災害時に、応援を要請する協定市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請した場合にあっては、職員の職種、人員及び従事内容
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請した場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (4) 前条第3号に掲げる応援を要請した場合にあっては、人員
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(自主的な応援)

第4条 協定市町は、大規模災害時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等を相手方に速やかに連絡するものとする。

(連絡体制)

第5条 協定市町は、あらかじめ相互応援のため連絡体制を定め、災害が発生した場合には速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した側の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、協定市町が協議のうえ決定するものとする。

(協議等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協定市町がその都度協議のうえ定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、協定の締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年11月21日

兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市長 多次 勝 昭

宮城県角田市角田字大坊41番地
角田市長 大友 喜 助

宮城県亶理郡山元町浅生原字作田山32番地
山元町長 齋 藤 俊 夫

4-16 福知山市との災害時における相互応援に関する協定

災害時における相互応援に関する協定書

朝来市及び福知山市は、大規模災害時における相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 協定は、福知山市及び朝来市（以下「協定市」という。）において地震、風水害その他の大規模災害（住民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「大規模災害時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に、相互応援及び協力が円滑かつ迅速に行われることにより、被害の軽減と住民生活の安定を図ることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 被災者及び避難者の受け入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援の要請等)

第3条 大規模災害時に応援を要請する協定市は、次の事項を明らかにして文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (4) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報など
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(自主的な応援)

第4条 支援市は、大規模災害時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等を相手方に速やかに連絡するものとする。

(連絡体制)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のため連絡体制を定め、災害が発生した場合には速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則としては応援を要請した側の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、協定市が協議のうえ決定するものとする。

(協議等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協定市がその都度協議のうえ定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、協定の締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月6日

朝来市長 多次勝昭

福知山市長 松山正治

4-17 竹田市との大規模災害時における相互応援に関する協定

大規模災害時における相互応援に関する協定書

朝来市及び竹田市は、大規模災害時における相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、朝来市及び竹田市（以下「協定市」という。）において地震、風水害その他の大規模災害（住民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態）が発生し、又は、発生するおそれがあるとき（以下「大規模災害時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に、相互応援及び協力が円滑かつ迅速に行われることにより、被害の軽減と住民生活の安定を図ることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 被災者及び避難者の受け入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 大規模災害時に応援を要請する協定市は、次の事項を明らかにして文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (4) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報など
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(自主的な応援)

第4条 協定市は、大規模災害時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等を相手方に速やかに連絡するものとする。

(連絡体制)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡体制を定め、災害が発生した場合には速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則としては応援を要請した側の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、協定市が協議のうえ決定するものとする。

(協議等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協定市がその都度協議のうえ定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、協定の締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年11月 9日

朝来市長 多 次 勝 昭

竹田市長 首 藤 勝 次

4-18 LPガス協会との災害時におけるLPガス等の供給に関する協定

災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、一般社団法人兵庫県LPガス協会但馬支部（以下「乙」という。）は、朝来市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時において甲がLPガス及び燃焼機器等の機材（以下「LPガス等」という。）を必要とするときは、甲は乙に対し要請書（様式1）により避難所等への供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭または電話等をもって要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

乙は、前項の規定に基づき甲から要請を受けたときには、LPガス等を優先的に供給するとともに、運搬等について積極的に協力するものとする。

（引渡し）

第2条 LPガス等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認の上、引取るものとする。

（保安点検の実施）

第3条 乙はLPガスを供給する時には、供給設備ならびに消費設備の安全点検を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が供給したLPガス等の費用については、甲が負担するものとし、価格は災害時における適正価格を基準として、甲は乙に協議の上決定するものとする。

（災害時の情報提供）

第5条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

- (1) 甲及び乙は、連絡責任者を定め、様式2により報告するものとする。
- (2) 甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヵ月前までに甲、乙、いずれからも文書により意思表示がない場合は、この協定は引き続き1年の期間をもって更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成26年 5月12日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市

朝来市長 多次 勝 昭



乙 兵庫県豊岡市正法寺628
兵庫県LPガス協会但馬支部

支部長 三輪 正彦



4-19 石油商業組合との災害時における燃料等の優先供給等に関する協定

災害時における燃料等の優先供給等に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と兵庫県石油商業組合但馬支部朝来市ブロック（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して、ガソリン、軽油、オイル、混合油、灯油及び重油等（以下「燃料等」という。）の優先供給等を要請するときの必要な事項を定め、円滑な応急復旧対策の実施と避難者等の支援に資することを目的とする。

（要請の内容）

第2条 甲は、乙に対し要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施する災害対策業務に用いる車両及び機器等への燃料等の供給
- (2) 避難所への燃料等の供給
- (3) 庁舎、斎場その他行政事務継続に必要な施設への燃料等の供給
- (4) 医療機関、福祉施設等への燃料等の供給
- (5) 甲が指定する場所への燃料等の搬送
- (6) 災害対策基本法第67条に基づく他の市町村よりの応援又は消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊に対する燃料等の供給
- (7) その他必要と認める事項

（要請手続）

第3条 甲は、災害時において燃料等を調達する必要があるときは、要請書（様式1）により、乙に対して供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに、要請書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けた時は、特別な事情のない限り甲の要請事項に対し積極的に協力するものとする。また、営業時間内における被災者等へのトイレ、水道水、災害に関する情報、避難所に関する情報及び道路情報等の提供についても積極的に協力するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、第3条の規定に基づき業務を実施したときは、報告書（様式2）により、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって報告し、その後、速やかに、報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙から供給を受けた燃料の代金及び乙が運搬を行った場合

に要する経費は、甲が負担するものとする。

(価格の決定)

第7条 乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における燃料小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、燃料等の納入が完了したとき、納品書を添えて請求するものとする。
2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(情報提供)

第9条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(損害の負担)

第10条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第11条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(防災訓練への参加等)

第12条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

- (1) 甲及び乙は、連絡責任者を定め、様式3により報告するものとする。
- (2) 甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から解除の申し出がないときには、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の

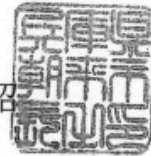
うえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成27年 6 月 19 日

(甲) 朝来市和田山町東谷 2 1 3 番地 1

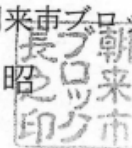
朝来市長 多 次 勝 昭



(乙) 朝来市山東町大垣 2 5 番地 1

兵庫県石油商業組合但馬支部朝来市ブロック

ブロック長 本 田 岳 昭



4-20 小浜市との災害時等相互応援に関する基本協定

災害時等相互応援に関する基本協定

朝来市と小浜市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（相互連絡体制の整備）

第1条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局（以下「担当部局」という。）を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な資機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等で連絡するとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に定めるもののほか応援を必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた協定市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施することができる。
- 3 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等を応援を受ける協定市に連絡するものとする。
- 4 応援の要請を受けた協定市が応援を実施できない場合は、当該要請をした協定市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第5条 応援を行う協定市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける協定市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける協定市の負担とする。

- 2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う協定市が負担するものとする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援に派遣した職員が、業務執行中に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う協定市が負うものとする。

- 2 応援に派遣した職員が、業務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける協定市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける協定市がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、協定市の住民相互の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議の上定めるものとする。

(本協定の効力)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

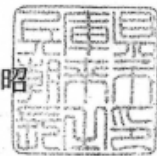
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月30日

兵庫県朝来市

朝来市長

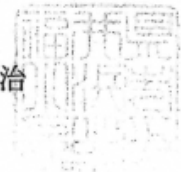
多次 勝昭



福井県小浜市

小浜市長

松崎 晃治



4-21 行政書士会との大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

豊岡市、養父市、朝来市、香美町及び新温泉町（以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、兵庫県内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献するよう必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、大規模な災害時に災害対策本部等を設置し、かつ、兵庫県内に災害救助法が適用された場合で、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災支援相談窓口の設置
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請手続き）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした大規模災害時支援協力要請書（別紙。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第4条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法又及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来たさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第7条 第3条に規定する行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

(実費手数料の取扱)

第8条 甲の要請に基づき乙及び乙の会員が行う行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

(情報交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協議に基づく業務を円滑に推進するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(損害の補償)

第10条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書によりこの協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

以上

平成28年7月12日

甲 豊岡市中央町2番4号

豊岡市

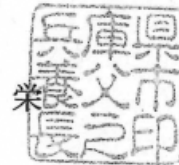
豊岡市長 中 貝 宗 治



養父市八鹿町八鹿 1675番地

養父市

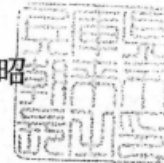
養父市長 広 瀬 栄



朝来市和田山町東谷213番地1

朝来市

朝来市長 多 次 勝 昭



香美町香住区香住870番地の1

香美町

香美町長 浜 上 勇 人



新温泉町浜坂2673-1

新温泉町

新温泉町長 岡 本 英 樹



乙 神戸市中央区東川崎一丁目1番3号

神戸クリスタルタワー13階

兵庫県行政書士会

代表者 会長 村 山 豪 彦



4-22 ナガイバックプラン(株)等との災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）とナガイバックプラン株式会社（以下「乙」という。）及び、セツカートン株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) 段ボール製簡易トイレ
- (5) その他乙及び丙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙及び丙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙及び丙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙及び丙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要

とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲、乙又は丙から各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

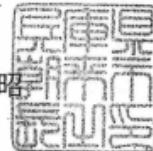
この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年8月8日

(甲) 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

朝来市長

多 次 勝 昭



(乙) 兵庫県豊岡市出石町丸中88

ナガイパックプラン株式会社

代表取締役社長

永 井 秀 和



(丙) 兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地

セツカートン株式会社

代表取締役社長

丹 羽 俊 雄



4-23 コープこうべとの緊急時における生活物資の確保に関する協定

緊急時における生活物資の確保に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と、生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時（地震、風水害、大火災その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。以下同じ。）に際し、朝来市内の生活物資の確保及び住民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行に当たっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

（要請の手続き）

第3条 生活物資確保の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書にて処理するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、別表第1の拠点事業所の支障がない範囲内において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（生活物資の指定）

第5条 生活物資は、別表第2のとおりとする。
2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上、指定できるものとする。

（生活物資の確保）

第6条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときには、直ちに必要な措置を行うものとする。

（生活物資の費用負担）

第7条 乙が生活物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 生活物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（生活物資の配送）

第8条 生活物資の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲が行うものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑にするため、平素から情報交換や防災訓練の実施、参加及び災害時における対応策の調査研究に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報し合うものとする。

(改正及び廃止)

第10条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3箇月前までに相手方に通知しなければならない。

(疑義)

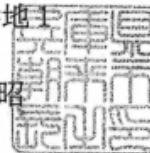
第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月8日

(甲) 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

朝来市長 多次 勝 昭



(乙) 兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号

生活協同組合コープこうべ

組合長理事 本田 英 一



4-24 ヤフー(株)との災害に係る情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定

朝来市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、朝来市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、朝来市が朝来市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ朝来市の行政機能の低下を軽減させるため、朝来市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、朝来市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、朝来市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、朝来市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 朝来市が、朝来市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 朝来市が、朝来市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 朝来市が、災害発生時の朝来市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 朝来市が、朝来市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて朝来市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 朝来市が、朝来市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 朝来市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、朝来市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく朝来市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、朝来市から提供を受ける情報について、朝来市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、朝来市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、朝来市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、朝来市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2016年 9 月 1 日

朝来市：兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

朝来市

朝来市長 多次 勝昭



ヤフー：東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 学



4-25 朝来市測量設計協会との災害時における緊急測量設計業務等に関する協定

災害時における緊急測量設計業務等に関する協定

朝来市（以下「甲」という。）と、朝来市測量設計協会（以下「乙」という。）とは、災害時における朝来市内の緊急測量設計業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、暴風、洪水、地震その他の異常な自然現象により朝来市内で災害が発生した場合において、甲が乙に対し協力を要請し、実施する緊急測量設計業務によって迅速な状況把握を行い、被害の拡大防止及び被災箇所の早期復旧を図ることを目的とする。

（業務の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する業務の実施区域は、朝来市内において発生した災害復旧に係る業務を必要とする場所（以下、「実施区域」という。）とする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 早期に保存しておかなければ、痕跡が不明確になってしまう災害の状況把握。（写真撮影、画像解析作業等）
- (2) 復旧工法検討に必要な測量作業（現地測量、縦断測量、横断測量、写真撮影）
- (3) 道路交通確保または二次災害防止のための、仮設構造物の設計業務
- (4) その他甲が必要と認める緊急測量設計作業等

（出勤の要請）

第4条 甲は、実施区域で発生した災害状況に応じ、乙が所有する測量機材及び労力（以下「測量機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して、要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

（乙の責務）

第5条 乙は、甲から前条の要請があったときは、特別の理由がない限り、測量機材等を甲に提供するものとする。

（業務の完了）

第6条 乙は、前条の規定により測量機材等を提供した場合は、報告書（様式2）により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 (1) 乙が業務に要した費用は甲が負担する。また、費用の算出方法については甲の積算基準によるものとする。但し災害時における当該地域での通常の実経費を斟酌することが出来ることとし、甲乙協議して定めるものとする。

(2) 乙が業務に要した費用については、乙の各会員で契約する。その後、乙の各会員の請求によりその内容を確認し速やかに甲が支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 この協定による業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事したものが、本業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第10条 この協定の実施に際し、災害時指定業者連絡網(様式3)により、あらかじめ甲乙相互の連絡担当者を定め、災害把握に係る業務要請の必要性が発生した際には速やかに連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(1) 乙は、諸活動中に覚知した災害時による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、5年間有効とし、次期の見直しは平成33年5月とする。ただし、甲乙協議の結果、見直しを行わないときは、5年間自動延長とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その一通を保持する。

また、各会員は、本協定に同意のうえ捺印し、その写しを各社保持する。
会員の追加・削減及び社名、住所、氏名等の変更が生じた場合は、その都度届け出る事とする。

平成 28 年 9 月 5 日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213-1

朝来市長 多次 勝昭



乙 朝来市測量設計協会

代表幹事 川見 元



朝来市測量設計協会会員

兵庫県朝来市和田山町秋葉台 2 番地 105

株式会社

代表取締役

川見



兵庫県朝来市和田山町枚田 907-1

キタイ設計株式会社

和田山事務所

所長

野崎 修作

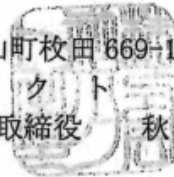


兵庫県朝来市和田山町枚田 669-1

株式会社

代表取締役

秋庭 弘吉



兵庫県朝来市和田山町枚田 907-1

株式会社

代表取締役

島山

義紀



4-26 全但バス(株)との災害時におけるバス利用に関する協定

災害時等におけるバス利用に関する協定

兵庫県豊岡市、養父市、朝来市、香美町及び新温泉町（以下これらを「甲」という。）と全但バス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における乙所有のバス（以下「バス」という。）の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、及び原子力災害発生時に、災害対策基本法第86条の9及び「原子力災害に係る広域避難ガイドライン（平成26年3月 関西広域連合策定）」に基づき、福井県小浜市の住民が甲の区域へ避難（以下「広域避難」という。）する必要がある場合において、被災者等（滞留者を含む。）（以下「被災者等」という。）をバスにより安全かつ迅速に緊急輸送すること又は一時的な避難施設としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、被災者等の安全を確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、被災者等の緊急輸送又は一時的な避難所としてのバスの利用（以下「緊急輸送活動等」という。）が必要と判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとする。

2 前項の被災者等の緊急輸送活動等は、次に掲げる活動とする。

- (1) 被災者等の輸送活動
- (2) 被災者等の保護活動
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送活動
- (4) ボランティア従事者の輸送活動
- (5) 前各号に定めるもののほか甲が要請する事項

3 協力要請は、原則として緊急輸送協力要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力活動の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、当該要請に基づく活動を行うものとする。

（災害時の情報提供）

第4条 甲及び乙は、緊急輸送活動等を円滑に行うため、その保有する災害に関する情

報を相互に提供するものとする。

(活動報告)

第5条 乙は、第3条の活動を完了したときは、速やかに緊急輸送実施報告書により甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定による活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な額を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の請求及び支払い)

第7条 乙は、災害等の収束後、前条第2項の協議が終了した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(事故等)

第8条 乙が第3条の規定による活動中にバスの故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該バスを交換してその活動を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、バスの運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第9条 乙は、バスの運行に際し、乙の責に帰する理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負う。

(従事者の災害補償)

第10条 この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の従業員が、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲は、次に掲げる場合を除き、甲の規定に準じて、その損害を補償する。

- (1) 当該損害が業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けられることができる場合

(連絡調整)

第11条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、平時より連絡調整を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

(本協定の効力)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申出がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

第13条 この協定による緊急輸送活動等の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

以上

平成 28 年 10 月 12 日

甲 豊岡市中央町 2 番 4 号

豊岡市

豊岡市長

中 貝 宗 治



養父市八鹿町八鹿 1675 番地

養父市

養父市長

広 瀬

栄



朝来市和田山町東谷 213 番地 1

朝来市

朝来市長

多 次 勝 昭



香美町香住区香住 870 番地の 1

香美町

香美町長

浜 上 勇 人



新温泉町浜坂 2673-1

新温泉町

新温泉町長

岡 本 英 樹



乙 養父市八鹿町八鹿 113 番地の 1

全但バス株式会社

代表取締役社長

桐 山 徹 郎



4-27 日本通運(株)との災害時における緊急輸送に関する協定

災害時等における緊急物資輸送に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社神戸支店（以下「乙」という。）とは、災害時等における救援物資の避難所等への仕分け・配送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝来市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力し、被災者に救援物資の供給を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次の事項の協力を要請することができる。

(1) 甲の管理する施設、甲が指定した物資集積拠点、又は物資供給協力店舗等から避難所等への救援物資の仕分け・配送

(2) 前号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲内で、当該要請に基づく活動を行うものとする。

（活動報告）

第3条 乙は、前条の活動を実施したときは、文書により次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

(1) 従事者名簿

(2) 従事日、走行距離

(3) 使用した車両、資機材等

(4) 活動に要した経費

(5) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 第2条の規定による活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な価格等を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の請求等)

第5条 乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(連絡調整等)

第6条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、この協定に関する担当部署を定めるとともに、平時より連絡調整を行うものとする。

2 甲は、その主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。また、乙は当該防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(災害時相互応援協定市等へ適用)

第7条 この協定は、甲が締結している災害相互応援協定市等の地域に地震、風水害等の災害が発生し、甲が災害応急対策活動を行うために貨物自動車運送事業用自動車による緊急輸送が必要となった場合についても適用する。

(準用)

第8条 この協定は、朝来市国民保護計画においても準用する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年2月 1 日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

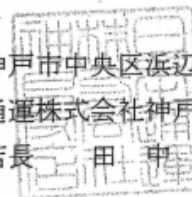
朝来市長 多次 勝 昭



乙 兵庫県神戸市中央区浜辺通 4 丁目 1 番 21 号

日本通運株式会社神戸支店

支店長 田 中 唯



4-28 ホームプラザナフコとの災害時における物資供給等の支援に関する協定

災害時における物資供給等の支援に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、ホームプラザナフコ（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食器類
- (2) 日用品
- (3) その他乙の取り扱い商品

（経費の負担）

第5条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲、乙協議して定める。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第8条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
ホームプラザナフコ	和田山インター店	朝来市和田山町市御堂14番地3

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

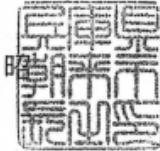
2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、平成29年2月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定を改訂する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年2月1日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1
朝来市長 多 次 勝乙 兵庫県朝来市和田山町市御堂14番地3
ホームプラザナフコ和田山インター店
店長 近藤 祐也
TEL 079-670-1151

4-29 兵庫県環境事業商工組合との災害時における廃棄物処理に関する応援協定

災害時における廃棄物処理に関する応援協定

朝来市（以下「甲」という。）と兵庫県環境事業商工組合（以下「乙」という。）は、朝来市内での災害時における廃棄物処理の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し災害時における廃棄物の処理に関する応援を要請することについて必要な事項を定め、もって公共用水域等の水質保全と被災排水処理施設の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、台風、地震、洪水、豪雨、豪雪、土石流等の自然災害をいう。

2 この協定において「災害時における廃棄物」とは、災害時に発生した廃棄物（し尿、浄化槽汚泥および流入水等）で、甲が生活環境の復旧上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定において「応援」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 災害時における廃棄物の処理に必要な資機材等の提供
- (2) 災害時における廃棄物の処理に必要な人員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害時における廃棄物の処理に関し必要な事項

（応援要請）

第3条 甲は、災害が発生し、これに伴い廃棄物の処理が必要な場合は、乙に対し応援を要請するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 前条の規定による応援の要請は、災害時における廃棄物処理に関する応援活動要請書（様式第1号）により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。ただし、文書により要請する時間的余裕がない時は、口頭又は電話等により行い、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 連絡責任者（所属部署、氏名、電話番号）
- (2) 応援要請の内容（作業内容、作業場所、作業予定期日）

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から応援要請を受けた場合は、可能な限りこれに応じ、応援を行うものとする。

(応援の期間)

第6条 応援の期間については、原則としてその開始から1箇月間とする。ただし、延長の必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(応援のための通行)

第7条 甲は、乙の活動が円滑に実施できるように、道路等の通行につき、必要な措置を講ずるものとする。

(実施報告)

第8条 乙は、第5条の規定により応援を行った場合は、災害時における廃棄物処理に関する応援活動報告書(様式第2号)により、次の各号に掲げる事項を速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間的余裕がないときは、口頭又は電話等により行い、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 作業内容
- (2) 作業場所
- (3) 作業期間
- (4) 作業人員
- (5) 使用した資機材等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(経費負担)

第9条 応援に要する経費は、原則として甲が負担するものとし、その額は適正価格とし、甲乙協議して定めるものとする。

(災害賠償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病

にかかり、又は死亡した場合の災害賠償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に伴う事務は、甲においては朝来市環境課、乙においては兵庫県環境事業商工組合事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の災害担当部署が行うものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、当該期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、さらに5年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成29年2月13日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷2-3番地
朝来市長 多次 勝



乙 神戸市中央区橘通4丁目2番6号
兵庫県環境事業商工組合
理事長 田中 一 良



4-30 朝来市内郵便局との地域における協力に関する協定

地域における協力に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）は、朝来市内の郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、朝来市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下に同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
 - (2) 道路の異状を発見した場合
 - (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合
- 2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から2017年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

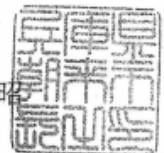
（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2017年2月24日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市
朝来市長 多次 勝



乙 兵庫県朝来市和田山町東谷 105 番地 1
朝来市内郵便局代表
和田山郵便局長 小山 哲



4-31 災害時における朝来市と朝来市内郵便局の相互協力に関する協定

災害時における朝来市と朝来市内郵便局の相互協力に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と朝来市内の郵便局（以下「乙」という。）は、朝来市内に発生した災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、朝来市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 別添1、別添2「避難者情報確認シート（避難先届）」又は「転居届」の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条の規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者

が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関して、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 朝来市危機管理室 防災安全課長
- 乙 日本郵便株式会社 和田山郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

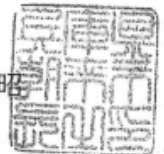
第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2017年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2017年2月24日

甲 住所 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市
代表 朝来市長

多次勝



乙 住所 兵庫県朝来市和田山町東谷 105 番地 1
朝来市内郵便局
代表 日本郵便株式会社 和田山郵便局長

小山



4-32 (株)ゼンリンとの災害時における地図製品等の供給用に関する協定

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、朝来市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、朝来市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

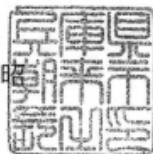
以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年3月9日

甲) 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

朝来市
市長

多次 勝昭

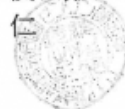


乙) 兵庫県神戸市中央区御幸通 4 丁目 2 番 20 号

三宮中央ビル1F

株式会社ゼンリン 関西第二エリア統括部

統括部長 松井 仁



4-33 壱岐市との災害時における相互応援に関する協定

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、朝来市と壱岐市のどちらかの市域において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定めるものとする。

(連絡責任者)

第2条 災害時における相互応援が確実かつ円滑に行われるよう、両市に次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 朝来市 危機管理室防災安全課長
- (2) 壱岐市 総務部危機管理課長

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の救出並びに医療機関及び防疫施設の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に被災市から要請がある事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する被災市は、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書によりその旨を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種及び人員並びに派遣期間
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された市は、極力これに応じるよう取り組むものとする。

(指揮)

第6条 応援を要請された市から応援のために被災市に派遣された職員は、応援を要請した市長の指揮下に入り行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援をした市の負担とする。ただし、経費の額が著しく大きい場合にあっては、両市が協議して定めるものとする。

(資料の交換)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するよう努めるものとする。

(交流)

第9条 両市は、この協定を実効性のあるものとするため、平常時から地域間交流に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成30年9月28日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成30年9月28日

兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

朝来市長

多次 勝 昭

長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地

壱岐市長

白川 博一

4-34 プレミアムウォーター(株)との災害時における飲料水の供給に関する協定

災害時における飲料水の供給に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）とプレミアムウォーター株式会社（以下「乙」という。）は、朝来市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して飲料水を迅速かつ円滑に被災地に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲及び乙は、この協定にかかる連絡責任者及びその連絡先を、協定締結後に相手方に対して報告するものとする。また、報告した連絡責任者又はその連絡先に変更があった場合にはその変更後の内容を報告するものとする。

（供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が飲料水を必要とするときには、甲は乙に対して調達可能な飲料水の供給及びそのために必要なサーバーの貸与について協力を要請することができる。

（協力の内容）

第4条 乙は、甲の要請に基づき、可能な範囲で、甲にサーバーの無償貸与及び飲料水の無償供給を行うものとする。

2 乙が甲へ貸与又は供給するサーバー及び飲料水の数量は、その都度、甲乙協議のうえで決定する。

（要請手続等）

第5条 第4条に係る乙のサーバー及び飲料水の供給に対する手続きは、数量や引き渡し場所等を記載した文書（様式1）を甲が乙へ交付することをもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し事後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、サーバー及び飲料水の貸与又は供給を実施したときは、その供給終了後速やかにその実施状況を報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（引き渡し等）

第6条 サーバー及び飲料水の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して、確認したうえで引取るものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定によりサーバー及び飲料水の運搬を行うときは、乙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(サーバーの設置、増設及び撤去)

第7条 甲が避難場所等でサーバーを必要とした場合、乙はサーバーを甲の指定する場所に搬送し、甲と協力し設置するものとする。なお、設置にあたっては、転倒防止に十分注意するものとする。

2 サーバーの電源は甲が準備し、甲の費用で使用、管理するものとする。

3 サーバーの増設及び撤去については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の負担)

第8条 サーバー及び飲料水の運搬に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、請求書の発行日から30日以内に前項の費用を乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、運搬業務に係る車両の運行及びサーバーの設置管理に際し、自らの責めに帰すべき事由により、相手方又は第三者に損害を生じせしめた場合には、その当事者が当該損害について賠償する責めを負う。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料水の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもっての終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月23日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

朝来市長

声次 藤 政



乙 山梨県富士吉田市上吉田4597番地1

プレミアムウォーター株式会社

代表取締役社長

金本 彰 彦



4-35 朝来市、朝来市商工会及び但陽信用金庫の包括連携に関する協定

朝来市、朝来市商工会及び但陽信用金庫の包括連携に関する協定書

朝来市、朝来市商工会及び但陽信用金庫（以下「三者」という。）は、地域経済の活性化及び人口減少社会における地域の持続的発展に向けて連携協力を推進するため、次のとおり包括協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、三者の人的資源等を活用して、朝来市の地域経済の持続的な発展に貢献することを目指し、地方創生をはじめとする地域の課題解決に取り組むことにより、地域活力の創出に寄与することを目的とする。

第2条（連携協力事項）

- (1) 地域産業活性化に関すること
- (2) 文化、芸術、スポーツ及び地域振興に関すること
- (3) 災害時の連携に関すること
- (4) その他、三者が必要と認める事項

第3条（連携協力窓口の設置）

三者は、相互に連携協力事項に関する窓口を設置し、協議及び情報交換を行う。

第4条（協力期間）

本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。
ただし、本協定の有効期間満了の1月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間満了日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

第5条（信義誠実の尊重）

三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

第6条（守秘義務）

三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第7条（反社会的勢力の排除）

本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる事業者及び市民（以下「事業者等」という。）の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準備成員、暴力

団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。)とみなされる事業者等については、対象としないこととする。

2. 下記行為を行う事業者等についても支援対象としないこととする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- (4) 風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第8条 (協議事項)

本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、三者で誠意をもって協議し、これを決定する。

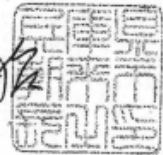
本協定を証するため、本書3通を作成し、三者が記名・押印の上、各1通を保有する。

平成31年2月27日

朝来市

市長

多 次 橋 雅



朝来市商工会

会長

奥 藤 博 司



但陽信用金庫

理事長

豊 水 伸 一



4-36 大栄環境ホールディングス(株)との災害廃棄物等の処理に関する基本協定

災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

朝来市（以下「甲」という。）と大栄環境ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他特殊な災害及び不測の事態（以下「災害等」という）において、甲および甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、朝来市内において災害等が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、災害等に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、災害等の発生により生じた廃棄物、並びに甲および甲の関連する一般廃棄物処理施設等が災害等により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物等の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物等の収集運搬
- (3) 災害廃棄物等の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業及び書類の作成・整備等

2 甲は、協力要請に当たっては、災害廃棄物等の種類、場所、実施内容等を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

（災害廃棄物等の処理の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（連絡協議会）

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡

協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害等について
- (2) 協力要請の手続き、手順について
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業について
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

（個別契約書の締結）

第6条 第3条に規定する要請に基づき、甲が災害廃棄物等の処理を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

（甲の解除権）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。
- (2) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
- (3) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (7) 乙の役員等又は使用人が、前2号から6号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。
 - (8) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(有効期間)

第10条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(規定のない事項の取扱い)

第11条 本協定書に定めのない事項及び各項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 3月 6日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

朝来市

朝来市長 多次 勝 昭



乙 兵庫県神戸市東灘区向洋町東 2 丁目 2 番 4 号

大栄環境ホールディングス株式会社

代表取締役 金子 文 雄



4-37 兵庫県水質保全センターとの災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、朝来市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「乙」という。）との間で朝来市において発生した大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定における大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）における災害の定義のうち、震度6弱以上の地震又は被害の大きな豪雨若しくは洪水等によって生じる被害とする。

(応援要請)

第3条 甲は、大規模災害により、浄化槽等の復旧活動等について必要があると認められるときは、乙に対し応援要請を行うことができる。

(応援要請の手続)

第4条 甲の応援要請は、原則として次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）により、乙に対し行うものとする。ただし、甲の要請が緊急を要する場合には、口頭又は電話等により行い、その後速やかに文書を乙に送付するものとする。

(1) 責任者の所属及び氏名

(2) 応援要請の内容

(3) その他必要な事項

(応援業務)

第5条 乙は、甲の要請があったときは、災害対策本部を設置し、乙の役員及び職員並びに必要に応じて会員を招集し、次の各号に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）を行うものとする。

(1) 被災地域における浄化槽等の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査

(2) 被災地における浄化槽等に関する住民相談の対応

(3) 甲が保有する浄化槽等の応急復旧作業

(経費負担)

第6条 応援業務に要する経費は、前条第1号及び第2号については乙が負担し第3号については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(相互の協議)

第7条 甲と乙は、応援業務の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(応援のための通行)

第8条 甲は、乙による応援業務が円滑に実施できるよう、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行が図れるように努めるものとする。

(実施報告)

第9条 乙は、応援業務を終了したときは、速やかに甲に対し文書（様式第2号及び様式第3号）で報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、応援業務に従事する乙の職員及び会員については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災保険に加入した者を充て、応援業務における事故等の災害で死亡し、負傷し、又は後遺障害が残った場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法その他の法令によるものとする。（災害対策会議等への参画）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲の主催する災害対策関係会議等に出席を求めることができる。

(連絡窓口)

第12条 この協定に伴う事務は、甲にあっては朝来市都市整備部上下水道課、乙にあっては一般社団法人兵庫県水質保全センター事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じたときは、前項に規定する甲の事務の窓口は、変更後の浄化槽等を所管する組織を充てるものとする。

(補則)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

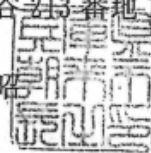
第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

朝来市長 多次 勝昭



乙 神戸市中央区港島南町3丁目3番8
一般社団法人 兵庫県水質保全センター

会長 九坪 登志彦



4-38 コカ・コーラボトラーズジャパン(株)との自動販売機設置協定

自動販売機設置協定書

朝来市（以下、甲という）と、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社（以下、乙という）とは、災害時における自動販売機内の飲料水の提供支援を目的として、乙が所有する災害対応型自動販売機（以下、自動販売機という）の設置に関して、下記のとおり災害対応型自動販売機設置協定を締結する。

記

第1条（自動販売機の設置等）

1. 甲は、別表1の場所への自動販売機設置に関して契約締結をする権利を正当に有することを保証する。
2. 乙は別表1の場所に乙が所有または管理する自動販売機を設置することができるものとし、甲へ事前に通知のうえで自動販売機を交換することができるものとする。
3. 前項による設置は、甲に対して自動販売機を自己の所有物として使用させるものではなく、甲は自動販売機の賃借権、使用貸借権等を主張することができないことを確認する。
4. 自動販売機の設置場所を変更するときは、甲乙が事前に協議をしたうえで行う。

第2条（設置場所への立入）

甲は乙の従業員および乙が指定する業者等が自動販売機への商品もしくは原材料の補充、売上金の回収、機械の保全、修理、撤去等のために設置場所へ立ち入ることを認める。

第3条（品質維持・自動販売機の保全等）

1. 乙は商品の品質維持、商品・原材料の補充、売上金の回収、自動販売機の保全・修理、空容器の回収等を行う。
2. 甲は前項の保全に協力し、故障等が生じた場合は直ちに乙に連絡する。

第4条（諸費用の負担）

自動販売機の設置、交換、移動、撤去は乙の費用と責任にて行うものとする。なお、自動販売機の修理に要した費用は、甲の責に帰すべきものを除きすべて乙が負担する。

第5条（販売価格・販売手数料）

乙が自動販売機により販売する商品の販売価格および甲に支払う販売手数料は、別表2のとおりとする。

第6条（譲渡の禁止）

甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本協定上の地位を第三者に承継させ、または本協定に基づいて生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保の目的に供してはならない。ただし、乙がその関係会社に対して譲渡し、もしくは引き受けさせる場合はこの限りではない。

第7条（相殺の予約）

1. 乙が甲に債権を有する場合、乙は当該債権と、乙が甲に対して支払うべき債務とを、弁済期の如何にかかわらず、何時にても対当額で相殺することができる。
2. 本協定の効力が失われた後に発生する当該債権についても、前項と同様とする。

第8条（協力内容）

1. 別表1の場所を管轄する行政区域内にて地震・水害等の災害が発生もしくは発生する恐れがある場合において、別表1の場所を管轄する行政区域内に、災害対策基本法等、国または地方公共団体が定める法令に基づき災害対策本部が設置された場合、甲は乙に対し次項の協力を要請できるものとする。
2. 乙は甲に対し、甲から要請を受けた時点における、自動販売機の機内在庫商品（以下、本商品という）に限り、無償提供するものとする。
3. 乙が本条に基づき本商品を提供するにあたり、甲に対しフリーバンドキーまたは乙保有の機材（以下、本物件という）を貸与する場合、甲は本物件の預り証を発行すると共に、本物件を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。なお、甲が本物件を紛失・破損した場合、乙に対し実費を支払うものとする。

第9条（協力要請および実施）

1. 甲は、本協定に基づき本商品の提供が必要な場合、乙に対し別紙救援物資提供要請書による協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。
2. 乙は、甲から前項に定める内容にて協力要請があった場合、要請内容を確認のうえ、甲に対し本商品提供の諾否の通知を行うものとする。ただし、甲が本物件の貸与を受けながらも乙に連絡が取れない場合においては、甲の判断により本商品を無償提供できるものとする。この場合、甲は、事後速やかに乙に

- 報告し、別紙救済物資提供要請書を提出するものとする。
3. 自動販売機の機内在庫状況およびライフラインの停止等協力要請時点または要請後の状況次第では、本商品の提供ができないことを、甲は承諾するものとする。
 4. 災害等による通信障害や自動販売機の予期せぬ故障など、乙の責に帰することのできない事由によって無償提供ができなかった場合、乙は一切責任を負わない。

第10条（協定の解除）

1. 甲または乙は、相手方に次の事由が一つでも発生した場合、何らの通知・催告の手續をせず、直ちに本協定を解除することができる。その場合、乙は、甲の承諾なく自動販売機を撤去することができる。
 - (1) 自己に対する売買代金その他の債務につき支払い義務を怠ったとき。
 - (2) 他から破産・民事再生・会社更生の申立てを受け、または自ら申し立てたとき。
 - (3) 差押え・仮差押えの処分を受けたとき。
 - (4) 手形交換所より不渡処分を受けたとき。
 - (5) 事業を廃止し、または何ら理由を示すことなく休業または所在不明により、2週間以上連絡が取れないとき。
 - (6) 本協定または甲乙協議により定めた事項に違反したとき。
 - (7) 前各号のほか、本協定の継続が著しく困難であると合理的に認められる事態が生じたとき。

第11条（反社会的勢力との関係遮断）

1. 甲および乙は、相手方に対し、本協定締結時および締結後において、次の条件を全て満たすことを表明し、保証する。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋またはこれらに準ずる反社会的勢力（以下、総称して反社会的勢力という。）ではないこと、および反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと
 - (2) 自らまたは自らの役員（取締役、執行役、業務を執行する社員またはこれらに準ずる者をいう）、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員、関係者等ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本協定を締結するものではないもの
 - (4) 本協定の期間内に自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為をしないこと、または偽計もしくは威力を用いて業務を妨害し、もしくは信用を毀損する行為をしないこと
2. 甲または乙は、相手方が前項の表明および保証に違反した場合、何らの通知、催告その他の手續を要せずに、直ちに本協定を解除することができる。その場合、乙は、甲の承諾なく自動販売機を撤去することができる。なお、当該違反をした当事者は、その相手方に対し、本項に基づく解除に起因する損害の賠償を求めることはできない。

第12条（機密情報の取扱い）

甲および乙は、本協定書および本協定の履行を通じて知り得た相手方に関する情報（以下、機密情報という）を、機密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者へ開示または漏えいしてはならず、また、本協定の目的以外で使用してはならないものとする。なお、本条の規定は、個人情報に関しては、本協定終了後も期限の定めなく存続し、その他の機密情報に関しては、本協定終了後3年間は存続する。

第13条（協定の有効期間）

1. 本協定の有効期間は、2020年 4月 1日より2021年 3月 31日までの1年間とする。なお、この期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも、何らの申出のない場合は、本協定はさらに1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本協定が終了、且つ乙の甲に対する本物件の貸与がある場合、甲は乙に対し終了日から1ヶ月以内に本物件を返却するものとする。

第14条（連絡先）

1. 甲は、乙に届け出た連絡先を変更した場合、または同連絡先に1週間を超えて連絡が付かない事情が発生した場合、速やかに新たな連絡先を乙に届け出る義務を負う。
2. 甲が前項の義務を怠った結果、乙から甲に対してなされた通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。
3. 甲が乙からの連絡に対して2週間以上の期間返答をしなかった場合、乙は何ら催告や通知を要しないで、直ちに本協定等の全部または一部を解除することができる。

第15条（不可抗力）

地震、台風、洪水、その他の天災地変、輸送機関・通信回線等の事故、法令の変更・改廃、公権力による命令、その他不可抗力により、本協定（金銭債務を除く）の全部若しくは一部の履行遅滞または履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとする。

第16条（協定外事項の協議）

本協定に定めない事項については別途協議のうえ決定する。

第17条（合意管轄）

甲および乙は、本協定および本協定に付随する契約に関し紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（特約事項）

前条までの規定以外の両者合意事項は、別表特約のとおりとする。

以上、本協定締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年 4月 1日

(甲)

兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

朝来市

朝来市長

多 次 勝 昭



(乙)

兵庫県朝来市和田山町枚田 6 4 1

コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

兵庫/岡山 地区統括部長

東 智 浩



別表 1

設置先名	設置先住所	詳細設置場所	自動販売機の種類
和田山中央公園	兵庫県朝来市和田山町枚田岡 129	屋外	缶&PET

(注)上記別表 1 の内容に変更が生じた場合、甲および乙は速やかに書面にて変更を確認する。

別表 2

自動販売機の種類	希望小売価格	販売価格	販売手数料
缶 & P E T	130/140/150/160 円	130/140/150/160 円	0円

(注)1. 上記金額は商品 1 つ当たりの金額（定額の場合を除く。）

2. 希望小売価格および販売価格は消費税及び地方消費税込金額

【特約】

自動販売機稼働に伴う電気使用料	自動販売機の電源に設置した電気代子メーターに基づき、電気使用料を計算し、乙は納付期限までに甲の指定する納付書により支払う。
旧契約の終了	本協定書の有効期間開始日をもって甲乙間で締結した 2015 年 4 月 1 日付災害対応型自動販売機設置協定書は終了する。

覚書

朝来市（以下、甲という）とコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社（以下、乙という）とは乙の災害対応型自動販売機（以下、自動販売機という）の災害時対応にかかる運用に関して、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1条（目的）

本覚書は、災害時における相互の協力・支援等、災害時対応にかかる自動販売機の運用について定めるものとする。なお、通常時における自動販売機の運用については、別途、甲乙間にて締結した2015年4月1日付「災害対応型自動販売機設置協定書（契約書）」（以下、原協定書という）のとおりとする。

第2条（設置場所）

本覚書が対象とする自動販売機の設置場所および台数は次のとおりとする。

設置先名	設置先住所	自動販売機の種類	台数
和田山中央文化公園	兵庫県朝来市和田山町牧田岡129	缶&PET	1

第3条（協力内容）

- 第2条の自動販売機設置場所を管轄する行政区域内にて地震・水害等の災害が発生もしくは発生する恐れがある場合において、当該区域に、災害対策基本法等、国または地方公共団体が定める法令に基づき災害対策本部が設置された場合、甲は乙に対し次項の協力を要請できるものとする。
- 乙は甲に対し、甲から要請を受けた時点における、自動販売機の機内在庫商品（以下、本商品という）に限り、無償提供するものとする。
- 乙が本条に基づき本商品を提供するにあたり、甲に対しフリーバンドキーまたは乙保有の機材（以下、本物件という）を貸与する場合、甲は本物件の預り証を発行すると共に、本物件を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。なお、甲が本物件を紛失・破損した場合、乙に対し実費を支払うものとする。

第4条（協力要請および実施）

- 甲は、本覚書に基づき本商品の提供が必要な場合、乙に対し別紙救援物資提供要請書による協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。
- 乙は、甲から前項に定める内容にて協力要請があった場合、要請内容を確認のうえ、甲に対し本商品提供の諾否の通知を行うものとする。ただし、甲が本物件の貸与を受けながらも乙に連絡が取れない場合においては、甲の判断により本商品を無償提供できるものとする。この場合、甲は、事後速やかに乙に報告し、別紙救援物資提供要請書を提出するものとする。
- 自動販売機の機内在庫状況およびライフラインの停止等協力要請時点または要請後の状況次第では、本商品の提供ができないことを、甲は承諾するものとする。
- 災害等による通信障害や自動販売機の予期せぬ故障など、乙の責に帰することのできない事由によって無償提供ができなかった場合、乙は一切責任を負わない。

第5条（覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間とし、この期間満了の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも何らの申出のない場合は、本覚書はさらに1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。ただし、原協定書が終了した場合、本覚書も同時にかつ自動的に終了するものとする。

第6条（反社会的勢力との関係遮断）

- 甲および乙は、相手方に対し、本覚書締結時および締結後において、次の条件を全て満たすことを表明し、保証する。
 - 自らが暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋またはこれらに準ずる反社会的勢力（以下、総称して反社会的勢力という。）ではないこと、および反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと
 - 自らまたは自らの役員（取締役、執行役、業務を執行する社員またはこれらに準ずる者をいう。）、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員、関係者等ではないこと

- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本覚書を締結するものではないもの
- (4) 本覚書の期間内に自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為をしないこと、または偽計もしくは威力を用いて業務を妨害し、もしくは信用を毀損する行為をしないこと
2. 甲または乙は、相手方が前項の表明および保証に違反した場合、何らの通知、催告その他の手続きを要せずに、直ちに本覚書を解除することができる。なお、当該違反をした当事者は、その相手方に対し、本項に基づく解除に起因する損害の賠償を求めることはできない。

第7条（機密情報の取扱い）

甲および乙は、本覚書および本覚書の履行を通じて知り得た相手方に関する情報（以下、機密情報という）を、機密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者へ開示または漏えいしてはならず、また、本覚書の目的以外で使用してはならないものとする。なお、本条の規定は、個人情報に関しては、本覚書終了後も期限の定めなく存続し、その他の機密情報に関しては、本覚書終了後3年間は存続する。

第8条（協議事項）

本覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決するものとする。

以上、本覚書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所有する。

2020年 4月 1日

(甲)

兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地1

朝来市

朝来市長

多次 勝 昭



(乙)

兵庫県朝来市和田山町枚田 6 4 1

コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

兵庫/岡山 地区統括部長

東 智 浩



4-39 フジ地中情報㈱との災害時における応援協力に関する協定

災害時における応援協力に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と、フジ地中情報株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生により水道施設が損傷を受けた場合において、給水機能を早期に回復するため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害により損傷した給水機能を早期に回復するため、乙が所有する資材、機材及び労力（以下「復旧資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、復旧資機材等応援要請書（様式第1号）により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の発生状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする復旧資機材等、台数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 需要者対応及び災害情報の受付・発信
- (2) 応急給水作業における補助及び支援
- (3) 漏水調査作業
- (4) その他水道施設等の復旧に関する必要な業務

（協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により復旧資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、復旧資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、復旧資機材等応援報告書（様式第2号）により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に要した復旧資機材等、台数及び人員
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の配分）

第5条 乙の使用した復旧資機材等に要する費用は、甲が負担する。

2 費用等の算出方法については、災害により損傷した給水機能回復に要した当該地域における通常の実費用を基準として、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(事故等)

第6条 乙は、提供した復旧資機材等が、故障その他の理由により使用を中断したときは、速やかに当該復旧資機材等を交換して、復旧作業を継続するものとする。

2 乙は、復旧資機材等の使用に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害の負担)

第7条 第2条で規定する業務により生じた損害の負担は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(連絡責任)

第8条 この協定に関して、あらかじめ甲と乙とが連絡担当者を定め、災害により給水機能の損傷が発生した際には、速やかに各連絡担当者に連絡を取るものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、令和5年9月30日をもって、その効力を失うものとする。

(適用)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲と乙とが記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年10月1日

甲 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

朝来市長



乙 東京都港区海岸 3-20-20
ヨコソーレインボータワー 11F
フジ地中情報株式会社

代表取締役社長



4-40 大塚製薬株式会社との連携と協力に関する協定

朝来市と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、朝来市における市民サービスの向上及び健康的な生活の実現を目指すため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互に連携及び協力して、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、朝来市における一層の市民サービスの向上及び健康的な生活を実現することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をする。

- （1）健康維持・増進に関すること
- （2）防災・減災対策等地域の安全・安心に関すること
- （3）スポーツ振興に関すること
- （4）その他、両者が協議し、必要と認めること

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も存続するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から本協定を更新しない旨の書面による意思表示がないときは、更に1年間更新し、以降も同様とする。

(変更及び解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月5日

甲：兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

朝来市

朝来市長

多 次 橋 昭

乙：大阪府大阪市北区中之島六丁目 2 番 40 号中之島インテンス 14F

大塚製薬株式会社 ニュートラシューティカルズ事業部

大阪支店 支店長

吉田卓史

4-41 朝来市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定

朝来市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

朝来市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。なお、兵営29年2月24日「地域における協力に関する協定」（2017年2月24日締結）については、この協定をもって廃止する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の活性化及び市民サービスの向上等を図ることを目的とする。なお、乙においては香寺郵便局及び朝来市内郵便局（別紙のとおり）が本協定を実施する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (2) 地域の魅力発信及び広報活動への協力に関すること。
- (3) 地域経済の活性化及び地方創生の推進に関すること。
- (4) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (5) その他市民サービスの向上及び朝来市のまちの活性化に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2021年3月31日までとする。
ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2020年12月4日


甲 住所 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市

代表 朝来市長

多次悟敏 

乙 住所 兵庫県朝来市和田山町東谷 105 番地 1

代表 日本郵便株式会社和田山郵便局長

尾林剛 

4-42 自衛隊の災害派遣要請依頼書（様式）

様式1（派遣要請）

	第	号
	年	月
兵庫県知事様		日
	朝来市長	印
自衛隊の災害派遣要請について(依頼)		
<p>標記のことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。</p>		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 活動希望区域		
(2) 活動内容		
4 その他参考となるべき事項		
(1) 要請責任者の職氏名		
(2) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類		
(3) 派遣地への最適経路		
(4) 連絡場所及び現場責任者の職氏名並びに標識又は誘導地点とその表示		
① 連絡場所		
② 現場責任者		
③ その他		

4-43 自衛隊の災害部隊撤収要請依頼書（様式）

様式2（撤収要請）

	第	号
	年	月 日
兵庫県知事様	朝来市長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)		
月 日付第	号で依頼した自衛隊の災害派遣部隊について、下記のとおり	
撤収要請を依頼します。		
記		
1 撤収日時	年	月 日 時 分
2 撤収事由		
3 その他必要事項		

5 医療関係

5-1 医療施設一覧

名 称	住 所	電話番号	備考
〈生野地域〉			
稲垣医院	生野町口銀谷 2037 番地	079-679-4108	浸
佐藤医院	生野町口銀谷 751 番地	079-679-2013	浸 土
〈和田山地域〉			
公立豊岡病院組合立朝来医療センター	和田山町法興寺 392 番地	079-672-3999	浸 土
足立医院	和田山町和田山 133 番地 5	079-672-0250	浸
井上皮膚科医院	和田山町東谷 83 番地 9	079-672-0377	浸
いわわき眼科クリニック	和田山町桑原 401 番地	079-672-0601	浸
大森クリニック	和田山町東谷 213 番地 123	079-672-0605	浸 土
木村眼科	和田山町和田山 232 番地	079-672-0202	浸
クリニックよしだ	和田山町枚田岡 139 番地 2	079-670-0006	浸
小山医院	和田山町加都 1578 番地	079-674-0333	浸
さかもと医院	和田山町東谷 160 番地 2	079-675-3033	浸
高岡耳鼻咽喉科クリニック	和田山町立ノ原 58 番地 1	079-672-0808	浸
田仲和田山クリニック	和田山町法道寺 812 番地 1	079-670-3222	浸
谷村医院	和田山町東谷 213 番地 50	079-672-2016	浸 土
浜野医院	和田山町寺谷 684 番地 6	079-672-5351	浸 土
はるかぜ診療所	和田山町竹田 2486 番地 76	079-666-8016	浸
馬庭内科医院	和田山町宮田 216 番地	079-673-2811	浸
三浦クリニック	和田山町立ノ原 16 番地 2	079-672-4111	浸
(一社) 日本健康倶楽部 和田山診療所	和田山町寺谷 353 番地 1	079-672-6100	浸
〈山東地域〉			
朝来ふじい整形外科クリニック	山東町大垣 61 番地 2	079-676-5102	浸
そよかぜ診療所	山東町矢名瀬町 847 番地	079-676-3153	
西山医院	山東町矢名瀬町 745 番地	079-676-2333	浸
〈朝来地域〉			
大植医院	多々良木 1514	079-678-1231	浸 土
木村医院	立野 366 番地 2	079-677-0007	浸

名 称	住 所	電話番号	備考
間島医院	新井 705 番地	079-677-0054	④ ⑤
南但休日診療所	和田山町法興寺 378 番地 1	079-672-5269	④ ⑤

注 備考欄の「④」マークは浸水想定区域、「⑤」マークは土砂災害警戒区域にかかる施設である。

5-2 救護所の設置予定場所一覧

名 称	住 所
生野保健センター	生野町口銀谷 747 番地 3
奥銀谷体育館	生野町奥銀谷 1438 番地 1
糸井地区市民会館	和田山町高生田 400 番地
大蔵地区市民会館	和田山町宮田 186 番地 3
東河地区市民会館	和田山町中 94 番地 2
竹田地区市民会館	和田山町竹田 650 番地
山東老人福祉センター	山東町楽音寺 95 番地
旧与布土小学校	山東町溝黒 411 番地
旧粟鹿小学校	山東町粟鹿 873 番地
中川小学校	桑市 99 番地
山口小学校	羽瀨 565 番地 2

5-3 関西周辺の原子力災害医療機関の指定・登録状況

出典：関西防災・減災プラン（原子力災害対策編 附属資料）

平成30年3月末現在

府県	区分	医療機関名	No.	所在地	機関数
滋賀県	拠点病院	長浜赤十字病院	1	大津市	3
		大津赤十字病院	2	草津市	
		滋賀医科大学医学部附属病院	3	栗東市	
	協力機関	市立大津市民病院	4	大津市	13
		草津総合病院	5	草津市	
		済生会滋賀県病院	6	栗東市	
		公立甲賀病院	7	甲賀市	
		近江八幡市立総合医療センター	8	近江八幡市	
		彦根市立病院	9	彦根市	
		市立長浜病院	10	長浜市	
		長浜市立湖北病院	11	長浜市	
		高島市民病院	12	高島市	
		(一社)滋賀県医師会	13	栗東市	
		(一社)滋賀県薬剤師会	14	草津市	
		(公社)滋賀県看護協会	15	草津市	
		(公社)滋賀県放射線技師会	16	大津市	
京都府	拠点病院	国立病院機構 京都医療センター	17	京都市	3
		京都大学医学部附属病院	18	京都市	
		京都府立医科大学附属病院	19	京都市	
	協力機関	医療法人清仁会 亀岡シミズ病院	20	亀岡市	29
		亀岡市立病院	21	亀岡市	
		京都中部総合医療センター	22	南丹市	
		国保京丹波町病院	23	京丹波町	
		市立福知山市民病院	24	福知山市	
		医療法人福富士会 京都ルネス病院	25	福知山市	
		市立福知山市民病院大江分院	26	福知山市	
		綾部市立病院	27	綾部市	
		国立病院機構 舞鶴医療センター	28	舞鶴市	
		舞鶴赤十字病院	29	舞鶴市	
		国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院	30	舞鶴市	
		京都府立医科大附属北部医療センター	31	与謝野町	
		公益財団法人丹後中央病院	32	京丹後市	
		京丹後市立弥栄病院	33	京丹後市	
		京丹後市サク美浜病院	34	京丹後市	
		日本赤十字社京都府支部	35	京都市	
(一社)京都府医師会	36	京都市			

府県	区分	医療機関名	No.	所在地	機関数
京都府	協力機関	(一社) 舞鶴医師会	37	舞鶴市	
		(一社) 与謝医師会	38	宮津市	
		(一社) 福知山医師会	39	福知山市	
		船井医師会	40	南丹市	
		(一社) 左京医師会	41	京都市	
		(一社) 京都府薬剤師会	42	京都市	
		船井薬剤師会	43	南丹市	
		綾部薬剤師会	44	綾部市	
		福知山薬剤師会	45	福知山市	
		舞鶴薬剤師会	46	舞鶴市	
		丹後薬剤師会	47	与謝野町	
(公社) 京都府放射線技師会	48	京都市			
福井県	拠点病院	福井県立病院	49	福井市	3
		福井大学医学部附属病院	50	永平寺町	
		福井赤十字病院	51	福井市	
	協力機関	国立病院機構敦賀医療センター	52	敦賀市	15
		市立敦賀病院	53	敦賀市	
		杉田玄白記念公立小浜病院	54	小浜市	
		若狭高浜病院	55	高浜町	
		福井県済生会病院	56	福井市	
		福井勝山総合病院	57	勝山市	
		公立丹南病院	58	鯖江市	
		国立病院機構あわら病院	59	あわら市	
		坂井市立三国病院	60	坂井市	
		越前町国民健康保険織田病院	61	越前町	
		レイクヒルズ美方病院	62	若狭町	
		若狭町国民健康保険上中診療所	63	若狭町	
(一社) 福井県医師会	64	福井市			
(一社) 福井県薬剤師会	65	福井市			
(公社) 福井県診療放射線技師会	66	福井市			
鳥取県	拠点病院	鳥取県立中央病院	67	鳥取市	1

※1 大阪府：初期被ばく医療機関(2機関)、二次被ばく医療機関(1機関)

※2 鳥取県：原子力災害拠点病院(2機関)、原子力災害医療協力機関(14機関)の一部を掲載

※3 拠点病院：原子力災害拠点病院

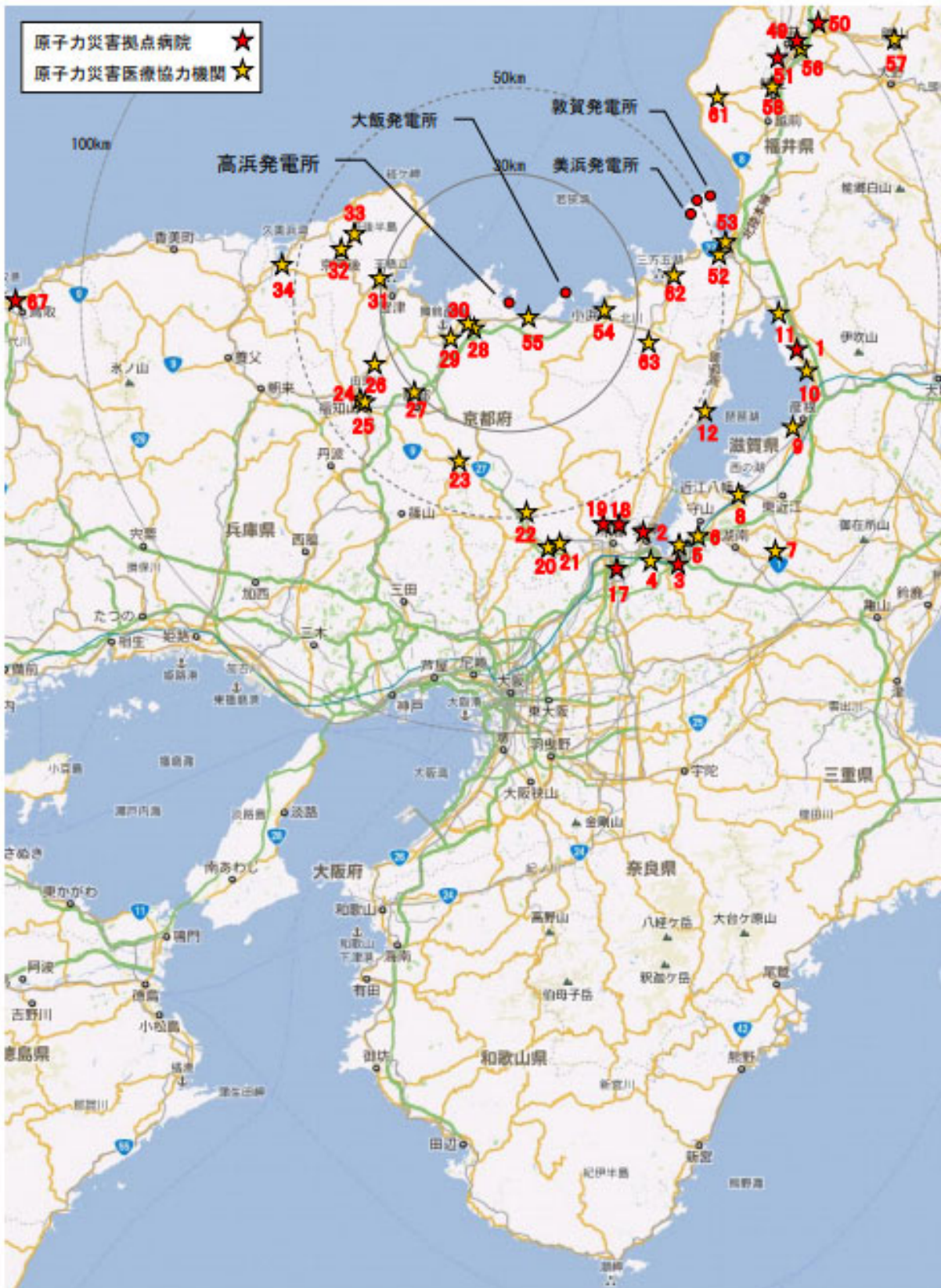
※4 協力機関：原子力災害医療協力機関

(参考)

○高度被ばく医療支援センター：弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、広島大学、長崎大学

○原子力災害医療・総合支援センター：弘前大学、福島県立医科大学、広島大学、長崎大学

平成 30 年 3 月末現在



出典：関西防災・減災プラン（原子力災害対策編 附属資料）

6 避難場所関係

6-1 指定避難所施設一覧

名 称	収容人数	1次・2 次の別	避難対象地区(区)名
生野地区			
生野1区公民館	30	1次	生野1区
生野2区コミュニティ消防センター	60	1次	生野2区
生野町老人福祉センター	150	1次・2次	生野3区
生野4区公民館	30	1次	生野4区
生野6区コミュニティセンター	130	1次	生野6区
生野新町公民館	50	1次	生野新町
新町ふれあいセンター	20	1次	生野新町
奥銀谷地区コミュニティセンター	110	1次	奥銀谷
シルバー生野駐車場	210台	1次	小野
小野ふれあいセンター	40	1次	小野
緑ヶ丘区高齢者支援センター	20	1次	生野緑ヶ丘
いくの喜楽苑ゲートボール場	30	1次	竹原野
上生野区公民館	30	1次	上生野
黒川本村公民館	30	1次	黒川
簾野公民館	20	1次	黒川
猪野々集会所	10	1次	猪野々
白口区公民館	10	1次	白口
円山区公民館	50	1次	円山
小田和多目的集会所	50	1次	小田和
北真弓ふれあいセンター	30	1次	北真弓
南真弓公民館	50	1次	南真弓
生野交流館	120	1次	南真弓
川尻多目的集会センター	30	1次	川尻
栃原公民館	90	1次	栃原
栃原農村グランド駐車場	80台	1次	栃原
生野小学校	300	2次	生野1区、生野4区、上生野、小田和、円山
生野メインホール	100	2次	生野2区
生野保健センター	130	2次	生野3区、生野4区
生野中学校	300	2次	生野6区
生野体育館	400	2次	北真弓、生野2区、生野6区
生野高等学校	100	2次	北真弓、南真弓、川尻
奥銀谷体育館	210	2次	生野新町、奥銀谷、小野、生野緑ヶ丘、竹原野、猪野々、白口
栃原コミュニティセンター	100	2次	栃原
栃原体育館	260	2次	栃原
和田山地区			
林垣公民館	60	1次	林垣
緑ヶ丘公民館	30	1次	緑ヶ丘
秋葉台第1集会所	30	1次	秋葉台1区
秋葉台第2集会所	30	1次	秋葉台2区
秋葉台第3集会所	30	1次	秋葉台3区
和生園	40	1次	秋葉台3区

名 称	収容人数	1次・2 次の別	避難対象地区(区)名
秋葉台第4集会所	30	1次	秋葉台4区
寺内公民館	60	1次	寺内
万葉台集会所	40	1次	万葉台
高生田公民館	40	1次	高生田
高生田集会所	40	1次	高生田
新岡地藏堂	20	1次	高生田
室尾公民館	10	1次	室尾
市場公民館	50	1次	市場
和田公民館	70	1次	和田
竹ノ内公民館	60	1次	竹ノ内
内海公民館	50	1次	内海
朝来市朝日集会所(旧朝日分校)	30	1次	朝日
糸井小学校	320	1次・2次	高生田(1次)、林垣、寺内、万葉台(2次)
秋葉台中央集会所	180	2次	秋葉台各区、緑ヶ丘、室尾
糸井地区市民会館	120	2次	高生田、市場
センター若竹	180	1次・2次	竹ノ内(1次)、和田、内海、朝日(2次)
寺谷公民館	40	1次	寺谷
東谷公民館	70	1次	東谷
平野公民館	70	1次	平野
土田公民館	70	1次	土田
土田市営住宅集会所	20	1次	土田
西土田集会所	20	1次	西土田
多世代交流センター	100	1次	西土田
宮田公民館	40	1次	宮田
高瀬公民館	60	1次	高瀬
法道寺公民館	50	1次	法道寺
岡公民館	30	1次	岡
芳賀野公民館	20	1次	芳賀野
宮内公民館	30	1次	宮内
高田公民館	100	1次	高田
朝来市市役所本館・西館	200	2次	駅前、寺谷、東谷、平野
大蔵小学校	270	2次	土田、西土田、宮内、高田
大蔵地区市民会館	110	2次	宮田、高瀬、法道寺、岡、芳賀野
和田山屋内ゲートボール場	400	2次	広域避難所
和田山老人福祉センター	120	1次	和田山上町、和田山本町、和田山京口、和田山新町
枚田七味公民館	30	1次	枚田
枚田段公民館	30	1次	枚田
枚田中地公民館	20	1次	枚田
枚田上地公民館	20	1次	枚田
枚田県営住宅集会所	20	1次	枚田
枚田市営住宅集会所	20	1次	枚田
枚田中央公民館	90	1次	枚田
市御堂公民館	40	1次	市御堂
比治公民館	40	1次	比治
法興寺公民館	40	1次	法興寺

名 称	収容人数	1次・2 次の別	避難対象地区(区)名
立ノ原公民館	30	1次	立ノ原
枚田岡会館	170	1次	枚田岡
玉置公民館	70	1次	玉置
桑原公民館	30	1次	桑原
駅前公会堂	110	1次	駅前
和田山体育センター	800	1次・2次	柳原(1次)、駅北(2次)
和田山中学校	450	1次・2次	駅北(1次)、柳原(2次)
枚田小学校	280	2次	和田山上町、和田山本町、和田山京口、和田山新町
防災センター	30	2次	枚田
兵庫県立和田山高等学校	500	2次	枚田、市御堂、比治、立ノ原
消防本部コミュニティ消防センター	50	2次	枚田、市御堂、比治
和田山ジュピターホール	200	2次	法興寺、立ノ原、枚田岡
和田山生涯学習センター	160	2次	桑原、玉置
白井公民館	60	1次	白井
宮公民館	40	1次	宮
久田和公民館	50	1次	久田和
東和田公民館	30	1次	東和田
中公民館	30	1次	中
野村公民館	30	1次	野村
岡田公民館	60	1次	岡田
弥生が丘1区集会所	40	1次	弥生が丘1区
弥生が丘2区集会所	40	1次	弥生が丘2区
東河小学校	330	2次	白井、宮、久田和、岡田、弥生が丘1区、弥生が丘2区
東河地区市民会館	110	2次	東和田、中、野村
竹田下町公民館	40	1次	竹田下町
米屋町公民館	30	1次	米屋町
観音町公民館	10	1次	観音町
竹田上町公民館	50	1次	竹田上町
竹田新町公民館	50	1次	竹田新町
天理教朝来分教会	30	1次	東町
安井公民館	80	1次	安井
安井ミデイセンター「くつろぎの里」	30	1次	安井
安井谷老人福祉センター	50	1次	殿
三波公民館	50	1次	三波
朝来市藤和集会所(旧藤和分校)	120	1次	藤和
久留引公民館	30	1次	久留引
加都公民館	70	1次	加都
筒江公民館	50	1次	筒江
久世田公民館	70	1次	久世田
城南台集会所	30	1次	城南台
竹田地区市民会館	110	1次・2次	東町、旭町、殿町(1次)、竹田新町、久世田、城南台(2次)
立雲の郷「とらふす道場」	290	1次・2次	竹田上町(1次・2次)、竹田新町、久世田、城南台(2次)
神戸聖隷歴史資料館	20	1次	竹田中町
竹田会館	50	2次	米屋町、観音町、竹田中町、竹田上町、殿町、旭町、東町

名 称	収容人数	1次・2 次の別	避難対象地区(区)名
竹田小学校	280	1次・2次	栄町(1次・2次)、竹田下町、久留引、加都、筒江(2次)
山城の郷	90	2次	安井、殿、三波、藤和
山東地区			
滝田公民館	40	1次	滝田
大垣公民館	40	1次	大垣
下町公民館	20	1次	矢名瀬下町
中町公民館	20	1次	矢名瀬中町
川原町区公民館	80	1次	川原町
上ゲ町公民館	40	1次	上ゲ町
新堂公民館	30	1次	新堂
大内公民館	40	1次	大内
塩田公民館	30	1次	塩田
野間公民館	20	1次	野間
田ノ口公民館	40	1次	田ノ口
金浦公民館	30	1次	金浦
末歳公民館	50	1次	末歳
諏訪公民館	40	1次	諏訪
大月公民館	50	1次	大月
向大道公民館	40	1次	向大道
楽音寺公民館	40	1次	楽音寺
清水町公民館	80	1次	清水町
小谷公民館	40	1次	小谷
田中公民館	40	1次	田中
西地公民館	30	1次	西地
西谷公民館	30	1次	西谷
比叡公民館	20	1次	比叡
東公民館	40	1次	東
柴公民館	30	1次	柴
緑風の郷	100	1次	一品
上早田公民館	40	1次	上早田
早田公民館	50	1次	早田
和賀公民館	50	1次	和賀
柗木公民館	40	1次	柗木
山歳公民館	50	1次	山歳
喜多垣公民館	20	1次	喜多垣
迫間公民館	60	1次	迫間
与布土公民館	70	1次	与布土
森公民館	20	1次	森
三保公民館	30	1次	三保
越田公民館	30	1次	越田
柿坪公民館	30	1次	柿坪
山東高齢者ふれあいプラザ	50	1次・2次	矢名瀬中町(1次)、広域避難所
山東生涯学習センター	370	1次・2次	川原町
山東体育館	300	1次・2次	末歳
梁瀬中学校	550	1次・2次	楽音寺(1次・2次)、諏訪、大月、向大道、小谷(2次)
山東高齢者生きがい創造センター	100	1次・2次	和賀(1次)、広域避難所

名 称	収容人数	1次・2 次の別	避難対象地区(区)名
山東高齢者共同生活の家	80	1次・2次	溝黒(1次)、広域避難所
やなせこども園	60	2次	広域避難所
梁瀬小学校	340	2次	滝田、大垣、矢名瀬下町、矢名瀬中町、上ゲ町
磯部地区コミュニティセンター	70	2次	新堂、大内、塩田、野間、田ノ口、金浦
山東老人福祉センター・ さんとう緑風ホール	500	2次	清水町
粟鹿体育館	260	2次	柴、一品、上早田、早田、和賀
粟鹿地区農村環境改善センター	150	2次	田中、西地、西谷、比叡、東
西宮市立山東自然の家	260	2次	広域避難所
旧与布土小学校・与布土体育館	250	2次	柗木、溝黒、山歳、喜多垣、迫間、与布土、森
与布土地区コミュニティセンター	90	2次	三保、越田、柿坪
照福こども園	90	1次・2次	喜多垣(1次)、広域避難所
県立南但馬自然学校	900	2次	迫間
山東婦人・若者等活動促進施設(もやいの里)	100	2次	与布土(1次)、広域避難所
若草寮	300	2次	新堂、大内、塩田、野間、田ノ口、金浦
朝来地区			
物部公民館	70	1次	物部
桑市公民館	40	1次	桑市
上八代公民館	30	1次	上八代
立脇地区公民館	90	1次	立脇
あさご愛タウン集会所	40	1次	愛タウン
多々良木公民館	110	1次	多々良木
中村集会所	20	1次	多々良木
牧野集会所	20	1次	多々良木
口多々良木公民館	30	1次	多々良木
石田公民館	80	1次	石田
伊由市場公民館	40	1次	伊由市場
澤地区公民館	100	1次	澤
山内公民館	40	1次	山内
納座公民館	40	1次	納座
川上公民館	20	1次	川上
山口公民館	100	1次	山口
立野公民館	70	1次	立野
新井1区公民館	50	1次	新井1区
新井2区公民館	60	1次	新井2区
新井3区公民館	40	1次	新井3区
八代公民館	60	1次	八代
中八代集会所	20	1次	八代
山本公民館	20	1次	山本
佐囊コミュニティセンター	200	1次	土肥、老波
老波公民館	20	1次	老波
佐中公民館	30	1次	佐中
平野公民館	30	1次	平野

名 称	収容人数	1次・2 次の別	避難対象地区(区)名
神子畑交流館	40	1次	神子畑
口田路公民館	30	1次	口田路
中田路公民館	40	1次	中田路
奥田路公民館	50	1次	奥田路
元津公民館	60	1次	元津
上岩津公民館	60	1次	上岩津
朝来福祉会館	300	1次・2次	澤(1次・2次)、山内、納座、川上(2次)
山口小学校	480	1次・2次	羽淵(1次・2次)、口田路、中田路、奥田路、八代、上八代(2次)
朝来中学校	700	2次	山口、立野、元津、上岩津
中川小学校	400	1次・2次	物部(1次・2次)、桑市、愛タウン
朝来老人福祉保健センター	300	2次	立脇、石田、伊由市場
朝来体育館	800	2次	多々良木、新井1区、新井2区、新井3区
朝来生涯学習センター	200	2次	山本、土肥、老波、佐中、平野、神子畑
あさご・ささゆりホール	200	2次	山本、土肥、老波、佐中、平野、神子畑

※ 2次避難所は、災害等が発生し多数の避難者が予想され、1次避難所だけでは避難者を収容しきれないと判断した場合開設する。

6-2 福祉避難所施設一覧

施設名称	所在地
特別養護老人ホームいくの喜楽苑	生野町竹原野 240 番地
ケアハウス竹原野	生野町竹原野 237 番地
グループホーム竹原野	生野町竹原野 222 番地
特別養護老人ホームあさがおホール	新井 148 番地
ケアハウス朝来	新井 179 番地
特別養護老人ホーム緑風の郷	山東町一品 424 番地
グループホーム木の香	山東町一品 424 番地
特別養護老人ホーム平生園	和田山町竹田 1779 番地
グループホームわらしべ	和田山町竹田 1957 番地 1
恵生園	和田山町竹田 1811 番地
真生園	和田山町竹田 1958 番地
立雲の郷	和田山町竹田 2063 番地 3
デイサービスセンターかしのき園	和田山町宮田 1878 番地 4
地域密着型特別養護老人ホームさくらの苑	和田山町竹田 2486 番地 10

7 交通規制・緊急輸送関係

7-1 事前通行規制区間

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	規制区間		交通量 台/日	規制基準		危険内容	迂回路
	自至	延長 (km)		通行止 時間雨量 連続雨量	気象 観測所		
(国) 427号	丹波市青垣町遠阪 朝来市山東町柴	7.7	2,292	12時間連続雨量90	和田山(河)	落石	(国) 427号 (遠阪トンネル有料道路)
(国) 429号	朝来市佐囊 朝来市佐囊	5.0	1,066	12時間連続雨量110	朝来(河)	落石	なし
(国) 429号	朝来市生野町上生野 朝来市生野町黒川	14.6	363	12時間連続雨量120	生野(気)	落石	(国) 312号(国) 427号 (国) 9号
(主) 朝来出石線	朝来市和田山町和田 朝来市和田山町朝日	4.4	2,088	12時間連続雨量90	和田山(河)	落石 土砂崩壊	(国) 9・312号 (県) 宮津養父線 (県) 物部藪崎線
(一) 物部藪崎線	朝来市和田山町高田 養父市大塚	1.7	14,732	実効雨量(T=72h)160	八鹿(河)	土砂崩壊	(国) 9号
(一) 浅野山東線	朝来市和田山町藤和 朝来市和田山町三波	2.9	300	12時間連続雨量110	和田山(河)	土砂崩壊	なし
(一) 桧倉山東線	朝来市山東町与布土 朝来市山東町与布土	2.7	150	12時間連続雨量110	和田山(河)	落石 土砂崩壊	なし
(一) 岩屋生野線	朝来市生野町猪野々 朝来市生野町猪野々	4.0	100	12時間連続雨量120	生野(気)	落石	(国) 312号
(一) 畑宮田線	養父市畑 朝来市和田山町岡	2.2	500	12時間連続雨量110	和田山(河)	土砂崩壊	(国) 9号 (県) 養父六栗線 (県) 浅野山東線

特殊通行規制区間及びひ道路通行規制基準

路線名	規制区間			交通量 台/日	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路
	自 至	地点名	延長 (km)				
(一) 物部養父線	朝来市和田山町玉置 朝来市和田山町柳原		0.6	16,074	路面水位監視装置の反応による	冠水	(県) 金浦和田山線

7-2 緊急輸送路一覧

出典：兵庫県地域防災計画資料編（令和2年1月修正）

○一般緊急輸送路（2次緊急輸送道路）

路線名	起点の地名	終点の地名	区間延長 (km)	管理者名
一般国道429号	朝来市八代	朝来市山口	1.0	兵庫県
(一) 物部薮崎線	朝来市和田山町玉置	養父市大藪	10.0	兵庫県
(一) 金浦和田山線	朝来市和田山町玉置	朝来市和田山町玉置	0.3	兵庫県
(一) 新多々良木線	朝来市立脇	朝来市多々良木	0.6	朝来市

○幹線緊急輸送路（1次緊急輸送道路・高速）

路線名	起点の地名	終点の地名	区間延長 (km)	管理者名
播但連絡道路	朝来市和田山町加都	高砂市北浜町西浜	63.4	兵庫県道路公社
北近畿豊岡自動車道 (遠阪トンネル)	丹波市青垣町遠阪	朝来市山東町柴	4.7	兵庫県道路公社
北近畿豊岡自動車道	朝来市山東町柴	朝来市和田山町筒江	7.3	直轄
北近畿豊岡自動車道	朝来市和田山町筒江	養父市八鹿町高柳	13.7	直轄

○幹線緊急輸送路（1次緊急輸送道路・平面）

路線名	起点の地名	終点の地名	区間延長 (km)	管理者名
一般国道9号	朝来市山東町金浦	美方郡新温泉町千谷(県境)	70.1	直轄
一般国道312号	朝来市和田山町玉置	神崎郡福崎町西田原	46.0	兵庫県
一般国道427号	丹波市青垣町小倉	朝来市山東町大垣	16.6	兵庫県

7-3 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

出典：兵庫県地域防災計画資料編（令和2年1月修正）

番号	所在地	名称	管理者名	連絡先 電話番号	最大対応機種	敷地の広さ (延長×幅)
但208	生野町口銀谷 北八王子2389 番外3筆併合地	朝来市八王子グ ラウンド	朝来市長 (社会教育課)	079-677-2116	川崎CH-47J	120×100m
但209	生野町栃原字 東タキゴ1699	朝来市栃原運動 広場	朝来市長 (農林整備課)	079-672-2237	川崎CH-47J	120×115m
但210	和田山町筒江 字長尾100	朝来市筒江農村 広場	朝来市長 (社会教育課)	079-677-2116	川崎CH-47J	100×100m
但211	和田山町寺内 561	朝来市寺内すこ やかひろば	朝来市長 (社会教育課)	079-677-2116	川崎CH-47J	65×65m
但212	山東町野間 956	朝来市磯部農村 広場	朝来市長 (社会教育課)	079-677-2116	川崎CH-47J	77×79m (扇形)
但213	山東町粟鹿 147-2	朝来市山東農村 広場	朝来市長 (社会教育課)	079-677-2116	川崎CH-47J	125×120m (扇形)
但214	立脇20-1	朝来市朝来グラ ウンド	朝来市長 (社会教育課)	079-677-2116	川崎CH-47J	110×95m
但274	生野町口銀谷 985-1	三菱マテリアル 工場内グラウンド	三菱マテリアル (株)生野事業所長	079-679-3111	ベル222	55×50m

7-4 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証（様式）

様式第2号（3、6関係）

<p style="text-align: center;"> 災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 兵庫県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 (印) </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p style="text-align: center;"> 災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 兵庫県公安委員会 (印) </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>					
<p>番号に表され ている番号</p>	<p>(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときは、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届けて再交付を受けてください</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両として使用する必要性がなくなったとき。</p>					
<p>車 の 用 途 （ 緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ つ て は 、 輸 送 人 員 又 は 品 名）</p>						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">住 所</td> <td style="width:50%;">局 番</td> </tr> <tr> <td style="width:50%;">用 者</td> <td style="width:50%;">氏 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">出 発 地</td> </tr> </table>		住 所	局 番	用 者	氏 名	出 発 地
住 所	局 番					
用 者	氏 名					
出 発 地						
<p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。</p> <p>注 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。</p>						

7-5 緊急通行車両等確認申請書（様式）

様式第6号（8関係）

※ 緊急通行車両
規制除外車両
緊急輸送車両

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 兵庫県公安委員会 殿 申請者住所 （電話） 氏 名 (印)	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
使用 者	住 所 () 局 番 氏 名
通 行 日 時	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地

- 注 1 この申請書は1部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、警察本部（交通規制課）又は警察署へ申請すること。
- 2 「※」欄は、当該申請書を受理した担当者が該当する項目を丸印で囲むこと。

7-6 緊急通行車両確認証明書（様式）

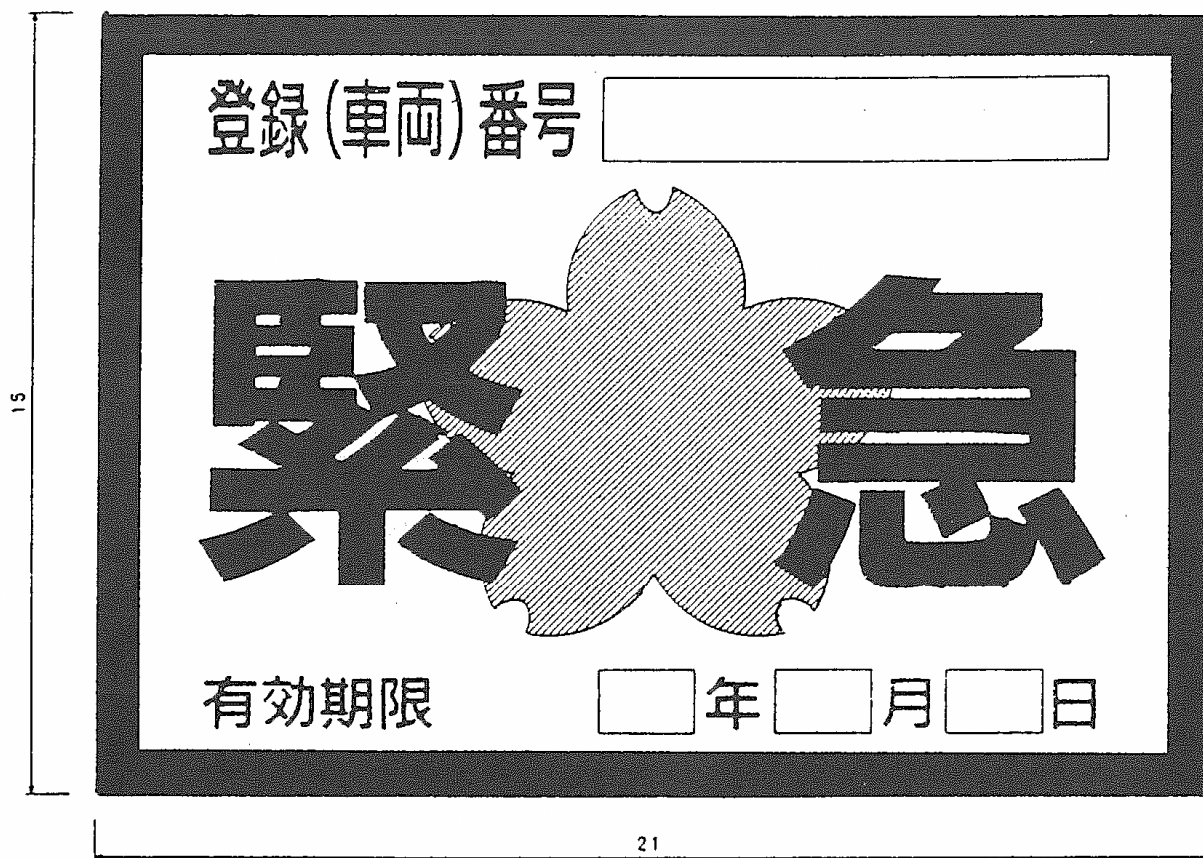
別記様式第4（第6条関係）

第		号	年	月	日
緊急通行車両確認証明書					
知事 (印) 公安委員会 (印)					
番号標に表示されている番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）					
使用者	住所	() 局 番			
	氏名				
通行日時					
通行経路		出発地	目的地		
備考					

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

7-7 緊急通行車両標章（様式）

災害対策基本法施行規則別記様式第3号



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

8 飲料水・食料・物資関係

8-1 防災用資機材備蓄一覧

(令和2年12月現在)

品名	品名	品名
車両積載用飲料用タンク 2000ℓ用	斧	保存食 麺類
組立水槽 1000ℓ用	長鷹(六尺鷹)	保存食 副食
組立水槽 2000ℓ用	弁慶	カレーライス用トレイ
給水タンク 500ℓ用	小弁慶	マスク
給水タンク 1000ℓ用	ペンチ	サージカルマスク
給水タンク 2000ℓ用	鎌	サージカルガウン
飲料水用ポリタンク	油圧ジャッキ	ガウンセット(新型インフル用)
飲料水用ウォーターバック6ℓ用	チェーンブロック	キャップ
浄水器	チェーンブロック用三脚	ゴーグル
テント	トランジスターメガホン	ビニール手袋
組立式簡易トイレ	緊急避難所用間仕切りユニット	消毒用エタノール
簡易トイレ用テント	一輪車	ペーパータオル
担架4つ折型	簡易ベット	組立トイレ(大)
削岩機	寝袋	男性用下着
電動ハンマードリル	災害用備蓄毛布	女性用下着
エンジンチェーンソー	ヘルメットMP型(PC製)	女性用トレーナー
電動ハンマー	ロープ(200m)	ガスボンベ
エアブラズマ切断機	標識ロープ	防疫長靴
エンジンカッター	ナイロンロープ(200m) φ12mm	ポケットトイレ
発電機	なわ(75kg)	大型工場扇
発動発電機(ガソリン)	ブルーシート	スポットクーラー
発動発電機(ガス)	木杭	災害用クッション
投光器	鉄杭	簡易間仕切りセット
台車付投光器	土のう袋	スタンダードスクリーン(仕切り)
ハロゲンライト	しの	タオル
キセノン強力防水ライト	番線	懐中電灯
コードリール	釘(25kg)	草刈り機
アルミ脚立	ジェットシューター	軍手
アルミ2連はしご	バケツ(8.6ℓ)	携行缶
救助用ボート	合図灯	高圧洗浄機
レスキューセット(バール他)	ブイ	コーン
バール	ローソク(3号)	コーンバー
枝挽鋸(ナタ鋸)	ローソク(15号)	雑巾
折込鋸	ポリ袋	タフブネ
腰鉋	アンブ	特設公衆電話用電話機
スコップ 丸型	冷蔵庫	ナビロールエプロン
スコップ 角型	洗濯機	メガホン
ツルハシ	テレビ	メジャー(50m)
カケヤ	石油ストーブ	耐油手袋
たこづち	防災用かまど	トリガーポンプ
くわ	大型炊き出し器	水中ポンプ
ジョレン	炊飯器	アルミブリッジ
大ハンマー	大人用紙おむつ(枚)	金属ハンマー
両口ハンマー	保存水 2.0ℓ用	保存食 ビスケット
ボルトクリッパー	保存食 アルファ化米	

※備蓄数量については、防災安全課にて管理を行う。

9 福祉関係

9-1 災害時要援護者施設一覧

名 称	住 所	電話番号	備考
〈市内学校施設〉			
生野中学校	生野町真弓 10-1	079-679-3063	浸 土
和田山中学校	和田山町柳原 90	079-672-3351	浸
梁瀬中学校	山東町楽音寺 159	079-676-2041	
朝来中学校	朝来市新井 92	079-677-0527	浸 土
生野小学校	生野町口銀谷 546	079-679-2044	
糸井小学校	和田山町高生田 4-1	079-675-2821	浸 土
大蔵小学校	和田山町宮田 210	079-673-2800	浸 土
枚田小学校	和田山町和田山 474	079-672-2049	浸 土
東河小学校	和田山町東和田 505-1	079-672-2084	
竹田小学校	和田山町安井 61	079-674-2644	浸 土
梁瀬小学校	山東町末歳 688	079-676-2014	
中川小学校	朝来市桑市 99	079-678-0007	土
山口小学校	朝来市羽渕 565-2	079-677-0040	浸 土
和田山高等学校	和田山町枚田岡 376-1	079-672-3269	浸
生野高等学校	生野町真弓 432-1	079-679-3123	浸 土
生野学園	生野町栃原 28-1	079-679-3451	土
〈児童福祉施設：保育所（園）・こども園〉			
朝来市立生野こども園	生野町口銀谷 546 番地	079-679-3602	
朝来市立糸井こども園	和田山町寺内 565 番地 1	079-675-2644	土
朝来市立大蔵こども園	和田山町宮田 196 番地	079-673-2281	浸 土
朝来市立東河こども園	和田山町中 380 番地	079-672-3257	
朝来市立竹田こども園	和田山町竹田 592 番地 1	079-674-0014	浸
朝来市立山口こども園	羽渕 538 番地	079-677-0140	浸 土
朝来市立中川こども園	朝来市桑市 99	079-678-0077	土
私立ひまわりこども園	和田山町和田山 372 番地 1	079-672-5184	浸 土
私立枚田みのり保育園	和田山町枚田 1622 番地	079-672-5504	浸 土
私立めばえのにお保育園	和田山町平野 548	079-670-2236	土
私立やなせこども園	山東町矢名瀬町 772 番地	079-676-2344	浸
私立あわが保育園	山東町早田 222 番地	079-676-3329	土
私立照福こども園	山東町溝黒 123 番地 1	079-676-2347	

名 称	住 所	電話番号	備考
〈児童福祉施設：児童養護施設〉			
児童養護施設若草寮	山東町大内 547 番地 1	079-676-2123	⊕
乳児院くれよん	山東町大内 505 番地 1	079-676-2223	⊕
児童家庭支援センター リボン	山東町大内 522 番地 1	079-676-5035	⊕
〈高齢者福祉施設：デイサービスセンター〉			
いくの喜楽苑デイサービス「かいわ」	生野町竹原野 240 番地	079-679-3011	浸 ⊕
いくの喜楽苑デイサービス「かいわ」出張所 「元気・とちはら」	生野町栃原 562 番地	079-679-2174	浸 ⊕
なごみの郷	和田山町林垣 80 番地 2	079-675-3770	浸
かしのき園	和田山町宮田 187 番地 4	079-672-0405	浸 ⊕
レッツ倶楽部朝来	和田山町比治 203 番地 1	079-672-1220	
緑風の郷	山東町一品 424 番地	079-676-3411	
さくらの苑	和田山町竹田 2486 番地 10	079-674-0264	浸
デイサービスあすなる	和田山町竹田 2063 番地 3	079-674-0088	⊕
デイサービス木の香	山東町一品 424 番地	079-676-3455	
宅老所ふらっと	立脇 4 番地 1	079-677-1114	浸
グループホームたんなんデイサービス	山東町柿坪 1 番地 1	079-670-7121	
デイサービスたんなん	山東町柿坪 3001 番地 10	079-670-7121	
「さくら」デイサービスセンター生野	生野町口銀谷 710 番地	079-679-4437	浸 ⊕
今石産業デイサービス未来	和田山町久世田 47 番地 1	079-674-0123	浸
デイサービスわおん	石田 431 番地 1	079-677-1518	浸
ふるさと	澤 181 番地	079-677-1030	浸
第2ふるさと	澤 181 番地	079-677-1030	浸
あさがおホールデイサービスセンター	新井 148 番地	079-677-1901	浸
〈高齢者福祉施設：特別養護老人ホーム〉			
いくの喜楽苑	生野町竹原野 240 番地	079-679-3011	浸 ⊕
平生園	和田山町竹田 1779 番地	079-674-0174	⊕
緑風の郷	山東町一品 424 番地	079-676-3411	
あさがおホール	新井 148 番地	079-677-1901	浸
さくらの苑	和田山町竹田 2486 番地 10	079-674-0264	浸
〈高齢者福祉施設：軽費老人ホーム〉			
ケアハウス竹原野	生野町竹原野 237 番地	079-679-5111	浸
ケアハウス朝来	新井 179 番地	079-677-1345	浸

名 称	住 所	電話番号	備考
〈高齢者福祉施設：老人福祉センター〉			
朝来市生野老人福祉センター	生野町口銀谷 747 番地 1	079-679-3053	浸 土
朝来市和田山老人福祉センター	和田山町和田山 258 番地 1	—	浸
朝来市安井谷老人福祉センター	和田山町殿 32 番地	—	
朝来市山東老人福祉センター	山東町楽音寺 118 番地	079-676-2080	
朝来市朝来老人福祉保健センター	立脇 3 番地 1	079-677-1606	浸 土
〈高齢者福祉施設：老人介護支援センター〉			
朝来市地域包括支援センター	和田山町東谷 213 番地 1	079-672-6125	浸 土
生野地域包括支援センター	生野町口銀谷 747 番地 3	079-670-5202	浸 土
和田山高齢者相談センター (糸井・大蔵・東河地区)	新井 73 番地 1	079-677-2702	浸
和田山高齢者相談センター (和田山・竹田地区)	和田山町竹田 2486 番地 10	079-674-0300	浸
山東高齢者相談センター	山東町一品 424 番地	079-676-3411	
朝来高齢者相談センター	新井 148 番地	079-677-1901	浸
J A たじま南但介護センター	和田山町枚田 922 番地 1	079-672-1861	浸
朝来市社会福祉協議会いきいき介護センター	新井 73 番地 1	079-677-2703	浸
〈高齢者福祉施設：グループホーム〉			
グループホーム竹原野	生野町竹原野 222 番地	079-679-3936	浸
高齢者グループホーム「わらしべ」	和田山町竹田 1957 番地 1	079-670-6677	土
認知症グループホーム「たけだ遊友館」	和田山町竹田 2063 番地 3	079-674-0085	土
グループホーム「緑風の郷 木の香」	山東町一品 424 番地	079-676-3455	
グループホーム「たんなん」	山東町柿坪 1 番地 1	079-670-7121	
〈高齢者福祉施設：小規模多機能型居宅介護〉			
ひなたぼっこ	生野町口銀谷 418 番地 5	079-679-3006	浸
おくらべ	和田山町宮田 187 番地 6	079-673-3060	浸 土
たまき喜楽苑	和田山町玉置 253 番地	079-670-3363	土
ステーション RONDO	和田山町安井 820 番地 10	079-670-6010	
ひばり	山東町溝黒 123 番地 2	079-676-5511	
宅老所えんや	立野 164 番地 12	079-678-1152	浸
〈高齢者福祉施設：介護老人保健施設〉			
あさご長寿苑	多々良木 1523 番地	079-678-1181	浸
〈高齢者福祉施設：その他〉			
朝来市生野新町ふれあいセンター	生野町新町 1052 番地 1	—	浸 土
朝来市高齢者屋内運動場	山東町森 108 番地	—	

名 称	住 所	電話番号	備考
朝来市高齢者共同生活の家	山東町溝黒 364 番地 2	—	④
朝来市高齢者ふれあいプラザ	山東町矢名瀬町 528 番地	—	④
朝来市高齢者生きがい創造センター	山東町早田 222 番地 7	—	⑤
朝来市高齢者活力創造センター	山東町溝黒 411 番地	079-670-7600	④
〈障害者福祉施設等〉			
グループホームかしの木	和田山町秋葉台 1 番地 84	079-670-0470	⑤
グループホームもみの木	和田山町秋葉台 1 番地 99	079-672-4265	
めぐみ	和田山町竹田 2486 番地 19	079-668-9101	④
恵生園	和田山町竹田 1811 番地	079-674-0011	⑤
真生園	和田山町竹田 1958 番地	079-674-0131	⑤
あさごふれ愛の郷あおぞら	新井 1 番地 1	079-677-1613	④⑤
総合支援センターかのん	和田山町久世田 47 番地 1	079-670-6601	④
第 2 和生園	和田山町竹田 102 番地	079-666-8886	④
和生園	和田山町秋葉台 1 番地 72	079-672-5639	⑤
かのん	和田山町玉置 1098 番地 7	079-670-1550	④
YOU・愛センター	和田山町加都 107 番地 1	079-670-6720	④
クローバー	澤 697 番地	079-677-2560	④⑤
地域活動支援センターあべいゆ	和田山町東谷 213 番地 123	079-660-7578	④⑤
朝来市あったかプラザ	和田山町竹田 208 番地 2	079-674-2606	④⑤
〈養護学校〉			
兵庫県立和田山特別支援学校	和田山町竹田 1987 番地 1	079-674-0214	⑤

- 注 1 医療施設も災害時要援護者施設に含まれる。「5-1 医療施設一覧」参照。
 2 備考欄の「④」マークは浸水想定区域、「⑤」マークは土砂災害警戒区域にかかる施設である。

10 災害救助法関係

10-1 災害救助法による救助の基準

(令和元年10月23日現在)

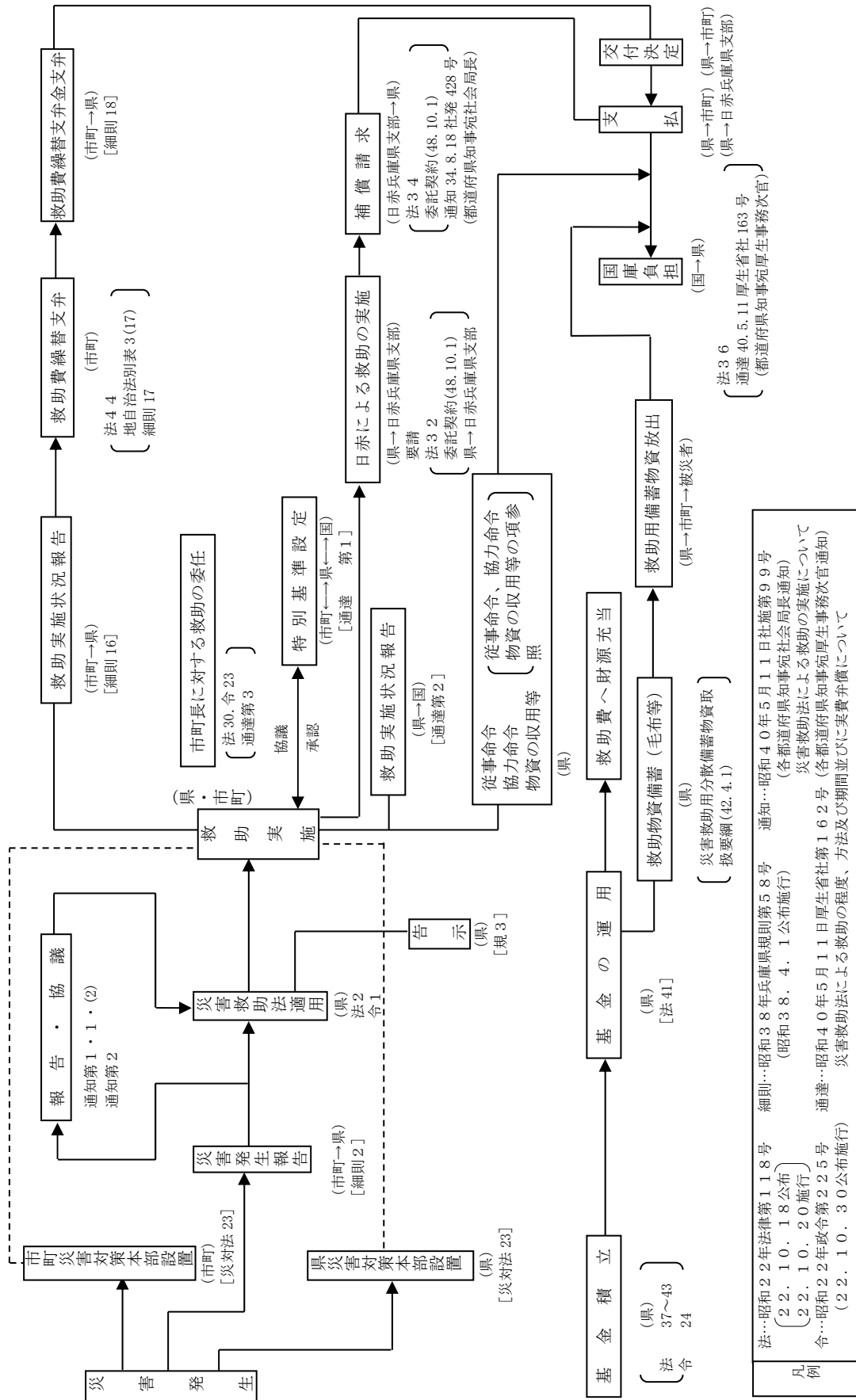
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、器物の借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難生活が長期にわたる場合等は、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与する。							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(建設型応急住宅) 1 規格 1戸当たり規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高2年以内							
		(賃貸型応急住宅) 1 1戸当たり規模は、建設型応急住宅に準ずる。 2 費用は、地域の実情に応じた額とする。	災害発生の日から速やかに借上げ、提供		供与期間は、建設型応急住宅に準ずる。						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は、別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る。							
					区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増すごとに加算
					全壊	夏 18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
					流失	冬 31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊	夏 6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600					
床上浸水	冬 10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保健診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 救助の範囲は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容、看護 2 患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	1 救助の範囲は、分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、脱脂綿・ガーゼ・その他の衛生材料の支給 2 妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ・半壊(焼)に準ずる程度の損壊被害を受けた世帯 300,000円 ・上記以外の世帯 595,000円以内	災害発生の日から1箇月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1 世帯あたり ・生業費 30,000円以内 ・就職支度費 15,000円以内	災害発生の日から1箇月以内	1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費（高校生は、正規の授業で使用する教材を給与するための実費） 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内（1人あたり） 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1箇月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一次保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検 案 救護班において検案をすることができない場合は当該地域の慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	該当地域における通常の実費	救助の実施が認められている期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	日当は、県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内	救助の実施が認められている期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

10-2 災害救助事務フローチャート



11 支援・補助・融資関係

11-1 朝来市災害復旧事業補助金交付要綱

平成18年9月20日
告示第67号

(趣旨)

第1条 この告示は、台風又は豪雨等の異常気象による災害(以下「災害」という。)により被災した農地、農林業用共用施設又は公共用財産等(以下「農地等」という。)に係る災害復旧事業に対する補助金の交付に関し、朝来市補助金等交付規則(平成17年朝来市規則第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、この告示による補助金の交付を要する災害が発生したと認めるときは、その名称を速やかに公告するものとする。

(補助金の交付対象者)

第3条 この告示により補助金の交付を受けることができる者は、区長等で、災害復旧事業を行う者とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 この告示により市が補助金を交付することができる事業(以下「災害復旧事業」という。)は、原形又は効用復旧を基本とし、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 人災によるもの
- (2) 維持工事又は改良工事であるもの
- (3) 適正な管理を怠ったことによるもの
- (4) 災害復旧事業以外の事業で公共団体が発注した工事の施行中に生じたもの
- (5) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の適用を受けるもの
- (6) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の適用を受けるもの
- (7) 前2号に掲げるもののほか国、県の補助又は地方債の適用を受けるもの
- (8) 市有施設等で市が復旧しなければならないもの

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、災害発生のお知らせ後6箇月以内に災害復旧事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付申請に係る災害復旧が公共の安全又は交通を確保するため急施を要すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、直ちに補助申請者に対し応急災害復旧事業事前着手承認申請書(様式第2号)の提出を求め、当該申請書の受付により承認を与えることができる。この場合において、補助申請者は、当該工事完了後速やかに前項の申請を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査

等を行い、補助金交付の可否を災害復旧事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(事業の実施)

第7条 補助申請者は、第5条第2項に掲げる場合を除き、前条の災害復旧事業交付決定後でなければ事業に着手してはならない。

- 2 災害復旧事業は、災害の発生した日の属する年度内に事業を完了しなければならない。ただし、災害の発生した日が、1月1日以降の場合の取扱いは別に定める。

(交付決定額の変更)

第8条 補助申請者は、次に掲げる事由により第6条の規定により決定された補助金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、災害復旧事業補助金変更交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 復旧工法の著しい変更
- (2) 施工延長等事業量又は事業内容の変更
- (3) 入札又は購入等に伴う事業費の変更
- (4) 復旧形態の変更
- (5) 施工途中で別の災害が発生し、被災が拡大したとき

- 2 市長は、前項の申請があったときは、第6条の規定に準じ決定を行い、その旨を災害復旧事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により補助申請者に通知するものとする。

(事業の実績報告)

第9条 補助申請者は、災害復旧事業の完了後速やかに災害復旧事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の災害復旧事業実績報告書の提出があったときは、必要な検査を行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条第2項の検査終了後補助金を交付するものとする。

- 2 補助申請者は、前項の補助金の交付を受けようとするときは、災害復旧事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 補助金を当該補助金の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

附 則

この告示は、平成18年9月20日から施行する。

附 則 (平成23年告示第85号)

この告示は、平成23年8月26日から施行し、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第74号)

(施行期日)

この告示は、平成28年5月10日から施行し、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置) 略

附 則 (平成30年告示第37号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

事業種目	事業内容	補助対象事業費目	補助対象事業費	補助率	補助金限度額
1 農地災害復旧事業	農地(田、畑、樹園地)が次のような被害を受け、耕作が不可能となった場合 ①農地の流失又は土砂の流入 ②畦畔の崩壊 ③農地又は畦畔の沈下、隆起及び亀裂	請負工事費 原材料費 資材購入費 機械器具賃借料	1箇所 10万円以上	5割以内 (激甚の場合) 7割以内	20万円 (激甚の場合) 28万円
2 農業用施設災害復旧事業	法定外公共物以外の次のような農業用施設が被害を受け原形、効用が失われた場合 ・農道 ・農業用排水路 ・頭首工 ・ため池 ・現に使用している揚水機		1箇所 10万円以上	5割以内 (激甚の場合) 7割以内	40万円 (激甚の場合) 56万円
3 林業用施設災害復旧事業	林道台帳に登載された林道が被害を受け原形、効用が失われた場合		1箇所 10万円以上	5割以内 (激甚の場合) 7割以内	40万円 (激甚の場合) 56万円
	林内作業道が被害を受け通行が不可能となった場合		1路線 10万円以上	3割以内 (激甚の場合) 5割以内	20万円 (激甚の場合) 33万円
4 公共用水路災害復旧事業	農業用排水路以外の水路で年間一定量以上を保ち、防火用水路を兼ねる水路が被害を受け、原形、効用が失われた場合		1箇所 10万円以上	10割以内	50万円
5 公共的施設災害復旧事業	次のような、公共的施設が被害を受け、原形、効用が失われた場合 ・里道 ・生活用排水路 ・個人財産以外で、複数の受益者を有し公共又は公共的要素が大きく、上記の事業種目で対応できない施設		1事業 10万円以上	5割以内 (激甚の場合) 7割以内	40万円 (激甚の場合) 56万円
6 特認事業	上記各号の事業に準じ市長が特に必要と認めるもので、当該各号に定める補助率、補助限度額を上限とする。				

備考

- 1 受益者が直接出役し、自力復旧を行う直営工事の場合は、人件費、労務費、諸経費は補助対象としない。
- 2 補助対象事業費及び補助金額の千円未満の端数については、これを切り捨てる。
- 3 1箇所工事の扱いは、被災箇所が同一区内、同一事業種目の場合は合算できる。
- 4 復旧の形態は次のとおりとする。
 - ア 原形復旧 被災した施設と位置、形状寸法、材質の等しい施設に復旧すること。
 - イ 効用回復 施設に被害が無くとも災害により地形、地盤等が変化して原施設の効用が失われた場合に原施設の従前の効用を回復すること。
 - ウ 原形復旧不可能な場合の復旧 被災した施設を原形に復旧することが技術的に不可能な場合、被災前の位置に従前の効用を回復するために必要な施設をつくること。
 - エ 原形復旧が困難又は不適當な場合の復旧 被災した施設を原形復旧することが可能であっても、災害による状況変化等により現形復旧することが技術的に不適當な場合、当該施設に替えて必要な施設をつくること。
 - オ 施設を統合する復旧 被災施設を個々に復旧するよりは統合して復旧する方が有利な場合に原施設の従前効用を限度として施設を統合すること。
- 5 災害が政令によって指定される激甚災害となった場合は、補助率及び補助限度額は激甚の場合の率及び限度額を適用する。

11-2 被災者生活再建支援制度の概要

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

1 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害

- (1) 市内において災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した自然災害
- (2) 市内で 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (3) 県内で 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (4) 市内で 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、県内の他の市町が(1)～(2)に該当する自然災害
- (5) 市内で 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、隣接する市町が(1)～(3)に該当する自然災害

2 支給対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

3 支給額

支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額）

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2 (1)に該当)	解体 (2 (2)に該当)	長期避難 (2 (3)に該当)	大規模半壊 (2 (4)に該当)	中規模半壊 (2 (5)に該当)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	—

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	住宅の 被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	2 (1)～(4) に該当	200 万円	100 万円	50 万円
	2 (5)に該当	100 万円	50 万円	25 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

（申請窓口） 市町村

（申請時の添付書面） ①基礎支援金：り災証明書、住民票等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

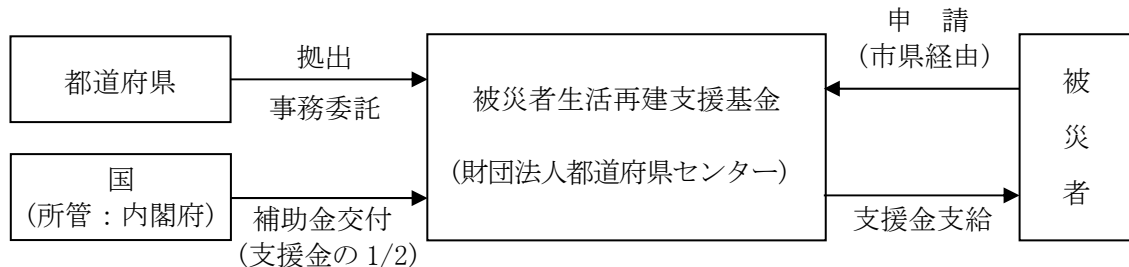
（申請期間） ①基礎支援金：災害発生日から13月以内

②加算支援金：災害発生日から37月以内

5 補助金の交付

国の指定を受けた被災者生活再建支援基金（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金（基金の拠出額：600億円）を活用し、支援金を支給し、当該支援金の1/2に相当する額を国が補助する。

【支援金支給の仕組み】



11-3 兵庫県住宅再建共済制度の概要

自然災害の被災者が自立した生活を再建するためには、生活基盤となる住宅の再建等が最も重要であり、そのための自助努力や公的支援には限界があることに鑑み、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により、自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みとして、兵庫県住宅再建共済制度を設け、もって被災者の生活基盤の回復を促し、被災地域の早期再生を図る。

1 共済対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により生じる被害

2 加入資格

兵庫県の区域内に住宅を所有する個人又は法人

3 共済制度への加入

(1) 加入手続

共済制度に加入しようとする者は、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に加入申込書を提出し、共済負担金を納付する。

(2) 共済負担金

住宅1戸につき年額5,000円（加入初年度は、住宅1戸につき月額500円、上限は年額5,000円）

※ 複数年（3年、5年、10年）一括支払による割引制度がある。

(3) 共済期間

加入した日からその日の属する年度の末日（3月31日）まで

4 共済給付金

区 分	共済給付金額
対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、新たな住宅の建築又は購入した場合 (建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域外に所在する場合)	600万円 (300万円)
対象住宅が全壊の被害を受け、これを補修した場合	200万円
対象住宅が大規模半壊の被害を受け、これを補修した場合	100万円
対象住宅が半壊の被害を受け、これを補修した場合	50万円
対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

※上記の住宅本体に関わる制度の他、準半壊損害割合が10%以上20%未満)に対する特約制度も設けられている。

11-4 兵庫県家財再建共済制度の概要

自然災害の被災者が自立した生活を再建するためには、生活基盤となる住宅の再建等が最も重要であり、そのための自助努力や公的支援には限界があることに鑑み、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により、自然災害により家財が存在する住宅を支援する相互扶助の仕組みとして、兵庫県家財再建共済制度を設け、もって被災者の生活基盤の回復を促し、被災地域の早期再生を図る。

1 共済対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により生じる被害

2 加入資格

兵庫県の区域内に住宅を所有する個人。なお、賃貸住宅等については、賃借人等の方が加入できます。

3 共済制度への加入

(1) 加入手続

共済制度に加入しようとする者は、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に加入申込書を提出し、共済負担金を納付する。

(2) 共済負担金

年額 1,500 円（加入初年度は、月額 150 円、上限は年額 5,000 円）

また、住宅再建共済制度と両方に加入すれば年額 1,000 円（加入初年度は、月額 100 円、上限は年額 1,000 円）

※ 複数年（3年、5年、10年）一括支払による割引制度がある。

(3) 共済期間

加入した日からその日の属する年度の末日（3月31日）まで

4 共済給付金

区 分	共済給付金額
住宅が全壊で家財購入・補修	50 万円
住宅が大規模半壊で家財購入・補修	35 万円
住宅が半壊で家財購入・補修	25 万円
住宅が床上浸水で家財購入・補修	15 万円

11-5 罹災届出証明願・罹災証明書（様式）

（整理番号）

罹 災 届 出 証 明 願

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

罹災物件の 所在地	
罹災・損害の程度	
（追加記載事項欄②）	

※罹災した物件の状況が確認できるように写真等を添付すること。

（追加記載事項欄③）	
------------	--

上記のとおり、届出があったことを証明します。

年 月 日

朝来市長

⑨

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

朝来市長

㊟

11-6 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して災害弔慰金の支給等を行うことにより、市民の福祉及び生活の安定に資する。

1 災害弔慰金

(1) 支給対象

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）第 1 条に規定する災害により市民が死亡したとき、その者の遺族に災害弔慰金を支給する。

(2) 支給額

- ① 生計維持者が死亡した場合 500 万円
- ② その他の者が死亡した場合 250 万円

※ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、当該支給額を控除した額。

2 災害障害見舞金

(1) 支給対象

令第 1 条に規定する災害による負傷、疾病で、精神又は身体に次のような著しい障害が出た市民に対して災害障害見舞金を支給する。

- ① 両眼が失明した場合
- ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した場合
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する場合
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する場合
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った場合
- ⑥ 両上肢の用を全廃した場合
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った場合
- ⑧ 両下肢の用を全廃した場合
- ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる場合

(2) 支給額

- ① 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250 万円
- ② その他の者が重度の障害を受けた場合 125 万円

3 災害援護資金

(1) 支給対象

令第 3 条に規定する災害により、災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対して、生活再建に必要な災害援護資金の貸付けを行う。

① 被害要件

- ア 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね 1 箇月以上
- イ 家財の価額の概ね 3 分の 1 以上の損害
- ウ 住居の半壊又は全壊・流出

② 所得要件

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。

(2) 貸付限度額等

貸付限度額	1 世帯主に1箇月以上の負傷がある場合	
	① 家財の3分の1以上の損害及び住居の損害がない場合	150万円
	② 家財の3分の1以上の損害かつ住居の損害がない場合	250万円
	③ 住居の半壊	270万円
	④ 住居の全壊	350万円
	2 世帯主に1箇月以上の負傷がない場合	
	① 家財の3分の1以上の損害かつ住居の損害がない場合	150万円
	② 住居の半壊	170万円
	③ 住居の全壊（④の場合を除く）	250万円
	④ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	年1%（据置期間中は無利子） ※保証人を立てる場合は、無利子	
据置期間	3年以内（特別の場合5年）	
償還期間	10年以内（据置期間を含む）	

11-7 市災害見舞金

朝来市災害見舞金等の支出金に関する内規の定めるところにより、朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けることとならない災害で、当該災害により被災した市民等に対して災害見舞金を支給する。

1 支給対象

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けることとならない災害で、当該災害により被災した市民等に対して災害見舞金を支給する。

2 見舞金額

(1) 家屋等の全焼、全壊又は全流出の場合

種別	単位	見舞金額
住宅	1戸当たり	10万円
附属建物	1棟当たり	5万円以内
事業所等	1棟当たり	5万円以内

(2) 家屋等の半焼、半壊又は半流出の場合

種別	単位	見舞金額
住宅	1戸当たり	5万円
附属建物	1棟当たり	3万円以内
事業所等	1棟当たり	3万円以内

(3) 災害に起因して死亡した場合 1人当たり 5万円

11-8 県災害援護金等

- 1 実施機関
県（市は、被災者への支給について協力する。）
- 2 支給基準等（平成 25 年 5 月 1 日現在）

種類	災害発生の場所	災害の規模	
災害援護金	県の区域内	自然災害	(1) 1 の市町の区域内的の被害数（滅失数）が 5 以上あるとき。 (2) 知事が特に必要があると認めたとき。
		その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施されたとき。 (2) 知事が特に必要があると認めたとき。
死亡見舞金	県の区域内	自然災害	(1) 自然災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
		その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
	県の区域外 （国内に限る）	(1) 自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者（県民に限る。）が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。	

種類	支給対象	支給額			
災害援護金	県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷者 当該災害が発生した市町の区域内に住所を有する被災世帯主 知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重傷者	災害の種別	被害の種別	災害援護金の額	
		自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	1 世帯につき	200,000 円
			住家の半壊又は半焼	1 世帯につき	100,000 円
			住家の一部損壊（損害の割合が 10 分の 1 以上であるものに限る）又は床上浸水	1 世帯につき	50,000 円
			重傷の被災者	1 人につき	30,000 円
		その他の災害	住家の全壊又は全焼	1 世帯につき	50,000 円
住家の半壊又は半焼	1 世帯につき		30,000 円		
死亡見舞金	当該災害による死亡者の遺族 （ただし、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者の遺族を除く。） 知事が特に必要があると認める災害による死亡者の遺族	災害の種別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額	
		自然災害	県の区域内	死亡した県民等 1 人につき	200,000 円
				死亡した県民等以外の者 1 人につき	60,000 円
		その他の災害	県の区域外	県民である死者 1 人につき	200,000 円
				死亡した県民等 1 人につき	100,000 円
			県の区域内	死亡した県民等以外の者 1 人につき	60,000 円
県の区域外	県民である死者 1 人につき			100,000 円	
備考 この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (3) 県の区域内の学校に在学する者 (4) その他これらに類する者					

11-9 生活福祉資金の貸付基準

1 実施機関

県社会福祉協議会

2 貸付条件等

(1) 対象

低所得世帯（世帯の収入が市民税非課税程度、または生活保護基準の 1.8 倍程度の所得の世帯）

障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方、または障害者自立支援法によるサービスを利用している方が属する世帯で、世帯の収入が生活保護基準の 3.0 倍程度の所得の世帯）

高齢者世帯（日常生活上、療養または介護を必要とする 65 歳以上の高齢者が属する世帯）

(2) 資金の種類（災害関係部分抜粋）

（平成 22 年 4 月 1 日現在）

種 類		貸付金の貸付限度額	据置期間	償還期間
福 祉 費	臨 時 資 金	1,500,000 円	1 年以内	7 年以内
	生 業 費	低所得世帯 2,800,000 円	6 箇月以内	7 年以内
		障害者世帯 4,600,000 円	6 箇月以内	9 年以内
	技 能 習 得 費	技能を習得する期間が、 6 箇月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年以内 580 万円	技能習得 期間満了後 6 箇月以内	8 年以内
福 祉 資 金 (住宅費)		2,500,000 円	6 箇月以内	7 年以内
療養・介護等資金		療養期間、介護サービスを受ける期間 が 1 年を超えないときは、170 万円 1 年を超え 1 年 6 箇月以内であって、 世帯の自立に必要なときは、230 万円	6 箇月以内	5 年以内
緊急小口資金		100,000 円	2 箇月以内	12 箇月以内

- (注) 1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、福祉費の「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」及び「住宅の補修等必要な経費」の貸付対象とはならない。
- 2 償還方法は月賦、半年賦、年賦とする。
- 3 緊急小口資金については、無利子。それ以外の資金の利子は、据置期間経過後、年 1.5%、ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子とする。
- 4 償還期間には据置期間は含めない。

11-10 住宅の耐震事業制度の概要

1 朝来市わが家の耐震改修補助金制度

補助の名称	住宅耐震改修計画策定費補助	
補助対象者	<p>市内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）を含む。）であって兵庫県住宅再建共済制度に加入又は加入予定の次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 12 年度から平成 14 年度までに実施したわが家の耐震診断推進事業による診断で安全性が低いとされたもの 廃止前の朝来市わが家の耐震改修促進事業住宅耐震改修計画策定費補助金交付要綱（平成 23 年朝来市告示第 97 号）及び朝来市わが家の耐震改修促進事業住宅耐震改修工事費補助金交付要綱（平成 23 年朝来市告示第 98 号）の規定による診断で安全性が低いとされたもの 耐震診断で安全性が低いとされたもの 	
補助対象経費	補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費	
補助率	3 分の 2	
補助額	戸建住宅	<p>次に掲げる額の合計額</p> <ol style="list-style-type: none"> 耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用に補助率を乗じた額又は 20 万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て。耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては 33,000 円を限度） 当該耐震診断・耐震改修計画策定を市内に存する建築士事務所に所属する建築士が建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までの規定により行うときは、当該費用に 30 分の 7 を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）又は 7 万円のいずれか低い額
	共同住宅	耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用（補助事業の対象となる者が所有する住宅に係る部分に要する費用に限る。）に補助率を乗じた額又は 12 万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、1 住戸につき 4 万円を限度）
備考	<ol style="list-style-type: none"> 策定される耐震改修計画が地震に対して安全な計画となっていること、又は耐震診断の結果により地震に対して安全な構造であることが確認できること。 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。 	

補助の名称	住宅耐震改修工事費補助	
補助対象者	<p>兵庫県のひょうご住まいの耐震化促進事業による補助を受けていない住宅を所有する個人であり、次の全ての要件を満たす者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県民であること。 2 所得が1,200万円（給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円）以下であること。 	
補助対象経費	補助事業の対象となる住宅の耐震改修工事に要する経費（戸建住宅は、総額50万円以上のものに限る。）	
補助率	戸建住宅は下記の額 共同住宅は2分の1	
補助額	戸建住宅	<p>次に掲げる額の合計額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の対象となる経費が50万円以上100万円未満の場合は30万円、100万円以上200万円未満の場合は50万円、200万円以上300万円未満の場合は80万円、300万円以上の場合には100万円。 2 耐震改修工事による費用に4分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）又は20万円のいずれか低い額
	共同住宅	<p>実際の耐震改修工事に要する費用（補助対象者が所有する住戸に係る部分に要する費用に限る。）に補助率を乗じた額（千円未満の端数切捨て）又は40万円に補助対象者が所有する住戸の数を乗じた額のいずれか低い額</p>
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。 3 補助事業の対象となる耐震改修工事は、住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）に基づく住宅改修業者として登録がされ、かつ、補助実績の公表が可能である事業者との契約によるものであること。 	

補助の名称	建替工事費補助
補助対象者	<p>市内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建住宅（店舗等併用住宅を含む。）で、住宅耐震改修計画策定費補助の要件に該当するものを、同一敷地内において、兵庫県住宅再建共済制度に加入するものに建て替える工事を行う個人であり、次の全ての要件を満たす者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県民であること。 2 除却する住宅（県が実施したひょうご住まいの耐震化促進事業の補助金（住宅耐震改修計画策定費補助を除く。）の交付を受けたものを除く。）の所有者又はその所有者に準ずると認める者 3 新たに建築する住宅の所有者 4 所得が 1,200 万円（給与収入のみの場合は、給与収入が 14,421,053 円）以下であること。
補助対象経費	補助事業の対象となる住宅の工事に要する経費（戸建住宅は、総額 100 万円以上のものに限る。）
補助率	定額
補助額	<p>次に掲げる額の合計額。ただし、2 については、申請に係る住宅建築計画が工事着手までに長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項の規定による兵庫県知事認定を受け、かつ、その認定の通知の写しを提出することを要する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 100 万円 2 10 万円

2 朝来市簡易耐震診断推進事業

<p>事業目的</p>	<p>市内に存する住宅の所有者で当該住宅の簡易耐震診断を希望する者に対し、市が簡易耐震診断員を派遣して耐震診断を実施し、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資する。</p>																																																		
<p>対象となる住宅</p>	<p>耐震診断員を派遣する対象となる住宅は、次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に規定する建築確認を受けて建築されたものであること。ただし、建築時期に都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であったものについてはこの限りでない。 2 延べ床面積の過半を超える部分が居住の用に供されているものであること。 3 次に掲げる工法以外の工法で建てられたものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 枠組壁工法 イ 丸太組工法 ウ 建築基準法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 100 号)第 3 号の規定による改正前の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 38 条に規定する認定工法 4 原則として、建築基準法に適合しているものであること。 5 過去に、合併以前の町が行った「わが家の耐震診断推進事業」の適用を受けていないものであること。 																																																		
<p>診断経費及び申込者負担金</p>	<p>この事業に係る耐震診断経費及び申込者負担金(実費)は、以下のとおりとし、市はその差額を負担する。</p> <table border="1" data-bbox="453 1043 1318 1608"> <thead> <tr> <th colspan="2">建物・構造種別</th> <th>一棟当たり 診断経費</th> <th>申込者負担金 (実費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">戸建て住宅</td> <td>木造</td> <td>30,900 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>62,400 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">長屋</td> <td>木造</td> <td>62,400 円</td> <td>6,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート造</td> <td>1 棟目</td> <td>213,000 円</td> <td>21,300 円</td> </tr> <tr> <td>2 棟目以降</td> <td>153,000 円</td> <td>15,300 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄骨造</td> <td>1 棟目</td> <td>112,000 円</td> <td>11,200 円</td> </tr> <tr> <td>2 棟目以降</td> <td>78,100 円</td> <td>7,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">共同住宅</td> <td>木造</td> <td>62,400 円</td> <td>6,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鉄筋コンクリート造</td> <td>図面有り</td> <td>213,000 円</td> <td>21,300 円</td> </tr> <tr> <td>図面なし</td> <td>315,000 円</td> <td>31,500 円</td> </tr> <tr> <td>2 棟目以降</td> <td>153,000 円</td> <td>15,300 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄骨造</td> <td>1 棟目</td> <td>112,000 円</td> <td>11,200 円</td> </tr> <tr> <td>2 棟目以降</td> <td>78,100 円</td> <td>7,800 円</td> </tr> </tbody> </table>	建物・構造種別		一棟当たり 診断経費	申込者負担金 (実費)	戸建て住宅	木造	30,900 円	—	非木造	62,400 円	—	長屋	木造	62,400 円	6,200 円	鉄筋コンクリート造	1 棟目	213,000 円	21,300 円	2 棟目以降	153,000 円	15,300 円	鉄骨造	1 棟目	112,000 円	11,200 円	2 棟目以降	78,100 円	7,800 円	共同住宅	木造	62,400 円	6,200 円	鉄筋コンクリート造	図面有り	213,000 円	21,300 円	図面なし	315,000 円	31,500 円	2 棟目以降	153,000 円	15,300 円	鉄骨造	1 棟目	112,000 円	11,200 円	2 棟目以降	78,100 円	7,800 円
建物・構造種別		一棟当たり 診断経費	申込者負担金 (実費)																																																
戸建て住宅	木造	30,900 円	—																																																
	非木造	62,400 円	—																																																
長屋	木造	62,400 円	6,200 円																																																
	鉄筋コンクリート造	1 棟目	213,000 円	21,300 円																																															
		2 棟目以降	153,000 円	15,300 円																																															
	鉄骨造	1 棟目	112,000 円	11,200 円																																															
2 棟目以降		78,100 円	7,800 円																																																
共同住宅	木造	62,400 円	6,200 円																																																
	鉄筋コンクリート造	図面有り	213,000 円	21,300 円																																															
		図面なし	315,000 円	31,500 円																																															
		2 棟目以降	153,000 円	15,300 円																																															
	鉄骨造	1 棟目	112,000 円	11,200 円																																															
2 棟目以降		78,100 円	7,800 円																																																

12 文化財関係

12-1 指定文化財一覧

(令和2年12月現在)

区分	種別	名称	所有者等	所在地	指定年月日
国指定	史跡	竹田城跡	竹田財産区	和田山町竹田	S18.9.8
国指定	史跡	茶すり山古墳	朝来市	和田山町筒江	H16.2.27
国指定	天然記念物	糸井の大カツラ	糸井財産区	和田山町竹ノ内	S26.6.9
国指定	建造物	赤渕神社本殿	赤渕神社	和田山町枚田	S45.6.17
国指定	考古資料	但馬城ノ山古墳出土品	朝来市	山東町大月 (埋文センター)	S55.6.6
国指定	建造物	神子畑鑄鉄橋	エコマネジメ ント(株)	佐囊	S52.6.27
国指定	天然記念物	八代の大ケヤキ	足鹿神社	八代	S2.3.24
国指定	考古資料	茶すり山古墳出土品	朝来市	山東町大月 (埋文センター)	H25.6.19
国指定	特別天然記念物	オオサンショウウオ	—	市内河川流域(地域を特定しない)	S26.6.9 S27.3.29 (特天)
国登録	建造物	旧海崎医院	海崎陽一	生野町口銀谷	H14.8.21
国登録	建造物	日下旅館	大西美也子	生野町口銀谷	H16.6.9
国登録	建造物	松本家住宅母屋	松本尚子	生野町口銀谷	H16.6.9
国登録	建造物	佐藤家住宅別邸	佐藤恭	生野町口銀谷	H16.6.9
国登録	建造物	桑田家住宅	桑田桂子	生野町口銀谷	H16.6.9
国登録	建造物	今井家住宅	今井常雄	生野町口銀谷	H17.11.10
国登録	建造物	旧吉川家住宅(生野まち づくり工房井筒屋)	朝来市	生野町口銀谷	H17.11.10
国登録	建造物	綾部家住宅	綾部裕文	生野町口銀谷	H17.11.10
国登録	建造物	日下家住宅	日下隆平	山東町栗鹿	H22.12
国登録	建造物	旧木村酒造場	朝来市	和田山町竹田	H27.11.17
国選定	重要文化的景観	生野鉦山及び鉦山町の 文化的景観	朝来市	生野町新町、奥銀 谷、小野の全域及 び、口銀谷、真弓、 円山、猪野々、竹原 野、白口の各一部	H26.3.18
県指定	天然記念物	延応寺大ケヤキ	延応寺	生野町口銀谷	H2.3.20
県指定	美術工芸品	金蔵寺銅鐘	金蔵寺	生野町口銀谷	S58.3.29
県指定	建造物	石造宝篋印塔	法宝寺	和田山町岡田	S45.3.30

区分	種別	名称	所有者等	所在地	指定年月日
県指定	彫刻	木造薬師如来坐像	法宝寺	和田山町岡田	S45. 3. 30
県指定	有形民俗文化財	相撲棧敷	表米神社	和田山町竹田	S45. 3. 30
県指定	無形民俗文化財	寺内ざんざか踊り	山王神社ざんざか踊り保存会	和田山町寺内	S45. 3. 30
県指定	史跡	小丸山古墳	岡田区	和田山町岡田	S49. 3. 22
県指定	考古資料	金銅装頭椎太刀	朝来市	山東町大月 (埋文センター)	S56. 3. 24
県指定	考古資料	春日古墳出土遺物一括	朝来市	山東町大月 (埋文センター)	S56. 3. 24
県指定	考古資料	銅鉞	朝来市	山東町大月 (埋文センター)	S56. 3. 24
県指定	彫刻	金銅菩薩立像	円龍寺	和田山町和田山	H9. 4. 8
県指定	考古資料	経瓦	楽音寺	山東町楽音寺	S43. 3. 28
県指定	建造物	石造九重塔	南聡	山東町森	S43. 3. 28
県指定	建造物	石造七重塔(慈照寺)	諏訪区	山東町諏訪	S43. 3. 28
県指定	建造物	石幢(慈照寺)	諏訪区	山東町諏訪	S43. 3. 28
県指定	工芸品	鰐口(大林寺)	朝来市	山東町大月 (埋文センター)	S45. 3. 30
県指定	建造物	開山堂	大同寺	山東町早田	S52. 3. 29
県指定	絵画	絹本墨画白衣観音図	大同寺	山東町早田	S61. 3. 25
県指定	絵画	絹本著色仏涅槃図	楽音寺	兵庫県立歴史博物館	S60. 3. 26
県指定	絵画	絹本著色両界曼荼羅図	楽音寺	兵庫県立歴史博物館	S60. 3. 26
県指定	天然記念物	ウツギノヒメハナバチ 群生地	楽音寺	山東町楽音寺	S59. 3. 28
県指定	有形民俗	歴史民俗資料館(旧井上 家住宅)	朝来市	多々良木	S50. 3. 18
県指定	建造物	羽瀧鉄橋	朝来市	羽瀧	S51. 3. 23
県指定	史跡	船宮古墳	桑市区	桑市	S36. 8. 23
県指定	彫刻	鷲原寺石仏群	鷲原寺	上岩津	S41. 3. 22
県指定	彫刻	石造阿弥陀如来坐像	鷲原寺	上岩津	S61. 3. 25
県指定	工芸品	鰐口	日輪寺	桑市	S61. 3. 25
県指定	絵画	絹本著色仏画十二天像	鷲原寺	上岩津	S61. 3. 25
県指定	建造物	旧神子畑鉦山事務舎	朝来市	佐囊	H4. 3. 24
県指定	名勝	円明寺庭園	円明寺	和田山町宮	H20. 12. 12

区分	種 別	名 称	所有者等	所在地	指 定 年月日
県指定	名勝	護念寺庭園	護念寺	和田山玉置	H24. 2. 28
県指定	史跡	池田古墳	朝来市・その他	和田山平野	H25. 3. 22
県登録	建造物	大歳神社	大歳神社	生野町口銀谷	H19. 8. 17
県登録	建造物	東西寺	東西寺	生野町口銀谷	H19. 8. 17
県登録	建造物	常光寺	常光寺	和田山町竹田	H19. 8. 17
県登録	建造物	観音寺	観音寺	和田山町竹田	H19. 8. 17
市指定	美術工芸品	明治初年の生野町絵図	朝来市	生野町口銀谷 (生野書院)	S54. 12. 4
市指定	美術工芸品	但州生野銀山絵巻	佐藤家	生野町口銀谷	S54. 12. 4
市指定	建造物	生野鉾山正門門柱	三菱マテリアル ㈱	生野町小野	S54. 12. 4
市指定	史跡	延応寺周辺	延応寺	生野町口銀谷	S54. 12. 4
市指定	史跡	生野代宮所跡 (生野城跡)	朝来市	生野町口銀谷	S54. 12. 4
市指定	彫刻	摩崖仏	姫宮神社	生野町口銀谷	S54. 12. 4
市指定	史跡	金香瀬坑口	三菱マテリアル ㈱	生野町小野	S54. 12. 4
市指定	有形民俗文化財	見石飾幕	史跡生野銀山	生野町小野	S54. 12. 4
市指定	有形民俗文化財	見石飾幕	小野区	生野町小野	S54. 12. 4
市指定	有形民俗文化財	見石飾幕	生野書院	生野町口銀谷	S54. 12. 4
市指定	建造物	大明寺(方丈・庫裡・開 山堂)	大明寺	生野町黒川	S54. 12. 4
市指定	美術工芸品	灰吹銀	佐藤家	生野町口銀谷	S54. 12. 4
市指定	美術工芸品	灰吹銀	藤原家	生野町小野	S54. 12. 4
市指定	美術工芸品	但馬南鐮(合計4)	八橋家	生野町口銀谷	S54. 12. 4
市指定	美術工芸品	但馬南鐮	吉川家	生野町口銀谷	S54. 12. 4
市指定	美術工芸品	但馬南鐮	史跡生野銀山	生野町小野	S54. 12. 4
市指定	美術工芸品	測量器	史跡生野銀山	生野町小野	S54. 12. 4
市指定	美術工芸品	乃木将軍肖像	朝来市	あさご芸術の森 美術館	S57. 3. 1
市指定	美術工芸品	黒潮	朝来市	生野町口銀谷 (生野支所)	S57. 3. 1
市指定	美術工芸品	朝(横たわる男)	朝来市	生野町口銀谷 (生野小学校)	S57. 3. 1
市指定	美術工芸品	芍薬	朝来市	あさご芸術の森 美術館	S57. 3. 1

区分	種 別	名 称	所有者等	所在地	指 定 年月日
市指定	美術工芸品	峠の茶屋	朝来市	あさご芸術の森美術館	S57. 3. 1
市指定	美術工芸品	秋郊	朝来市	あさご芸術の森美術館	S57. 3. 1
市指定	美術工芸品	夕	朝来市	生野町口銀谷 (生野小学校)	S57. 3. 1
市指定	美術工芸品	武蔵野の朝	朝来市	生野町口銀谷 (生野小学校)	S57. 3. 1
市指定	美術工芸品	神武必勝論	吉川家	生野町口銀谷	S57. 3. 1
市指定	史跡	露天掘り跡	小野区	生野町小野	S57. 3. 1
市指定	天然記念物	断層と鉱脈	小野区	生野町小野	S57. 3. 1
市指定	美術工芸品	成徳旗	朝来市	生野町口銀谷 (生野小学校)	S57. 3. 1
市指定	美術工芸品	浅田貞次郎翁銅像	朝来市	生野町口銀谷 (生野公園)	S57. 3. 1
市指定	美術工芸品	銀山旧記	朝来市	生野町口銀谷 (生野書院)	S60. 4. 17
市指定	美術工芸品	明治初年の猪野々町絵 図	朝来市	生野町口銀谷 (生野書院)	S61. 4. 10
市指定	美術工芸品	但州生野銀山絵巻	朝来市	生野町口銀谷 (生野書院)	S61. 4. 10
市指定	無形民俗文化財	生野踊り	生野踊り保存会		S61. 4. 10
市指定	建造物	恩賜記念碑	朝来市	生野町口銀谷 (山神社境内)	H8. 4. 18
市指定	美術工芸品	家康の尊像と歴代将軍 の位牌	東西寺	生野町口銀谷	H8. 4. 18
市指定	彫刻	大用寺十六羅漢	大用寺	生野町生野新町	H10. 3. 18
市指定	美術工芸品	御下賜金達書・目録共	朝来市	生野町口銀谷 (生野書院)	H11. 3. 11
市指定	美術工芸品	但馬国地図	朝来市	生野町口銀谷 (生野書院)	H11. 3. 29
市指定	美術工芸品	當麻曼荼羅	来迎寺	生野町口銀谷	H11. 3. 29
市指定	建造物	旧生野警察署(生野1区 公民館)	生野1区	生野町口銀谷	H11. 3. 29
市指定	古文書	掛屋市兵衛御用留日記	朝来市	生野町口銀谷 (生野書院)	H11. 3. 29
市指定	典籍	生野銀山孝義伝	朝来市	生野町口銀谷 (生野書院)	H11. 3. 29
市指定	古文書	内山寺安堵状	朝来市	生野町口銀谷 (生野書院)	H11. 3. 29
市指定	古文書	西園寺中納言が但州府 中裁判所総督に任命さ れた旨の伝達	朝来市	生野町口銀谷 (生野書院)	H11. 3. 29
市指定	建造物	生野義挙碑	朝来市	生野町口銀谷	H11. 3. 29

区分	種別	名称	所有者等	所在地	指定年月日
市指定	建造物	浄願寺の山門	浄願寺	生野町奥銀谷	H11. 3. 29
市指定	書跡	高札	朝来市	生野町口銀谷 (生野書院)	H11. 3. 29
市指定	歴史資料	生野県の印鑑	朝来市	生野町口銀谷 (生野書院)	H11. 3. 29
市指定	史跡	第八代酒井奉行の墓所	延応寺	生野町口銀谷	H15. 7. 25
市指定	建造物	甲 7, 8, 9, 19 号社宅及び 土塀, カラミ土塀	朝来市	生野町口銀谷	H17. 1. 20
市指定	史跡	筒江・城ヤブ 1 号墳	藤本安夫	和田山町筒江	S53. 10. 19
市指定	史跡	久田和 1 号墳	畠山徹	和田山町久田和	S53. 10. 19
市指定	建造物	石造宝篋印塔	藤和区	和田山町藤和	S53. 10. 19
市指定	天然記念物	大將軍スギ	藤和区	和田山町藤和	S53. 10. 19
市指定	建造物	彫像板碑	土田・西土田区	和田山町土田	H2. 12. 12
市指定	彫刻	石造延命地藏菩薩像	円明寺	和田山町宮	H2. 12. 12
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	赤渕神社	和田山町枚田	H2. 12. 12
市指定	工芸品	金剛界礼讃版木	法宝寺	和田山町岡田	H2. 12. 12
市指定	書跡	制札	法宝寺	和田山町岡田	H2. 12. 12
市指定	書跡	無準師範墨蹟	光福寺	和田山町寺内	H2. 12. 12
市指定	書跡	勅賜号允許書	光福寺	和田山町寺内	H2. 12. 12
市指定	書跡	潜淋法有墨蹟	光福寺	和田山町寺内	H2. 12. 12
市指定	書跡	大愚宗築墨蹟	光福寺	和田山町寺内	H2. 12. 12
市指定	書跡	大愚宗築墨蹟	円明寺	和田山町宮	H2. 12. 12
市指定	考古資料	久田和春の木田古墳群 出土遺物一括	朝来市	山東町大月 (埋文センター)	H2. 12. 12
市指定	天然記念物	久世田の大イチョウ	久世田区	和田山町久世田	H2. 12. 12
市指定	歴史資料	和田上道日記	円明寺	和田山町宮	H2. 12. 12
市指定	無形民俗文化財	宮神楽	宮区	和田山町宮	H3. 1. 8
市指定	建造物	おかげ燈籠	宮区	和田山町宮	H9. 7. 10
市指定	工芸品	転輪経蔵	観音寺	和田山町竹田	H10. 12. 25
市指定	彫刻	木造阿弥陀如来像	国清寺	山東町野間	S42. 4. 20
市指定	古文書	山崎家古文書	山崎正雄	山東町喜多垣	S42. 4. 20
市指定	考古資料	金梨山古墳出土装身具	石田かねゑ	山東町迫間	S42. 4. 20

区分	種 別	名 称	所有者等	所在地	指 定 年月日
市指定	史跡	石積双室古墳	石田保	山東町迫間	S42. 4. 20
市指定	建造物	粟鹿神社勅使門	粟鹿神社	山東町粟鹿	S47. 4. 1
市指定	建造物	當勝神社古宮	當勝神社	山東町粟鹿	S47. 4. 1
市指定	建造物	當勝神社隨身門	當勝神社	山東町粟鹿	S47. 4. 1
市指定	建造物	大同寺山門	大同寺	山東町早田	S54. 10. 1
市指定	考古資料	大同寺観音山出土陶棺	大同寺	山東町早田	S54. 10. 1
市指定	天然記念物	諏訪のボダイジュ	諏訪区	山東町諏訪	S54. 10. 1
市指定	天然記念物	粟鹿神社社叢林	粟鹿神社	山東町粟鹿	S54. 10. 1
市指定	天然記念物	當勝神社社叢林	當勝神社	山東町粟鹿	S54. 10. 1
市指定	天然記念物	西谷のフジ	西谷区	山東町粟鹿	S54. 10. 1
市指定	彫刻	木造月庵宗光坐像	大同寺	山東町早田	S55. 3. 31
市指定	歴史資料	大同寺古文書	大同寺	山東町早田	S55. 3. 31
市指定	建造物	寿賀神社本殿	柗木区	山東町柗木	S62. 12. 25
市指定	無形民俗文化財	山東町盆踊り（音頭7・踊り5）	山東町民踊保存会	山東町末歳	H14. 3. 28
市指定	考古資料	方格規矩鏡	朝来市	山東町大月 （埋文センター）	H16. 3. 30
市指定	考古資料	子持勾玉	朝来市	山東町大月 （埋文センター）	H16. 3. 30
市指定	建造物	足鹿神社本殿	足鹿神社	八代	S57. 10. 9
市指定	彫刻	五智如来坐像	金剛院	石田	S57. 10. 9
市指定	彫刻	木造千手観音立像	鷲原寺	上岩津	S57. 10. 9
市指定	彫刻	木造馬頭観音立像	高峰寺	物部	S60. 4. 23
市指定	彫刻	木造大日如来坐像	金剛院	石田	S60. 4. 23
市指定	工芸品	鞍・鐙	多々良木八幡社	多々良木	S53. 11. 7
市指定	彫刻	木彫狛犬	物部八幡社	物部	S60. 4. 23
市指定	彫刻	木彫狛犬	足鹿神社	八代	S60. 4. 23
市指定	絵画	牡丹の襖絵	無量寺	八代	S57. 10. 9
市指定	絵画	仏画十三仏	鷲原寺	上岩津	S57. 10. 9
市指定	絵画	仏画青面金剛像	善隆寺	納座	S60. 4. 23
市指定	彫刻	岩屋観音石灯籠	鷲原寺	上岩津	S53. 11. 7

区分	種別	名称	所有者等	所在地	指定年月日
市指定	彫刻	善隆寺石灯籠	善隆寺	納座	S57. 10. 9
市指定	彫刻	礎石（立脇廃寺）	大通院	立脇	S53. 11. 7
市指定	古文書	田路大和守系図原本	祥雲寺	奥田路	S53. 11. 7
市指定	古文書	山内城文書	秋山茂	山内	S53. 11. 7
市指定	歴史資料	南八郎奉獻額	山口八幡社	山口	S57. 10. 9
市指定	歴史資料	神領制札	山口八幡社	山口	S57. 10. 9
市指定	歴史資料	多々良木八幡社棟札	多々良木八幡社	多々良木	S53. 11. 7
市指定	歴史資料	神子畑愛宕神社護摩札	神子畑愛宕社	佐囊	S60. 4. 23
市指定	考古資料	三町田古墳出土品	朝来市	山東町大月 (埋文センター)	S60. 4. 23
市指定	無形民俗文化財	多々良木扇子踊	多々良木扇子踊 保存会	多々良木	S53. 11. 7
市指定	無形民俗文化財	羽渕獅子舞	羽渕獅子舞保存 会	羽渕	S53. 11. 7
市指定	無形民俗文化財	立脇獅子舞	立脇獅子舞保存 会	立脇	S53. 11. 7
市指定	史跡	南八郎殉難之地	護国神社	山口	H1. 12. 12
市指定	彫刻	佐中宝篋印塔	佐中区	佐中	H1. 12. 12
市指定	考古資料	コモ井・釣坂遺跡出土品	朝来市	山東町大月 (埋文センター)	H2. 10. 24
市指定	彫刻	殉節忠士之墓誌銘原本 木版	山口逸也	山口	H6. 3. 30
市指定	彫刻	牛王宝印	鷲原寺	上岩津	H6. 3. 30
市指定	建造物	赤渕神社勅使門	赤渕神社	和田山町枚田	H21. 8. 25
市指定	建造物	赤渕神社楼門	赤渕神社	和田山町枚田	H21. 8. 25
市指定	絵画	當勝神社絵馬群	當勝神社	山東町栗鹿	H21. 8. 25
市指定	天然記念物	神子畑のサルスベリ	エコマネジメ ント(株)	朝来市佐囊	H21. 8. 25
市指定	彫刻	栗鹿神社木造著色隨身倚像	栗鹿神社	山東町栗鹿	H23. 3. 16
市指定	彫刻	栗鹿神社木造著色狛犬像	栗鹿神社	山東町栗鹿	H23. 3. 16
市指定	天然記念物	金香瀬のヒカゲツツギ	小野区財産管理 委員会	生野町小野	H23. 3. 16
市指定	無形民俗文化財	久留引百々手	久留引熊野神社 氏子	和田山町久留引	H24. 7. 24
市指定	古文書	牧田家文書	牧田啓三	山東町大月 (埋文センター)	H25. 3. 28
市指定	彫刻	金剛力士立像	法宝寺	和田山町岡田	H25. 9. 24

区分	種 別	名 称	所有者等	所在地	指 定 年月日
市指定	天然記念物	法宝寺のクスノキ	法宝寺	和田山町岡田	H25. 9. 24
市指定	古文書	「欧羅巴航日録」ほか糸井京極家家臣黒澤貞備関係資料	朝来市	山東町大月(埋蔵文化財センター)	H26. 4. 18
市指定	彫刻	木造千手観音立像	迫間区	山東町迫間	H27. 4. 27
市指定	彫刻	木造不動明王立像	迫間区	山東町迫間	H27. 4. 27
市指定	彫刻	木造毘沙門天立像	迫間区	山東町迫間	H27. 4. 27
市指定	彫刻	木造馬頭観音立像	一品区	山東町一品	H27. 4. 27
市指定	古文書	小山弥兵衛・全鏡関係文書	水月院	山東町大月(埋蔵文化財センター)	H28. 3. 22
市指定	建造物	進藤家住宅	進藤正確	佐囊	H29. 3. 21